

令和2年第3回

甲佐町議会 9月定例会会議録

令和2年9月11日～令和2年9月15日

熊本県甲佐町議会

令和2年第3回甲佐町議会（定例会）目次

○9月11日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
本会議に職務のために出席した者の職氏名	1
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	1
開会・開議	3
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	3
日程第3 議長の諸般の報告について	4
日程第4 町長の提案理由の説明について	4
日程第5 監査委員の報告について	6
日程第6 認定第1号 令和元年度甲佐町一般会計歳入歳出決算の認定について	8
日程第7 認定第2号 令和元年度甲佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	38
日程第8 認定第3号 令和元年度甲佐町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	42
日程第9 認定第4号 令和元年度甲佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	46
日程第10 認定第5号 令和元年度甲佐町水道事業会計決算の認定について	49
散会	51

○9月14日（第2号）

出席議員	52
欠席議員	52
本会議に職務のために出席した者の職氏名	52
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	52
開議	53
日程第1 一般質問	53
12番 本田 新議員	53
3番 田中孝義議員	64
10番 井芹しま子議員	70
6番 佐野安春議員	83
2番 甲斐高士議員	97
散会	106

○9月15日（第3号）

出席議員	107
欠席議員	107
本会議に職務のために出席した者の職氏名	107
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	107
開議	110
追加日程第1 発言取消し申出書について	111
日程第1 承認第7号 専決処分の報告及び承認について	112
日程第2 報告第3号 財政健全化判断比率等の報告について	116
日程第3 議案第43号 甲佐町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の一部を改正する条例の制定について	117
日程第4 議案第44号 甲佐町手数料条例の一部を改正する条例の制定について	119
日程第5 議案第45号 甲佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	121
日程第6 議案第46号 甲佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	123
日程第7 議案第47号 甲佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	125
日程第8 議案第48号 甲佐町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	126
日程第9 議案第49号 甲佐町子育て支援住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	128
日程第10 議案第50号 川平キャンプ場の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について	130
日程第11 議案第51号 財産の無償譲渡について	136
日程第12 議案第52号 訴えの提起について	137
日程第13 議案第53号 第7次甲佐町総合計画基本構想について	139
日程第14 議案第54号 令和2年度甲佐町一般会計補正予算（第6号）	149
日程第15 議案第55号 令和2年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	160
日程第16 議案第56号 令和2年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）	161
日程第17 議案第57号 令和2年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	163
日程第18 発議第2号 「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」の提出について	164

日程第19	議員派遣について……………	166
日程第20	総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について……………	167
日程第21	産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について……………	167
日程第22	議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について……………	167
閉会……………		168

9月11日（金曜日）

令和2年第3回甲佐町議会（定例会）議事日程

（第1号）

1. 招集年月日 令和2年9月11日
1. 招集の場所 甲佐町議会議場
1. 開会 9月11日 午前10時00分 議長宣告
1. 散会 9月11日 午後3時52分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲斐良二	2番 甲斐高士	3番 田中孝義
4番 鳴瀬美善	5番 森田精子	6番 佐野安春
7番 荒田博	8番 宮本修治	9番 福田謙二
10番 井芹しま子	11番 宮川安明	12番 本田新

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北畑公孝 議会事務局事務長 早崎伊津子
(ほか2名)

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 奥名克美	副町長 師富省三
会計管理者 渡邊友美	総務課長 北野太
企画課長 古閑敦	地域振興課長 荒田慎一
くらし安全推進室長 佐々木善平	税務課長 奥名雄吉
環境衛生課長 橋本良一	住民生活課長 藤井貴美代
健康推進課長 福島明広	福祉課長 岡本幹春
農政課長 井上幸介	建設課長 志戸岡弘
会計課長 渡邊友美	町民センター所長 中林健次
教育長 蔵田勇治	学校教育課長 吉岡英二
社会教育課長 奥村伸二	農業委員会事務局長 井上幸介
選挙管理委員会書記長 北野大	代表監査委員 豊永康法

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

3番 田中孝義 4番 鳴瀬美善

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議長の諸般の報告について

日程第4 町長の提案理由の説明について

日程第5 監査委員の報告について

日程第6 認定第1号 令和元年度甲佐町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 認定第2号 令和元年度甲佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
について

日程第8 認定第3号 令和元年度甲佐町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて

日程第9 認定第4号 令和元年度甲佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認
定について

日程第10 認定第5号 令和元年度甲佐町水道事業会計決算の認定について

1. 議事の経過

開会・開議 午前10時00分

○議長（宮川安明君） おはようございます。ただいまから令和2年第3回甲佐町議会議定例会を開会いたします。

今定例会におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、議員、執行部及び事務局職員のマスクの着用をすることにしております。また、傍聴者におかれましても、マスクを着用のうえ、指定された座席での傍聴にご協力のほどをお願いいたします。

これから本日の会議を開きます。しばらく休憩します

休憩 午前10時01分

再開 午前10時21分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、議席に配布のとおりでございますので朗読を省略いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（宮川安明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、3番、田中孝義議員、4番、鳴瀬美善議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（宮川安明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本件は議会運営委員会に付託してありますので、委員長の報告を求めます。

12番、本田議会運営委員長。

○議会運営委員長（本田 新君） 先の定例会において付託を受けておりました令和2年第3回定例会の会期及び日程について、議会運営委員会より報告いたします。

去る8月31日に議会運営委員会を開催し、執行部から町長、副町長、総務課長、行政係長、財務係長の出席を求め、正副議長を交え、執行部からの提出案件及び一般質問、その他の案件を勘案し、お手元に配布のとおり、会期を本日9月11日から15日までの5日間と決定いたしました。

本日は、会期の決定、議長の諸般の報告、町長の提案理由の説明、監査委員の報告、令和元年度甲佐町一般会計、各特別会計歳入歳出決算の認定及び水道事業会計の決算の認定。12日及び13日は議案調査のため休会。14日は一般質問。15日は承認案件、報告案件、条例案件、財産の無償譲渡について、訴えの提起について、第7次甲佐町総合計画基本構想について、令和2年度一般会計及び各特別会計補正予算、その他議会提出案件についての審

議。

以上のとおり議会運営委員会では決定しましたので、議員各位におかれましては、よろしくご審議の上ご決定いただきますようお願い申し上げ、報告といたします。

○議長（宮川安明君） 会期の日程については、ただいまの本田委員長の報告のとおり決定したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、ただいまの本田委員長の報告のとおり、本日9月11日から15日までの5日間と決定いたしました。

認定第1号から認定第5号までの令和元年度甲佐町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の認定について、承認第7号、専決処分の報告及び承認について、報告第3号、財政健全化判断比率等の報告について、議案第43号から議案第50号までの条例の一部改正について、議案第51号、財産の無償譲渡について、議案第52号、訴えの提起について、議案第53号、第7次甲佐町総合計画基本構想について、議案第54号から議案第57号までの令和元年度甲佐町一般会計及び各特別会計補正予算を一括上程いたします。

日程第3 議長の諸般の報告

○議長（宮川安明君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

議長の諸般の報告及び議員派遣の報告については、議席に配布のとおりですので朗読を省略します。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

日程第4 町長の提案理由の説明

○議長（宮川安明君） 日程第4、町長の提案理由の説明を求めます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 皆さん、おはようございます。本日は、令和2年第3回甲佐町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙の中、ご参集をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、本町におきましても感染が発生をし、感染拡大もいよいよ身近なものとなっております。新型コロナウイルス感染症対策につきましては、今後においてもさらには日々の暮らしの中で日常的に予防対策に取り組んでいく状況にあると思うところでありますけれども、町民の皆様におかれましては、流言飛語に惑わされることなく、冷静な行動と改めて3密を避けた感染予防対策をお願いしたいというふうに思っております。

また、台風10号につきましては、猛烈な勢力のまま九州に接近するとの予報から、6日の午後3時には避難勧告を発令し、小学校体育館4カ所を指定避難所としたところ、6日22時現在で93世帯190名の避難者があり、町も警戒体制をとりながら対応したところであ

りますけれども、結果といたしましては、大きな被害はなく、安堵したところであります。

しかしながら、これからもしばらくは台風のシーズンでもありますし、今後におきましても災害対応には万全を期す所存でございます。

また、井戸江峡交流拠点施設COMMON IDOEが7月31日にオープンをいたしました。早速予約が入るなど利用状況も好調のようで、町を代表する観光交流施設の一つとして期待をするところでございます。

熊本甲佐総合運動公園緑川リバーサイドパークの進捗状況につきましては、テニスコートが8月にオープンをして、サッカーコートのナイター照明は10月から供用開始予定といたしております。

また、災害公営住宅の不具合の件につきましては、2日の熊日新聞紙上に掲載をされておりましたとおり、設計者と施工業者が費用負担をする形で改修されることになっており、予定では10月末までに完了することになっております。

それから、豪雨災害に見舞われた芦北町、球磨村への職員派遣につきましては、7月10日から9日3日まで、1日当たり2名から6名をほぼ毎日派遣をし、避難所運営、災害ごみ処理の対応、被害認定調査や保健師活動などを行ったところです。

実績といたしましては、派遣日数、延べ49日、派遣人数、延べ184人で、実人数といたしましては、129名中81名、率にいたしまして約63%の職員が業務に当たったこととなります。

今回の豪雨災害では、65名の尊い人命が犠牲となられ、また、多くの方々が被災をされました。改めて謹んでの哀悼の意を表しますとともに、心からお見舞いを申し上げます。そして、今後の被災地の1日も早い復旧復興を祈念いたすところです。

それでは、今期定例会に提出いたしております各議案についてご説明を申し上げます。今期定例会に提案をいたしております案件は、認定案件が5件、承認案件が1件、報告案件が1件、条例案件が8件、財産の無償譲渡案件が1件、訴えの提起案件が1件、町の総合計画案件が1点、補正予算案件が4件の合わせて22件となります。

まず、認定案件といたしまして、令和元年度甲佐町一般会計歳入歳出決算ほか4件の各会計の歳入歳出決算の認定について。承認案件といたしまして、令和2年度甲佐町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の報告及び承認を。報告案件といたしまして、財政健全化判断比率等の報告について。条例案件といたしましては、甲佐町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ほか7件をご提案しております。

財産の無償譲渡案件といたしましては、緑町区集会用施設の無償譲渡。訴えの提起案件につきましては、事業用地の時効取得を原因とする所有権移転登記手続を求める訴えの提起。町総合計画案件につきましては、第7次甲佐町総合計画基本構想について。補正予算案件といたしましては、まず令和2年度甲佐町一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

歳出の主なものといたしましては、議会費では議員研修予算130万円をコロナウイルス

対策に充てる減額補正。その他については、主に新型コロナウイルス感染症対策対応地方創生臨時交付金を活用した新たな事業等に関連した増額補正を行ったところであります。

歳入につきましては、令和元年度の決算により、歳計剰余金の処分による繰越金9,523万3,000円、地方交付税に1億5,554万6,000円、新型コロナウイルス感染症対策対応地方創生臨時交付金に1億708万9,000円などを追加し、歳入が歳出を上回る2億1,431万3,000円を財政調整基金繰入金から減額をし、総額で2億2,424万9,000円を増額補正し、補正後の総額を96億3,343万2,000円といたしております。

次に、令和2年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、令和2年度介護保険特別会計補正予算（第1号）、令和2年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出では主に過年度分の国県への返還金及びその他予備費の増額等を行い、歳入につきましては、歳計剰余金の処分により繰越金等を計上し、国民健康保険特別会計では1,180万4,000円を増額し、総額で15億767万1,000円。介護保険特別会計では9,621万5,000円を増額し、総額で16億2,937万円。後期高齢者医療特別会計では、174万8,000円を増額し、総額で1億6,565万1,000円といたしております。

以上、今期定例会にご提案をいたしております各議案についてご説明を申し上げますが、各議案のご審議の節は、各担当課長等に説明いたさせますので、適切にご議決をいただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（宮川安明君） 以上で町長の提案理由の説明を終わります。

日程第5 監査委員の報告について

○議長（宮川安明君） 日程第5、監査委員の報告についてを議題とします。

豊永代表監査委員に決算審査意見書の報告を求めます。

豊永代表監査委員。

○代表監査委員（豊永康法君） おはようございます。代表監査委員の豊永でございます。これより監査委員の報告を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

町長から、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により、令和元年度甲佐町各会計の歳入歳出決算及び各基金運用状況並びに水道事業会計決算について審査に付されましたので、森田監査委員とともに審査を実施し、その審査結果について町長へ報告を行ったところでございます。

それでは、皆様に配布してございます令和元年度各会計歳入歳出決算審査意見書をご覧いただきたいと思います。1ページでございます。まず第1、審査の概要は、審査の対象としまして、各会計歳入歳出決算書は、一般会計歳入歳出決算書、国民健康保険特別会計歳入歳出決算書、介護保険特別会計歳入歳出決算書、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書、水道事業会計決算書でございます。附属書類としまして、令和元年度甲佐町各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書でございます。

審査の期間は、令和2年7月22日から令和2年8月11日まで、実質延べ8日間でございます。

ました。

審査の場所は、ここの職場、議会棟の監査事務局及び委員会室でございます。

審査の手續としましては、7月20日付けで町長から審査に付されました各会計歳入歳出決算書、付属書類及び関係諸帳簿その他証書類等を照合し、併せて関係職員から説明を聴取し、件数の正確性、予算の執行状況、財政状況について審査を実施しました。

さらには、例月出納検査等の状況も参考に審査を実施したところでございます。

審査の結果は、一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算書及び政令で定める付属書類については、関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿その他証書類と照合した結果、誤りないものと認められました。

なお、決算の概要及び意見は次のページの通りでございますが、最後のほうのページ、21ページと22ページが結びとなっております。本文を朗読して報告させていただきます。

21ページでございます。第9条、結び、令和元年度一般会計、特別会計及び水道事業会計の歳入歳出決算及び実質収支に関する調書、財産に関する調書を審査の結果、各会計決算関係については、法令に準拠して適正に会計経理が処理されていることを認めた。下表、下の表、第27表でございます。下表は財政構造指標の推移である。経常収支比率は前年と同じく88.1%である。次の財政力指数も前年と同じく0.31である。財政力指数は1に近いほど財源に余裕があるとされているが、平成27年度の0.29から僅かではあるが上昇傾向にある。実質公債費比率は前年と比較して0.2ポイント上昇し、6.4%となっている。この比率は高いほど財政硬直化の一因となるものとされている。今後においても、過疎債など交付税措置が高い地方債などを計画的に活用することで比率の上昇を抑制する取組みを行われない。

財政調整基金は12億155万9,000円と前年を3億2,576万8,000円上回っている。地方債現在高は111億9,826万4,000円と、平成28年度熊本地震以降、大きな伸びを示している。熊本地震、豪雨災害から4年半近くが経過し、復旧復興が最終局面に入っている一方、災害公営住宅や子育て支援住宅の公営住宅建設事業債の本格的な償還も始まってくる。そういった中での財政運営にあたっては、地方債の動向にも注視しながら、今後ともより一層の自主財源確保に向けた取組みを行う必要があると考える。

22ページをお願いします。自主財源の確保については、安定的な財政運営を行うため、税等の徴収率向上を目的として設置された甲佐町税等収納率向上対策本部は、熊本地震が発生した平成28年度以降開催されていない。関係各課が連携し、滞納処分等について協議することはそれなりに意義深いと考える。

さて、令和2年度の始まりとともに新型コロナウイルス感染症が世界的に猛威を振るい、本町においても感染の広がりが懸念される状況になっている。このため、町政運営においては、各種事業の縮小、中止をはじめ様々な感染症対策を講じられているが、感染症の収束がなかなか見通せない。一方では、熊本県南地域等で発生した令和2年7月豪雨に見られるように、これまで経験したことのない被害が続出している。

このような中、執行部、職員の皆さんにおかれては、町民の不安を払拭し、安全安心で

住みやすいまちづくりに引き続き健闘されるようお願いする。そして、平成28年度の熊本地震以降5年にわたり、甲佐町の復旧事業、さらに創造的復興事業に献身的に従事していただいた鹿児島県をはじめ県内外の多くの自治体から派遣された職員の皆さん、また、派遣いただいた自治体に改めて深く感謝と敬意を表したい。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 以上で豊永代表監査委員による令和元年度一般会計、各特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計決算審査意見書の報告が終わりました。

何か監査委員に質問ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮川安明君） 質問なしということで、監査委員におかれましては、長期間の監査大変お疲れさまでございました。議会を代表して両監査委員への深い敬意を表しますとともに、心から謝意を申し上げます。ありがとうございました。

日程第6 認定第1号 令和元年度甲佐町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（宮川安明君） 日程第6、認定第1号「令和元年度甲佐町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは令和元年度一般会計歳入歳出決算書についてご説明いたします。決算書の綴りで説明いたします。

令和元年度甲佐町一般会計歳入歳出決算書でございます。ページめくっていただくと、認定第1号、令和元年度甲佐町一般会計歳入歳出決算書でございます。次のページをお願いします。令和元年度歳入総括表です。説明は款と収入額を読み上げる形でご説明申し上げます。

款1、町税、9億4,365万9,959円。款2、地方譲与税、6,417万2,006円。款3、利子割交付金、39万3,000円。款4、配当割交付金、162万6,000円。款5、株式等譲渡所得割交付金、108万6,000円。款6、ゴルフ場利用税交付金1,166万4,818円。次のページをお願いします。

款7、地方消費税交付金、1億8,661万1,000円。款8、自動車取得税交付金、768万2,474円。款9、環境性能割交付金、191万7,000円。款10、地方特例交付金、1,855万1,000円。款11、地方交付税、23億3,741万2,000円。款12、交通安全対策特別交付金、96万8,000円。款13、分担金及び負担金、6,735万7,731円。款14、使用料及び手数料、6,624万7,335円。次のページをお願いします。

款15、国庫支出金、20億1,588万6,643円。款16、県支出金、9億4,216万5,419円。款17、財産収入、2,974万1,053円。款18、寄付金、1,086万円。款19、繰入金、2億7,272万6,494円。款20、繰越金、3億1,259万6,055円。次のページをお願いします。

款21、諸収入、6,740万8,086円。款22、町債、17億602万4,000円。

歳入合計です。収入済額が90億6,675万6,073円。次のページをお願いします。

歳出総括表です。歳出総括表につきましても、款と支出済額を読み上げる形でご説明申し上げます。

款1、議会費、7,670万8,215円。款2、総務費、10億4,472万8,583円。款3、民生費、19億3,321万355円。款4、衛生費、7億1,205万9,862円。款5、農林水産業費、2億6,360万2,925円。次のページをお願いします。款6、商工費、6,521万9,144円。款7、土木費、15億2,086万9,770円。款8、消防費、3億781万7,570円。款9、教育費、12億4,797万2,724円。款10、災害復旧費、7億1,241万8,100円。次のページをお願いします。

款11、公債費、7億7,507万1,886円。款12、諸支出金は0円でございます。また、款13、予備費につきましても、支出済額は0円となっております。

歳出合計です。支出済額が86億5,967万9,134円です。歳入歳出差引残額が4億707万6,939円で、このうち基金繰入額が2億円となります。令和2年9月11日提出、町長名でございます。

続いて、ページが飛びますけど223ページをお願いいたします。223ページです。実質収支に関する調書です。区分と金額を読み上げます。1、歳入総額、90億6,675万6,073円。2、歳出総額、86億5,967万9,134円。3、歳入歳出差引額、4億707万6,939円。4、翌年度へ繰り越すべき財源としまして、(2)繰越明許費繰越額としまして6,184万3,000円。5、実質収支額、3億4,523万3,939円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額2億円。5の実質収支額から6の基金繰入額を差し引いた1億4,523万3,939円が次年度への繰越額となります。以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） 以上で説明が終わりました。しばらく休憩します。

休憩 午前10時56分

再開 午前10時59分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。質疑につきましては、主要施策成果一覧からも質問ができますので。まず歳入、款1町税から款14使用料及び手数料まで、15ページから29ページ中段まで質疑を行います。15ページから29ページまで、歳入です。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 23ページの地方交付税についてですけれども、町は借入れをする場合ですね、地方交付税の還付がですね、あるような借入れを積極的にされているわけですけれども、そういった点ですね、償還がですね、公債費の償還、公債費が増えていけばですね、単純に考えれば、地方交付税もですね、増えていくというふうに考えられますけれども、地方交付税においてはですね、公債費は年々上がっていくわけですが、経過を見ますと、資料を見させていただきますと、地方交付税においてはですね、年々減少しているということなんですけれども、この点についてですね、説明をお願いを申し上げ

げます。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） 地方交付税につきましては、年々減少してるといような今ご質問でございますけれども、平成27年度からの地方交付税の交付額を見ますと、平成27年が23億4,949万3,000円、平成28年が26億3,116万3,000円、29年が25億5,467万5,000円、平成30年が24億1,594万8,000円で、令和元年度につきましては23億3,741万2,000円ということで、決して減っていくというような状況ではございませんが、議員おっしゃられるように、過疎債等を借りても7割の交付税還元とかいような、そういうことで交付税の中にまた償還分が入ってくるということもあります。

臨時財政対策債などにつきましては、国の毎年の配分額というか、配賦の率等々が変わってきてまして、私たちが思っているような金額は入ってこないときもあるし、その次の年が入ってくるという年もございます。そういった形でまた上下していくというような状況でございます。以上で説明終わります。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

款1町税から款14使用料及び手数料まで質疑を行っております。

ありませんか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 19ページですね、利子割交付金ですけれども、この中身がですね、十分にわかってないということもあると思うんですけれども、前年度からすればですね、かなりの減額になっておりますけれども、自治体によってはですね、全体が下がってるわけでもないわけですけれども、その点について説明をお願い申し上げます。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時06分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは、利子割交付金についてのご質問でございます。利子割交付金につきましては、金融機関からの利子の支払を受ける際に、課税された税の一部が交付されるもので、これは熊本県からの配分という形になります。令和元年度が当初予算に対して少なくなっているというようご質問でございますけれども、これは県からの配分額がこういう決定になったということでございます。以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、款15国庫支出金から款16県支出金、29ページ下段から51ページ上段まで、何か質疑ありませんか。29ページから51ページです。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 38ページですけれども、中長期在留者住居地届出等の事務委託金ということですのでけれども、額としてはそんなに大きくないわけですが、これはどこにその委託をされているのかお尋ねを申し上げます。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（藤井貴美代君） お答えいたします。井芹議員からのお尋ねで、中長期在住者住居地届出等事務委託金の17万3,000円についてのお尋ねですけれども、これは甲佐町に外国人の方が転入等をされました際に、事務的な手続をする事務費として国のほうから委託の事務費としてですね、17万3,000円いただいております。で、令和元年度については35件、転入転出を含めて35件の事務取扱いをしておりますので、それに対していただいております。以上になります。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 今はその外国の方ですけども、資料にあったと思うんですけども、ちょっと私のほうが覚えてないもんだからですね、その人数というのは大体どのくらいいらっしゃるんですか、町内のほうには。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（藤井貴美代君） 令和2年の、すみません、こちらにお持ちしております資料が今年の8月末の資料ですけども、甲佐町に外国人の方が77名いらっしゃいます。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑ありませんか。

なければ次にいきますけど、よろしいですね。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（宮川安明君） 次に、款17財産収入から款22町債まで、51ページ中段から71ページまで、何か質疑ありませんか。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番、甲斐良二でございます。54ページになります。財産収入の不動産売却売払収入ですかね、土地建物売払収入ということで、2,273万4,120円計上されておりますが、町の遊休資産を売却された、たしか西寒野の町営住宅跡地ですかね、だと思いますが、こういった遊休資産というのは、西寒野の跡地においては町の野球チームの寮ですかね、にもなっておりますし、定住にもつながっていくことだと思いますし、非常に素晴らしいことだと思っております。今後そういった遊休資産の売却等は、定住につながるのであればどんどん進めていくべきだと思いますが、そのへの展望についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 町の行財政改革等の考え方にしても、町有地の有効活用を図っていくんだということは、ちゃんと明示をしているところです。したがって、議員おっしゃるようなそういう定住につながる政策であるとか、企業誘致であるとかですね、そういったことには積極的に活用を図っていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑ありませんか。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） はい、4番です。ページ数は同じくですね、54ページですけれども、款の18の寄付金ですね、指定寄付金ということで1,082万8,000円がございます。これについては、後のほうで出てくると思うんですけども、まず最初に、これはふるさと納税の寄付金なのかをまずお答えいただきたいと思います。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） 議員おっしゃるとおり、ふるさと納税の寄付金になります。以上です。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） はい、ふるさと納税の寄付金ということで、令和元年度分ですね。となると、1,082万8,000円で、現在、令和2年度、この元年の歳入を受けて、おそらくそれ以上の努力をされて令和2年は計画を立てられたと思うんで、令和2年の計画目標数値、それと、本日までの大体の進捗率、その計画に向けた進捗率がどのくらいになるのかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい、令和2年度の目標額ということですが、予算額につきましては2,000万という形であげさしておりますので、少なくともその予算額は到達すると考えております。で、今の現段階の、8月31日現在でございすけども、これにつきましては今年いろんな部分で返礼品の費の見直し等も行いましたので、そのへんで1,400万程度が寄付金が上がっておりますので、予算額の2,000万にはそういうふうを考えているところでございます。以上になります。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 58ページですけれども、介護保険の特別会計繰入金ですけども、959万4,817円が繰り入れられまして、そしてまた、下のほうには国民健康保険の特別会計から62万1,977円が繰り入れられておりますけども、繰り入れるにはそれなりのもちろん理由があるんですけども、その中身がですね、どういった中身でこういうふうになるのかっていうのをですね。それともうひとつ66ページですけども、金額的にはあれなんですけど、上益城郡中学校の学力向上研究助成金というのが10万8,000円ですけども、こういったのがですね、どういったふうな中身なのかですね、これについてお尋ねをいたします。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） まず介護保険特別会計繰入金のほうからご説明させていただきます。国民健康保険特別会計繰入金も考え方は同一だと思いますが、元年度において町のほうから、町の一般会計のほうから特会のほうに繰入をしていただきます。で、各種事業を実施した後、精算を、各事業の精算を行います。精算をして多くもらっていたもの

については一般会計のほうに戻し入れをすると。特別会計のほうから見ると、一般会計への繰出、一般会計のほうから見ると特別会計からの繰入金で、各特別会計の精算金という形になります。以上です。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（藤井貴美代君） 国民健康保険の特別会計繰出金についてご説明します。失礼しました、繰入金についてご説明します。

介護保険と、介護保険特別会計と同じような考えで、特別会計の精算金をですね、一般会計に繰り入れて、特別会計の決算の結果、精算金といいますか、精算した金額を一般会計に戻す、繰り入れるということで行っております。以上になります。

○議長（宮川安明君） 蔵田教育長。

○教育長（蔵田勇治君） 66ページの上益城郡中学校区学力向上研究助成金についてお尋ねだと思います。これは上益城共有でですね、研究指定があっておりまして、中学校区の小中学校の学力向上を目的として、昨年度から指定をされているものでございまして、その研究の助成をするということで、上教連からの助成金でございます。ただ、今年はコロナ感染症のことがありまして、臨時休業が非常に長くなっておりますことから、研究指定を1年繰り延べるということになっておりますので、助成金も繰り延べるということに結果的になっております。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） 2番、甲斐です。62ページになります。62ページ、諸収入の中の雑入の中で、町営バス運賃収入ということで52万8,250円ということで記載されております。これにつきましてはですね、以前、私も職員時代に町営バスの担当をしておりました時にはですね、約、運賃収入は100万ちょっとあったと思います。それからすると、約半分ぐらいにここ数年でなってるということですね、この減額につきましては、少子高齢化、人口減少が本町も進展しておりまして、そういった影響から利用者の数が減ってこの半額、こういった数字が下がってきているのか。

また、それと併せてですね、28年には熊本地震も発生しておりますし、また、今年になってから新型コロナとかもあっております。そういった別の社会的な問題というのもですね、要因になってこういった運賃収入が下がっているのか、そのへん、担当課、企画課としてどのように分析されているのか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（古閑 敦君） 町営バスにつきましてはですけども、甲斐議員おっしゃるとおり、利用される方が少なくなっているというのは現状でございます。平成30年度には3,615人のご利用がありまして、令和元年については3,325人ということで、約300人ほどの減少というふうになっております。今年度についてはですね、若干ご利用されてる方は多くなってるような状況なんですけれども、やはり熊本地震から利用の方が若干下がられましたことと、あと、災害における交通止め、通行止め等がありましたので、運休した

りありましたので、28年以降は若干減って、今、復旧のほうも終わりましたので、また徐々に回復はしているのかなという状況ではあります。今年は何年と比べると、乗客数のほうは上向きにはなっているところです。以上です。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 申し訳ありません。今、2番の甲斐議員が質問されたのと同じ所なんですけれども、視点を変えたところからの質問ということで発言をさせていただきたいと思います。

今、同じ所なんですけれども、町営バスの運賃収入が52万8,000円。で、今は歳入の所なんですけれども、82ページのほうの歳出にあたるんですけど、ここのほうで、町営バスの運行委託料ということで869万6,000円の支出。その上に地域公共交通基礎調査ということで366万ということで、これについては、一般質問、前回というか、前の一般質問の中でも、交通弱者だったり免許証の返納ということで、担当課のほうからご説明があったと記憶しておりますけれども、こういったところから踏まえると、非常に金額的には歳入よりも歳出のほうの方がものすごく大きい。しかし、やっぱり地域の方たちの声を聞く中で、過疎だったり中山間だったりというような甲佐町にとっては、やっぱり高齢者の方たちがどうしても交通手段がないということで、是非とも町営バス、できれば視点を変えて、違う方法で調査もされよるんであれば、その結果はまだ正式には出てないと思うんですけども、赤字っていうことはこれを見ると一目瞭然ではありますけども、赤字赤字じゃなくて、やっぱり住民の方たちが困るとられるということで、そのへんはどう担当課としては進めていこうと思われるのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 担当課長のご指名ですけど、私のほうから、大事な基本的なことだなと思いますので、私のほうからお答えしたいと。

議員ご指摘の地域といいますと、中山間だったり、竜野のほうの山間部と、それから宮内地区を頭に入れたところでのご質問だろうと思います。町営バスを利用される方には、一番おそらく病院であったり、それから買い物であったりということで利用される方が多い。で、ただ今後、おっしゃるとおり、車の免許返納ということで、高齢者の方々が自分の自家用で外出がなかなか少なくなったし、できなくなってくるというので病院その他…。

買い物については、実は今回の補正予算の中でですね、移動販売車、買い物の移動販売をやっていただくための経費を町のほうで助成しようということで、そういう手立てを考えています。要は買い物難民対策ということで、これまで私もマニフェストの中でなんとかしなくちゃいかんというような事柄について、今回、計画をしよう。

それと、町営バスの利用、利用っていうかな、増えるようにということの手立てとしては、観光名所、やな場が一番の名所であります。そういう名所の所にバス停を設置しようとかですね、そういった取組みについては、今のところ考えてやっております。

ただ、おっしゃるとおり、収入から実際かかる経費を差し引いたときには、マイナス800万円ぐらいの収支が出ておりますので、じゃあ、今の形態の町営バスのあり方でいい

のかどうかについては、これやはり真剣に考えなくちゃならないし、財政改革の一つとして、これは真剣に考えるべきというふうな点があるかな。あと、だからそのへんを、地域の要望としては、バスだとなかなか下まで下りてこんといかんから、できるなら公民館まで来てくれると非常に助かるとか、そういう思いもあるようですけども、そのへんの思いと、それから実際の現在の状況とすり合わせといいますか、そのへんをうまくやったところで経費が下がっていくような手立てができないかということをごすね、考えていきたいというふうには思っております。ちょっとまだ今の段階ではそういうところですけど、一つの買い物難民対策としては、一つ前進するのかなという思いがあります。以上です。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 今、町長のほうの答弁で非常にわかりやすいお答えだったかなと思います。今、事務局のほうでも一生懸命頑張られておるということは認識しておりますので、是非とも検討から研究という段階のほうにですね、進んで、町長の意向が反映できるような形で発展していくことを期待いたします。ありがとうございました。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） はい。次に歳出です。歳出については、概ね款ごとに行います。まずはじめに、款1 議会費、73ページから75ページ上段までです。議会費です。73ページから75ページ上段です。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に款2 総務費、75ページ上段から109ページ上段までです。何か質疑ありませんか。総務費です。款2、総務費。

本田議員。

○12番（本田 新君） 82ページの地域おこし隊の協力隊、この企画費で考えておられるこの地域おこし隊、協力隊員の活動内容というのは、どういったことが今やっておられるのか。そのことについてお聞かせください。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい、お答えしたいと思います。地域おこし協力隊の活動状況でございますけども、1人がですね、2名おられまして、1名の方が宮内地域の活性協議に従事をさせていただいております。また、活動内容といたしましては、宮内地区における都市農村交流事業推進だったりとか、宮内の農産物など、販売強化等を行っていただいているところでございます。

もう一人の方につきましては、まちづくり協議会という形で、その件といたしまして活動していただいております。町の定住、また移住等にですね、PR、また、町の活性化等の活動をしていただいております。以上になります。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） 2名おられて、336万、この336万というこの金額は、どのようにして査定されて支出をされておられるのか。普通、人件費としてはちょっと安いような、1人分ぐらいかなという思いがあるけども、これは2人分というのは、どういった査定で考えられてこの金額を出されておるのか、お聞かせください。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） この地域おこし協力隊につきましては、国の特別交付税の対象になっておりまして、人件費としましては1人当たり大体200万が上限という形になっております。それを基準にいたしまして、大体月額16万の報償費ですね。今年1年につきましては、年度途中の採用ですので、その方が9カ月になってますので、金額が若干400万より少し下がってくる部分になります。で、大体年間ですね、192万ぐらいが1人の方の費用になっております。

ただ、この地域おこし協力隊につきましては、活動費につきましては、また町のほうから助成金を出しますので、その分で活動していただいているという部分で、大体1人当たり400万が上限の形で活動をしていただいているという形になります。以上になります。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） はい、7番。78ページですね、使用料及び賃借料の中で、人事交流派遣職員分駐車場借上料となっておりますけども、中身についてですね、ちょっと説明していただければなと思います。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） はい、これにつきましてはですね、人事交流という形で、今、県庁の本庁のほうにですね、2名職員が行っております。車でもちろん行きますので、県庁そばの民間駐車場をちょっとお借りしまして、そこに駐車して通勤しているというような経費になります。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番、甲斐良二でございます。92ページです。金額は1万円なんですけど、ちょっとどういった負担金かということで。熊本県企業内暴力団等連絡会負担金でございますが、これどういった負担金なのか、1万円ではございますが、企業の中にある暴力団に負担金を出したのかというふうにもとれますし、説明をお願いします。

○議長（宮川安明君） ぐらし安全推進室長。

○ぐらし安全推進室長（佐々木善平君） それでは、熊本県企業内暴力団等連絡会負担金についてご説明いたします。これは、暴力追放センターというのが県庁の近くにごございますけれども、その賛助会員ということでございまして、この年間の会費ということでございます。毎年1回ですね、暴力追放運動というのがあってございまして、そこに出席をし、また、毎月、暴力団情勢とか、そういう事件の検挙の状況とかを私たちのほうに、役場のほうにファックスあたりで来ます。それを今度は職員の方々に、行政暴力の対象報告、

それを町民の方々に教えておるといようなことです。暴力追放の一環でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、款3 民生費、109ページ中段から127ページまで、何か質疑ありませんか。款3、民生費について質疑を行います。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。こちらの主要施策成果一覧のほうからもいいというお話だったと思いますので、それでお話をしますが、主要成果一覧の24ページに、プレミアム商品券事業について記載がありますが、その中で、非課税者対象のプレミアム商品券事業が、購入率が21.4%ということで、そこまでですね、購入がなかったということが載っておりますが、そういったところをどういうふうに分析をされてるのかということで説明をお願いします。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） プレミアム付き商品券の購入ということで、これ昨年度実施した事業の中で、掲載のとおり非課税世帯、また、子育て世帯のこの支援ということで事業が行われたものでございます。対象者の方が非課税世帯ということで、プレミアム率が25%ですね、25%と。今年のプレミアム付き商品券と比較していただくとわかるんですが、若干プレミアム率が低い。それと、非課税世帯が対象ということで、どうしても今買わない。商品券を買うのと同じということで、若干購入率が厳しかったのかなというふうに考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） 款3、民生費について質疑を行っております。ほかにありませんか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 10番、井芹です。老人ホームについてですけれども、打診というか、もちろんあるわけですが、この提出されている部分もあるわけですが、純粋にそういったものを差し引いてですね、入所者の入居費なんかも入ってますけれども、そういったのを全部その計算をしてですね、実質甲佐町が支出をする金額というのはですね、どのくらいになるのかお尋ねをいたします。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） 実質、町の負担金が老人ホーム措置について、町がいくら出しているかということですが、申し訳ありません、個別に計算しておりませんが、後ほど歳入と歳出のほうから計算してお答えしたいと思いますが、基本的に入居者本人負担金、それと扶養義務者負担金というのが収入で上がります。措置費のほうがかなり高額になるということで、ほぼ町の持ち出しというような、老人ホームについては町の持ち出しが非常に大きいというような状況でございます。金額については後ほどちょっと計算してからお答えさせていただきたいと思います。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。同じく主要施策成果一覧の23ページ、健康診査事業で、歯科口腔健康診査事業というのがありまして、対象者が2,000名ほどで受診者は56名というふうになっておりますが、対象者が多い割にはこういう受診者が少ないというふうなデータ分析はどうでしょうか、されていますでしょうか。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時44分

再開 午前11時44分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの佐野議員の質問は後期高齢の部分ですので、後で引き続き質問をお願いしたいということで、よろしいですね。

ほかにごいませんか。

民生費について質疑を行っております。款3、民生費、109ページ中段から127ページまでです。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。こちらのほうの132ページの委託料の中に、予防接種委託料というのがございますが、この予防接種の。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。127までです。

○6番（佐野安春君） 失礼しました。

○議長（宮川安明君） いえ。ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんね。

福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） 先ほどの老人ホームの件についてお答えさせていただきたいと思います。まず歳出につきまして、養護老人ホーム入所措置費につきましては、年間9,190万ほど。それと、先ほど言いました入所されてる方の負担金が、歳入のほうで、負担金の所に出ておりますが、24ページに出ておりますが、1,466万9,000円ほどということで、差引、養護老人ホームの措置費につきましては、7,700万少しの一般財源を使っているような状況であります。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

本田議員。

○12番（本田 新君） すみません、主要施策の中の30ページですね。不妊治療に対する助成ということで、昨年度から本町でもこれに対して、町としてもこれに助成を開始しております。大変いいことだと思いますけれども、今年の、半年間でありますけれども、その実績あたりを、あるならばご紹介してもらえないでしょうか。

○議長（宮川安明君） 衛生費になりますので、これも。

○12番（本田 新君） すみません、じゃあ、衛生費にてもう一回。

○議長（宮川安明君） はい、衛生費のほうで。

○12番（本田 新君） 再度質問させていただきます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。ページ120ページは該当しますよね。すみません。その120ページの中の人権活動、人権啓発活動補助金350万ですが、こちらの主要施策一覧の中に、地域改善対策にあたっての補助金については、適正に活用するように指導したとありますが、どういうふうな指導をされてるのかお聞かせください。

○議長（宮川安明君） 町民センター所長。

○町民センター所長（中林健次君） 適正に活用するようという事で指導したということですが、まずあの、歳入の中で、各団体の歳入の中で、自己資金を増やしてくださいというようなことをお願いをしております。

それから、研修会ですね、郡の研修会に参加して、同和問題並びにですね、いろんな人権問題についてですね、交流研修会に参加してくださいと指導しているところでございます。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、款4衛生費、129ページから139ページ中段まで。款4、衛生費について質疑を行います。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 先ほどの質問のちょっとまたやり直しになりますが、ページ132ページの予防接種委託料がありますが、その内訳について教えてください。

○議長（宮川安明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（福島明広君） 予防接種の内訳ということでございます。これにつきましては、まず乳幼児、学童期の予防接種事業ということで、それぞれまず小児用肺炎球菌、4種混合、ヒブワクチン、LR、水痘、2種混合、日本脳炎とその他諸々ありますけども、すべてお答えしたほうがいいでしょうか。

（「インフルエンザは」と呼ぶ者あり）

それと高齢者の予防接種利用として、インフルエンザ、成人用肺炎球菌というところでございます。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） すみません、その内容についてちょっとお尋ねしていますけども、インフルエンザの予防接種を接種した、ちょっと人数を教えてくださいませんか。

○議長（宮川安明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（福島明広君） すみません、時間取りまして。令和元年度の実績とい

たしまして、インフルエンザの予防接種の接種者ということで、対象者が4,037人に対しまして、接種が1,894人ということでございます。接種率としましては46.9%になります。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 132ページですけれども、浄化槽の設置整備補助金ということで3,800万計上されておりますけれども、これがですね、それぞれに新築だったり、それから単独、それから汲み取り、それぞれに補助金が出されてるというふうに思うんですけれども、私、一緒に、前、1期目だったと思うんですけれども、やっぱり汲み取りから、川をきれいにするというので、たしか汲み取りからの合併浄化槽への転換について質問をしたことがあったというふうに思うんですけれども、それで、その時は相当ですね、汲み取りの世帯数も非常に多かったんですけれども、新築も含めてですね、それぞれに補助金が出ておりますけれども、これがですね、今、単独、それから汲み取り、それぞれどのくらい残っているのかですね、そして、そこら付近でですね、進める上でもですね、補助金が出ておりますけれども、前進しているのかですね、大きな課題が残っているのかですね、そこらへんについてお聞かせをお願いします。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） はい、それではまず、単独処理浄化槽と汲み取りがどれくらい残っているかということについてご説明させていただきます。

令和2年3月31日現在の戸数になりますが、単独処理浄化槽が842戸、汲み取りが877戸となっております。率にしますと、単独が19.6%、汲み取りが20.4%になります。この転換を進めていくということについてでございますが、汲み取りからの転換については、新築の場合プラス20万円。町内業者だとさらにプラス5万円という上乗せ補助を行っております。また、単独からの転換ですと、10万円プラス町内業者だと5万円。合計15万円。この単独処理浄化槽の転換がなかなか進まないという状況がありましたので、令和2年度からさらなる上乗せ補助を作りまして、宅内配管工事費ということで、30万円の上限にさらにプラスして補助をすることにしております。また、単独、汲み取り両方に使える交流ポンプ設置の補助というのも15万円を上限に新設しまして、条件が悪い所とかも合併処理浄化槽を付けていただくように努めているところです。

単独浄化槽の30万円アップしたというのがありまして、昨年度年間通して5件だった単独からの切り替えが今年度は既に13件受付を行っているところです。以上です。

○議長（宮川安明君） 衛生費について質疑を行っております。ほかにありませんか。

本田議員。

○12番（本田 新君） 30ページの不妊治療対策助成でありますけれども、昨年度から本町も県の事業に対して上乗せをしているというような事業だというふうに説明資料によりますとそう書いてありますけれども、実際的にどの程度、どれくらい上乗せをされておられるのか。昨年度半年間ありますけれども、実績的にはどれくらいの方が不妊治療をされておられるのか、それをお教えてください。

○議長（宮川安明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（福島明広君） まず、予算のほうにつきましては、一人当たり5万円を上限にということで、5人の申請を見込んでおりました25万円としておりました。実際の申請のほうですけれども、昨年度におきましては、申請自体は0人ということで、相談件数は3件ほどあったということでございます。ただ、その治療のほうは1年間請求までの有効期限があるということで、今月、8月から9月にかけて1名の方が申請されたということで、その治療に当たっては、去年の12月から、12月、1月、2月ぐらいにかけて治療はされたというふうに報告が上がっております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんね。

しばらく休憩します。

13時から再開いたします。昼食のため休憩いたします。

休憩 午前12時00分

再開 午後1時00分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉課長より答弁の補足の申出がっておりますので、これを許します。

福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） はい、ありがとうございます。先ほど、養護老人ホームの入所措置費について説明させていただきましたが、措置費9,200万ほど、負担金が1,466万ということで、差引7,700万ほどが一般財源ですということで答弁をさせていただきました。この答弁については、そのとおりなのですが、老人ホームの入所措置費につきましては、三位一体改革の時に、それまで補助金、国、県が補助金を町のほうにやって、町の負担分を上乗せして対応しているという状況でしたが、三位一体改革で一般財源化されております。現在におきましては、普通交付税の算定基礎の中にこの高齢者福祉、老人福祉に関する項目がありますので、これを計算してみますと約6,000万ほどにはなるのかなと。ただ、この6,000万がすべてこの入所措置費に使えるお金というわけでもなく、また、その計算上6,000万ほど出ますが、総額の中に6,000万が丸々入っているかというのも、そこは不透明な所でございます。皆様ご存じのとおり、普通交付税の計算基礎に入っているというだけでございます。

7,700万ほど一般財源で対応しますが、その中に普通交付税が一部入っているということでご理解をお願いしたいと思います。すみませんが、よろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） 次に、款5農林水産業費、139ページ下段から153ページ中段まで。農林水産業費について質疑を行います。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。主要施策成果一覧の中で、宮内地区の山椒生産組合のサンショウに対して補助を行ったとありますが、このサンショウの生育状況どうか、これからどうなるのかなということについて気になります。説明よろしくお願ひします。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） それでは、宮内地区に導入いたしましたサンショウの状況についてお答えいたします。

今年の1月から2月にかけて400本の植栽が今行われております。先だって、そこの受益者の方にお話を聞いたところ、現在のところ、結構生育状況はいいと。ただ、予算でしたかね、その質疑の中でお答えしましたとおり、1回植栽をして、5年後ぐらいから実が採れだすということになりますので、今ちょっとその生育を見守っているという状況であるとのことでした。以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 152ページですけれども、カワウ被害防止活動委託料というふうにあるわけですけれども、これが目的とですね、これ数年がかりと思うんですけれども、効果のほどはどうか、どういうことを、どういった防止策が行われているのかですね、お尋ねをいたします。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） はい、それではカワウの対策についてお答えいたします。

これにつきましては、町のほうがシルバー人材センターのほうに委託を行いまして、4月の稚鮎の放流から鮎の解禁までの間、約2カ月間にわたってロケット花火での追い払い活動をしております。それとは別に、緑川漁協のほうでも、カワウの捕獲の補助というのをを出しておられまして、その捕獲に関しましてが、令和元年度で145羽、その前の年、平成30年度では129羽の捕獲となっております。

状況としまして、その分減っているかと言われますと、なかなか数としてそこまで減っているという状況ではありませんが、有効な対策というのが、そのロケット花火での追い払い活動であるというふうに思っておりますので、今後も引き続き活動のほうは行っていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。主要施策一覧のページ35に、中山間地域等直接支払制度事業で、16集落取り組んでいるというふうにあります、これはどこなんでしょうか。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午後1時07分

再開 午後1時07分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

農政課長。

○農政課長（井上幸介君） すみません、お待たせいたしました。中山間の直払いについての取組み団体ということでございますけれども、まず宮内地区におきましては、谷内、西原、小鹿、安平、上揚。甲佐地区におきましては、東寒野、西寒野、下豊内。それと竜野地区におきましては、中横田、上早川1区、3区、それと上早川北部、それと乙女につきましては、船津、世持、南三箇、中山、以上でございます。

○議長（宮川安明君） 農林水産業費について質疑を行っております。139ページから153ページまでです。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） はい、4番です。ページの152ページですね。の、19の負担金補助金の中で、森林環境保全林整備事業補助金ということで、9万1,000円がございますけど、まずこの事業の中身についてちょっとお聞かせいただけますか。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） はい、それでは、森林環境保全林整備事業補助金についてお答えいたします。

これにつきましては、森林の間伐に対する経費の助成になります。これにつきましては、国が30%、それと県が10%、それと町が10%の補助ということになっております。国の補助、県の補助につきましては、その事業者のほうに直接補助が行われますので、今回ここで決算で出てきますのは、その事業費の10%分、町の補助の分ということになります。以上です。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） はい、今、お尋ねいたしましたのは、間伐ということでございますね。で、なぜ聞いたかといいますと、いろいろな最近の集中豪雨とか線状降水帯とかいろいろありますけれども、そういった報道を受ける中で、やっぱり一番被害を及ぼすのはその水プラスの山林の立木が同時に流れたり土石流と一緒に流れたということが非常に危惧される場所でもありますから、森林をいかにして管理していくか。当然、管理される所は森林組合だったりほかの団体がおると思うんですけども、そういった事業についてはですね、一度に推進してですね、やっていただきたいという思いがあります。9万1,000円というのは非常に金額的にはちょっと小さいのかなと思いますので、このへんについては、やっぱりもうちょっと進めてPRしていただいでですね、無茶苦茶乱開発せろってことじゃないですよ。正しく間伐して、山林を守っていただきたいという思いがあるんで質問いたしました。以上です。

○議長（宮川安明君） ありませんか。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番。主要施策の36ページに県営中山間地域総合整備事業とい

うことと書いてありますけども、この事業費の1,540万で負担金の97万っていうのは、これは説明に書いてある益城町の分の負担金という事業費でよろしいでしょうか。その確認と、3期地区のこの説明の中に、採択をもってと、今後ほ場整備等が施行される予定であるということで、ほ場整備がどのくらいの面積があるのか、そこあたりを説明できるのであれば教えていただきたいと思います。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） 主要政策成果の中の県営中山間地域総合整備事業についてでございますけども、今回、負担金の97万というのは、決算書の中で益城町の部分でございます。これにつきましては、前回の中山間の2期の部分について、いくつか県から財産譲与を受けてない部分がございます。その分について災害復旧、まだ事業が全部終わっていない部分ですね、そこについて災害が発生しまして、その分の災害復旧工事につきまして、前回の負担割合、御船、甲佐、益城の負担割合で負担をするということで、今回負担金が出ております。

それと、中山間総合整備事業のほ場整備につきましてですが、今回、甲佐町では3カ所、ほ場整備のほうを予定しております。中横田地区の宮上地区、それと内田地区、それと上揚、この3カ所になります。まず、中横田の宮上地区に関しましては、面積が2.37ヘクタール。それと、内田地区については1.07ヘクタール。それと、上揚地区につきましては、5.20ヘクタールの予定としております。以上です。

○議長（宮川安明君） ありませんか。

次に款6商工費、153ページ下段から159ページ上段まで。商工費です。商工費について質疑をお願いいたします。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 156ページのふるさと納税についてなんですけれども、ふるさと納税の件についてはですね、度々議会でも取り上げられていることなんですけれども、非常にふるさと納税がそのものが少なかったと。他地区に比べてですね。ということで、町としてですね、意欲的な取組みをされておられるようなんですけれども、そういった点です、目標とかですね、そういったのをですね、掲げられていたのかですね。そして、その取組みの中でですね、返礼品なんかのですね、こういったものがですね、皆さんの好評を得たかですね、お聞きしたいのとですね、その目標です、自主財源というふうな確保ということもありましたけれども、そういった点も考えるとですね、その目標がいくらかまだわかりませんが、もっともこの意欲的な取組みっていうのですかね、目標を上げてもらってですね、そうするとですね、やっぱりそれに併せて発揮しなくちゃいけないと。目標もあるんではありますけどもですね、そういったですね、地域の活性化、農業の活性化、いろんな契機ができると思うんですね、そこらへんについてはどういうふうにご検討されるのかですね、お尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい、ふるさと納税の目標額ということでの質問と、

それについてのどれだけの努力されてるのかという部分だと思いますが、これにつきまして、先ほど話も、答弁もさせていただきましたけども、令和2年度が予算額がですね、2,000万という形にはなってます。ただ、それだけではいけませんので、一応、課、自分たち地域振興課としては、目標額を3,000万という形では立てております。それに向かって今、委託業者等と努力をしながら、返礼品の見直し等を行いながら、先ほど答弁いたしましたとおり、8月31日現在で1,400万程度の寄付をいただいております。それについては、昨年が1,082万だったので、昨年度の分はもうオーバーをしたという部分で、今年については、目標寄付額の3,000万を達成できるような形でここまで頑張っていきたいなというふうには考えているところです。

あと、返礼品の人気があるということだという部分については、熊本県として認証してあります赤牛、馬刺し等の肉類がですね、返礼品としては人気があるという部分で、そのへんで寄付額が増加してるんじゃないかというふうには考えているところです。以上になります。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） あの、158ページですね、委託料なんですけども、白旗河川管理委託料の60万と大井手川樋門管理50万とありますけれども、これはお一方なのか複数にあたるのか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい、白旗河川管理委託料につきましては、2カ所に委託をお願いをさせていただいてるところです。これについては、JA上益城さん、また、古閑区のほうに委託をお願いしているところになります。あと、大井手川樋門の管理委託については、甲佐町の土地改良区のほうに委託をお願いしているところになります。以上になります。

○議長（宮川安明君） 商工費について質疑を行っております。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、款7、土木費、159ページ中段から173ページ下段まで。土木費について何か質疑ありませんか。

2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） はい、2番、甲斐です。167ページから住宅費ということで記載されておりますけれども、冒頭で町長からの提案理由の説明の中で、甲佐地区災害公営住宅について不具合があつてですね、その後補修工事をされるということですけど、関連してお尋ねしたいんですけど、よろしゅうございますか。いいでしょうか。

○議長（宮川安明君） はい、どうぞ。

○2番（甲斐高士君） よろしいですか。はい、ありがとうございます。今申しましたとおり、甲佐地区の災害公営住宅につきましてはですね、不具合等が発生しまして、その

後、町長からの説明でもありましたように、9月2日の熊日新聞のほうにですね、今後補修工事を10月いっぱいを目処に実施されるということで載っておりました。この補修工事につきましては、設置主体である県のほうでですね、いろんな調査等を踏まえて、今回補修工事のほう実施されると思うんですけども、その県のほうのその不具合に関する調査結果ですね、どのような調査結果だったのか。また、特に私の地元でございます。地元住民の方からも声があるのが、やはりカビの件についてですね、やっぱり最初の報道等で高温多湿が原因となって今回青カビが、黒カビ、カビが発生しているというようなことで報道がなされていることに関してですね、風評被害といいますか、ちょっと地区住民の方も気分を害されている部分もございますので、その点についてですね、調査結果を踏まえてどのような、今後地区に対してのですね、どのように対応をされるのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい、それでは甲佐団地の不具合に対する、特に黒カビの発生原因等についてご説明したいと思います。

当初ですね、黒カビの原因については、調査結果によりますと、周辺の高温多湿が原因ではないかとの調査報告があり、また、そのような報道等もありました。今回補修を行っていく上で、軒天裏の補修方法を検討する中で、軒天に使った材料がですね、黒ずみを発生しやすい特性であることがわかりました。軒天裏に使った材料はですね、今回、合板を使っておりますが、合板の種類には広葉樹の合板と針葉樹の合板があります。甲佐団地に使った合板につきましては、広葉樹合板を使っております。この広葉樹合板がですね、灰汁が出やすく黒ずみが発生しやすいということでもあります。で、針葉樹についてはそれほど発生はしないということです。

一般的にですね、軒天に使う木材として使う場合には、針葉樹、黒カビが発生しないほうを使うことが一般的には多いようなケースがあったようです。設計当初ですね、そういったどちらを使いなさいという特記した資料はございませんでしたので、業者のほうが広葉樹の合板を使ったということです。その時まではですね、そういったことが原因かがわかっておりませんので、材料とか仕入れやすいやつとか、値段のほうもですね、広葉樹のほうが高いそうです。そういったことが原因ということがわかりました。

で、黒ずみの発生はですね、先ほどありましたように、特別にこの地域が高温多湿で起きたことが要因ではなく、使用した材料にですね、黒ずみを発生させた要因があったということです。

今後の対策につきましてはですね、町長のほうからもご説明があったとおり、10月末までにですね、清掃して消毒、そして、塗膜系の塗装を行うことで新たなカビの発生を防ぎ、変色等を目立たなくするような処置をとっていきたいと思います。

それと、地元に対しての対応ですけども、そういった心配もありますので、地元区長さん等にもですね、原因についての説明などを行っていきたくて考えております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかに土木費について質疑ありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。今質問がありました甲斐議員の質問の内容にちょっと関連しますが、熊日とかで報道があつて、甲佐団地については改善の方向だということ報道がされておりましたし、今日も町長も答弁をされよつたわけですけども、この不具合は乙女の団地もあつたかと思うんですけど、そういった点での改善というのはどうなんでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 乙女団地、白旗団地につきましてもですね、1年点検を通してですね、住家の中の不具合については、それぞれ小さな不具合についても対応しております。乙女団地につきましても、雨漏れが心配された懸念がありましたので、施工業者、設計業者とともにですね、県も含めて現地において調査をしました。そしたら、雨漏りではなくてですね、材料に付いた、施工中に付いた雨染みというかですね、施工中に付いた雨染みがシミになつたということで、調査結果が出ております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 建設課長からの答弁はわかりましたが、乙女団地のその雨染みは、特に黒カビがですね、ひどかつたと思うんですけど、そういったところの改善は進む予定なんでしょうか。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 乙女団地についての黒カビについてはですね、黒カビということではなく、灰汁の黒いやつというふうには伺つてますけれども、今後ですね、そういったことも踏まえて状況を注視しながらですね、修理等か塗装が必要な場合には考えていきたいと思ひます。現段階ではですね、補修をする必要はないと思つております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

土木費について質疑を行つております。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 174ページの委託料の工事請負費も関連しますが、宅地液状化防止工事ということで行われておりますが、もう工事は既に完成してると思ひますが、その後の液状化に対する管理といひますか、そういったところはどつうふうになつてゐるんでしょうか。例えば、地下水の低位状況だとか、あと、地下水低下工法に伴う地盤沈下の確認だとか、そういったところはどつうふうになつてゐるかお願ひいたします。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 芝原地区の液状化対策工事につきましては、今年に工事のほうは完了をしております。現在ですね、地下水のポンプアップをしてですね、地下水を下げることゝポンプを稼働させております。その地下水の水位の状況観測とですね、芝原団地内に設けました定点の観測を80点ほどしてしております。その定点観測といひるのは、先

ほど言われました地盤の沈下とかなんかを観測することをやっております。今回ですね、観測を始めて四半期1回ごとにその定点観測をするようにしておりますので、8月に1度やりました。その結果もですね、芝原の団地入居者の方にですね、回覧としてお配りするようしております。以上でございます。

（「異常はなかった。」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） すみません、その定点観測の結果ですね、異常はありませんでした。測定の誤差ということで、1ミリから8ミリ程度の測定の誤差はありましたけども、何ら問題はないと考えております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 土木費について質疑を行っております。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、款8消防費、173ページ下段から181ページ下段まで。消防費について質疑ありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） ページ、180ページに自主防災組織に関する手当、報酬等が載せてありますが、自主防災組織の現在の組織率だとか、活動の状況、そういったところをちょっと教えていただいてよろしいでしょうか。

○議長（宮川安明君） 暮らし安全推進室長。

○暮らし安全推進室長（佐々木善平君） お答えします。自主防災組織の組織率ということですか。活動状況ですか。

組織率につきましては、50行政区の中の42行政区で組織をされております。残り8行政区というところでございます。活動につきましては、それぞれの行政区におきまして防災の研修、あるいはそれぞれの行政区で防災の訓練等を行っておられるやに把握をしております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 178ページの防火水槽についてなんですけれども、この防火水槽ですけれども、今、一時期、改修の防火水槽ということで、ずいぶんできたと思うんですけども、全体としてですね、この防火水槽の現状というですかね、古くなってまあ、つくりなおさないといけないとかですね、後に新設をする必要があるというようなところも含めてですね、お願いをいたします。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） はい、防火水槽につきましては、現在、184基の水槽がございました。耐震性貯水槽という形で現在は整備しておりますけども、基準水利と、消防水利の基準を満たす水槽というのが大体40立米以上ということになります。現在あるのが20立米から30立米、20立米以上30立米未満が9基、30立米以上40立米未満が9基ということで、その分はまた基準の防火水槽に整備する必要があるということでございますけども、そこ

の水槽のそばにもまた水槽を整備したりしておりますのでですね、現在、基準水利数が221基で、今整備してる水利数が消火栓も合わせて207基ということで、充足率が93.66%ということで、ほかの市町村に比べれば、その水槽とか水利の基準、充足率は高いという状況でございます。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 田中議員。

○3番（田中孝義君） はい、3番、田中です。176ページの消防の団員報酬のことですが、個人のほうに振り込まれるようになりまして、部の運営とかに当たり、ちょっと不具合が出やしないだろうかといろいろと話もあったと思いますが、その後どうでしょうか。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） はい、消防団員の報酬につきましては、昨年度までですね、もう現金支給という形で各部のほうに一括してお渡ししてたことでございますけども、基本的にはもう個人個人の報酬ですので、一人一人の口座のほうにですね、振り込むべきというような全国的な流れもありまして、そういう形にしております。

最初は、導入する前はそういった田中議員が言われるような心配する声もあったんですけども、今のところ、実際、報酬支払とかやってるんですけども、特にそういったようなことは、総務課のほうには聞いておりません。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 消防費について質疑を行っております。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんか。

次に款9教育費、181ページ下段から213ページの中段まで。教育費について質疑をお願いいたします。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番、甲斐良二でございます。208ページになりますけど、井戸江峡キャンプ場施設に関連したお金が計上されておりますが、井戸江峡キャンプ場についてお尋ねをさせていただきます。

町長が提案理由の説明の中でも、キャンプ場、非常にオープン以来ですね、賑わっております。私も実は週に2回以上足を運ぶようにしております、そこの管理人さんといろんなお話を聞いております。予約状況についてもですね、9月はもういっぱいということで、10月に関しては、金土ですね、週末は9月はもういっぱいということで、10月に関してはほぼいっぱいということで報告を受けておりますが、担当課の課長さんだったり、オープン以来ですね、まず改善点等いくつか私は聞いてるんですけど、担当課で足を運ばれて、そういった改善点等をされているかどうか、足を運ばれているかということと、改善検討されているか、あったらお教えてください。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい、井戸江峡キャンプ場のオープンが7月31日、これは先ほど町長の話にもありましておりオープンさせていただいております。担当課としましても、定期的には確認は行っておりますし、指定管理者でありますパレットさんと

の協議はさせていただいてるところです。改善等もですね、いろんな部分で聞きまして、町ができる分、また、どうしても町で予算確保ができない分については、指定管理のほうでされた部分もあっておるところです。で、詳細な部分はですね、極力連携をとりながら進めているところでございます。以上になります。

○議長（宮川安明君） 1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番、甲斐です。私も2回3回と週、足を運んでおりまして、指定管理のパレットの管理人の方ともよくお話をさせていただいています。改善点、一番改善してほしいというお声がいただいたのが、グランピング施設、大きいテントと小さいテントですよ、4張、そしてまた4張と、区画割ってる、下の段に下りるときにですね、ものすごく石段がちょっと10段ぐらいかな、あるんですけど、ものすごく急ということで、クーラーボックスとかテントとか、そこであればいろんな運ぶ時に、その急な階段を、石段をですね、下りる、上ったり下りたりする時に、転倒されたお客様もいらっしゃるということで報告をいただきました。だけ、町のほうで、できればあそこに着いてから荷物を搬入するカートがあるんですよ。カートは貸し出していただけるんで、できればもうスロープ、すっと行けるように、さーっと引っ張っていけるようにしていただくか、最低でもその石段に手すりを付けてほしいということで声をいただいています。せっかく素晴らしい施設ができたんで、けが、死亡事故等はないと思いますが、けが等があればですね、またイメージダウンにもつながっていくと思いますんで、そこらへんのほうはいかがお考えでしょうか。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい、ありがとうございます。転倒されたという話ですね、すみません、直接担当課、自分も聞いておりませんが、その河川に下りるところについてのスロープについては、協議をさせていただいてるところです。あそこは河川内ですので、河川管理者であります、たぶんあそこは熊本県になると思いますが、熊本県との協議も必要になるだろうし、また、財政的な面もありますので、そのへんについてはまた協議をしながらですね、事故防止をさせていただければなというふうに思っておりますし、手すりもですね、早期に付けられれば一番いいんですけども、そのへんも協議しながら対応していきたいと思いますが、まず注意喚起もしながら、事故がないような形で利用していただくような形で自分たちも協議をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。以上になります。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） はい、4番です。一つだけお尋ねいたします。190ページの委託料がございますけれども、この中で、これは小学校費なんですけど、エレベーター保守点検委託料ということで90万2,520円。それとページを少し下りていただくと、194ページは中学校費の中にもエレベーター管理委託料ということで項目がございます。金額的には中学校のほうが82万4,000円ということで、そう差異はないと判断をいたしますけど、この

契約の相手方と、できればエレベーターの金額はあまり変わらないんで、エレベーターの数っていいですか、小学校はいくつの小学校にエレベーターがあって、中学校は一つなんで、金額は非常に似てるんですね、どこが違ってどこが似てるのか、ちょっと説明をいただきたいんですけどよろしいでしょうか。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午後 1 時44分

再開 午後 1 時45分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） はい、すみません、この契約の会社名についてはですね、ちょっと今把握しておりませんので、後でお知らせしたいと思います。それと、小学校のエレベーター管理につきましては、甲佐小と龍野小と2つになります。それと、中学校についてはですね、中学校の校舎と体育館の2つになります。以上です。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） はい、箇所数についてはありがとうございました、わかりました。で、一つ確認いたしますけども、じゃあ役場の本庁舎にもエレベーターがありますよね。ここは私が見る限りでは、ちょっとこの保守管理が見つけきらなかったんですが、無償じゃないと思うんで、そこの業者とこっちの業者は一緒に金額も近似値というか、似てるのかなと思いましたもんですからお尋ねをしたところだったんですが。総務課のほうでは財産管理の中で保守管理はございますか。それをお尋ねします。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） はい、エレベーターの管理料はですね、もちろんあります。で、予算上はもう役場全体の管理料の中にこの決算では含まれてますので、金額はちょっとここでは表示はできておりませんが、たしか業者さんは日立ビルシステムだったと思うんですけども、金額的などころはまた、ちょっと調べて後でお答えさせていただきます。

○議長（宮川安明君） ほかに、教育費。はい、佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。主要施策成果一覧の46ページに、甲佐高校の魅力ある学校づくり支援事業っていう項目が載せてあります。その中で、平成30年度は塾生が本町役場に就職、また他の塾生も自分が希望する専門学校等への進学、病院等の就職につくことができたという成果が掲げてありますが、令和元年度はどうだったんでしょうか。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 平成30年度につきましては、ここに書いてありますとおり、生徒1人がですね、甲佐町役場に就職してるということでございますけども、令和

元年につきましては、進学についてはございますけども、進学先についてはですね、すみません、これもきちんと調べまして後でお知らせします。申し訳ございません。

○6番（佐野安春君） すみません、これ成果一覧ですので、やはり甲佐高校の魅力あるということであれば、やっぱりそういう進路がですね、重大な問題になってくると思いますので、やっぱりそこは本当にしっかり信用していただくということが中心になってると思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（宮川安明君） 先ほどの鳴瀬議員の質問に対し、総務課長のほうから答弁させます。

○総務課長（北野 太君） はい、それでは先ほどの鳴瀬議員のご質問の所でございますけども、86ページの庁舎管理費の庁舎管理委託料の1,874万965円の中にエレベーターの管理が含まれております。エレベーターにつきましてはですね、昇降機保守点検の委託料としまして、37万9,320円。契約の相手方は株式会社日立ビルシステム九州支社でございます。以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑ありませんか。
福田議員。

○9番（福田謙二君） 9番です。210ページです。仮称、安津橋総合運動公園でございます。今、安津橋の上流にですね、駐車場、それからサッカー場も利用されておりますけれども、サッカー場を利用される方と、それから利用される方を応援に来られる方、そういう方がですね、観客としておられるわけですね。だけん、教育委員会の方にですね、以前はあそこの河川のどこかまだその上の駐車場から上に上がる道路までの、除草もですね、1回言ったんですけども、なかなか進まないということで、あれは担当課としてはどのように考えておられるとですかね。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（奥村伸二君） 申し訳ございません、再三福田議員のほうから除草作業のお話を3回ほどお伺いしておりましたので、その旨、関係業者さんのほうにお話をしまして、来週から土手、法関係の除草作業を行うようにしておるところでございます。大変遅くなりまして申し訳ございません。

（「はい、わかりました。」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。
井芹議員。

○10番（井芹しま子君） テニスコートのほうに駐車場があるわけですけども、グラウンドゴルフをされる方ですね、そこのテニスをする方たちの駐車がですね、そういった点では、競技するのに多分入りきれないというような状況も出てくるかと思うんですけども、グラウンドゴルフをされる方々からはですね、全部じゃないんですけども、そういった向こうのほうのテニスコートのほうに置くように、置いたりするんですけども、すごく遠くてからかなり不便だといった、そこらへんなんかはですね、どうにかならないんだろうかというような声もですね、聞かせていただいたんですけども、そこらへんはど

ういうふうになっておりますでしょうか、お尋ねします。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（奥村伸二君） 駐車場の、車の駐車につきましては、テニスコートの間にある駐車場をグラウンドゴルフ場を使われる方に利用していただいているところですが、競合した場合については、今議員おっしゃるように、ヘリポートでありますとか、サッカー場のほうにお願いをしているところでもあります。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 関連なんですけど、サッカー場は2面使われるようになってますけど、やはり、選手だとか送迎の家族だとか応援の人たちだとか、そういったところでは、もう今の駐車場のスペースはもう足りないようになってるんじゃないかと思うんですけども、そういった意味では、駐車場、どういうふうに広げるとか、そういうふうな構想はないんですか。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 私のほうから答えます。大きなイベントとか大きな大会を開催する場合に、おそらく議員おっしゃるようなことで駐車場が足りないと思います。ですから、最終的に令和4年度にはすべてが完成することになりますんで、それまでには最終的に整備をきちんとした形でやりたい。そこに至るまではやっぱりいろんな関係者との調整とかですね、そういったことも必要になるかと思えますんで、あえて今ここでどうこうとは言いませんけれども、そのへんの構想についてはちゃんと町としても考えていることはご理解をいただきたい。以上です。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） はい、7番。私もちょっと同じく、安津橋総合運動公園の所でお尋ねしたいんですが、今度、テニスコートを、供用開始されたということでございますけれども、ナイターの設備ですね、のほうの供用はどのぐらいを考えられているんでしょうか。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい、今、ナイター設備につきましてはですね、現在発注中でありまして、そのナイター照明がですね、出来上がるのが、今年度、12月ぐらいまではかかるということをお聞きしております。納品次第すぐ工事、取り付けて供用開始ができるようにですね、やっていきたいと思えます。以上です。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） そういうことですね、ナイターのほうは今発注されてるということでございますけど、そのテニスコート、これを開始されてからですね、ナイターのほうの工事の部分に問題はないのかなと。大丈夫なのかなと心配するんですけど、この運動公園に関して、結構手直しが発生してるのをよく聞いてるんですが、そのあたりのそういうのを含めて、今後まだ野球場とソフトボール場とかありますんで、そういう何て言いますか、当然計画をもってされてると思うんですけども、そのあたりはどのように考えて

らっしゃるでしょうか。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい、今手直しがちょっと多いんではないかということですが、手直していいかですね、施工については設計当初どおり造られておいて、その中でサッカー場とかテニス場、運用するに当たっては、利用者の方の意見を取り入れながら、そういった解消ができる場所はですね、入口を増やしたりなどの手直しとか、改修を行っているところでございます。あくまでも利用者の意見を聞いたところで行っているというところでございます。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、款10災害復旧費から款13予備費まで。213ページ中段から221ページまでです。災害復旧費についての質疑をお願いいたします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんか。

はい、最後に、本決算全部について何か質疑はありませんか。本決算全部です。井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 財産管理、そこらへんもいいですかね。

○議長（宮川安明君） 決算だからいいです。いいですよ。はい。

○10番（井芹しま子君） 基金もですね、財調の所なんですけどもですね、227ページなんですけども、これですね、今、前年度末の現在高がですね、8億7,500万ちょっとというふうにあって、決算年度中増減高ということで5億2,200万、そういうふうにあって、下のですね、1億9,700万、これは取り崩しということで出てきているんですけども、それですね、この5億2,200万という、これをですね、ちょっと説明をしていただきたいというふうに、ちょっとわからないのでですね、お願いをいたします。

全体で歳入歳出のですね、1年間のですね、歳入歳出、そして、実質収支は4億700万ということなんですけども、そうした流れからいくとですね、この5億2,200万というのがですね、どういうふうな計算でこういうふうになったのかですね、そして、基金の残高がですね、どうしてこういう金額になるのかがですね、計算上、この収支の所から見るとですね、繰り出してそしてまた積み立てるというような計算方式をすれば、のかなというふうに思ってたんですけども、そうじゃないのでちょっと長々になりましたけども、要はその5億2,200万の状況について説明をお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） はい、5億2,284万3,193円の内訳ということでございますけども、このうち5億円がですね、平成30年からの繰越にかかる積立分ということになります。2,284万3,193円については年度内に積み立てているということでございます。以上でございます。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午後 2 時03分

再開 午後 2 時04分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本決算全部について質疑を行っております。

ありませんか。

本田議員。

○12番（本田 新君） はい、本決算全部ということではありますが、町監査委員が監査意見書を提出されております。いつも最後のページにちょっと、22ページにですね、甲佐町税等収納率向上対策本部というのがあって、これはここ5年ほど開催されていないと。4年か。開催されていないというようなことが書いてありますけども、これについて町のほうではどのように考えておられるのか、このことをお聞きしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） じゃあ、私の後に担当課長に答弁させます。たしかに監査委員、代表監査委員のほうから、今回の監査委員報告ですけど、決算の意見書をいただいております。その中に収納率向上対策委員会が開催されていないと。震災の後、たしかにおっしゃるとおりなかなか開催ができなかったという理由がありますけれども、理由は理由として、やはり徴収率向上、あるいは滞納整理に向けての、これだけはちゃんと町としてもやらなきゃならないというようなことについては十分認識をしているところであります。

先だって、この収納率向上対策委員会を直ちに開催をさせていただきました。その中で、使用料等についても滞納分がちょっとありますんで、そういったことに対する対応をどうしていくかというような様々な事柄を総じてプロジェクトチームを作って、その中で具体的な対応策を考えていくというようなことを確認したことでございますんで、今後はそういったプロジェクトチームの中で、様々な問題解決に向けていろいろ意見を出し合って、しかるべき方向にきちんと進んでいきたいというふうに思います。具体的なことはじゃあこの後、税務課長のほうから答弁させます。

○議長（宮川安明君） 税務課長。

○税務課長（奥名雄吉君） はい、税等収納率向上対策本部会議につきましてのご質問ですけれども、これにつきましてですね、町長の答弁のとおりですね、8月28日に今年度の1回目の会議、あくまでも1回目ということで会議を開かせていただきまして、今後の方針ですね、使用料関係、この中にですね、民法の適用されるような債権ですね、そういったものと強制的に徴収をするような債権とあるのですけれども、いずれにつきましてもですね、プロジェクトなりを立ち上げたところで、最終決着を図るような手立てをこれから検討していくと。で、実践に移していくというようなところでございます。

あと、そのほかに納税環境の整備ですとかですね、いろいろな納税者の方の利便も考え

たところで、いろいろな改革をしていきたいということで考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） 本決算全部について質疑を行っております。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 同じく決算審査意見書の中にある監査委員からの施設管理についての指摘がありますが、これは何か方向性は出てるんですかね。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（奥村伸二君） 甲佐高校のグラウンドに関する決算についてということでございます。甲佐高校グラウンドのナイター照明施設につきましては、令和元年度にですね、撤去の方向で予算を計上しておりましたんですが、町内企業の野球部が練習のために利用したいというお申出がございましたもので、撤去を保留しております。そのため、継続のためのナイター照明施設の設備点検の実施をしております。一部配線不良の箇所はあったものの、修繕を行っております、そのほかコンクリート本体、それから投光器については異常なしでございました、しかしながら、企業の野球部側からですね、照度や設置場所の不便さがあることから、甲佐高校でのナイター照明施設利用は難しいという見解をいただきましたので、現在は他町のグラウンドで練習をされているということでございますので、今後の対応といたしましては、甲佐高校のナイター照明施設は撤去の方向で進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 同じく監査委員の報告でですね。その時に聞けばよかったんですけども、今、質問されてたんで、ちょっとそれが目に留まってですね、実質公債費比率なんですけれども、これがですね、ちょっと漠然としてるといふか、6.4%となっているということで、この比率が高いほどですね、財政硬直化の一因になるものとされているとあるんですけども、これがですね、この6.4%というのがですね、どこまでいけば財政硬直化になるのかですね、上がっているからですね、よくはないんでしょうけれどもですね、後世にですね、やはりその負担を残していくというようなことをですね、考えなければならないというふうに思うんです、どういった体で、これが基準値ですかね、どこまでやったらいいのか、どこから以上はレッドカードですよとかですね、そんなのがあるのかとかですね、ちょっとお尋ねします。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 具体的な数字等については、この後、総務課長から答弁しますが、以前、以前というか、私が記憶している段階では、平成の3年とか4年とか、そういつた時代におそらく10%超えて14.数%の実質公債費比率だったと思いますので、現段階の数字を見たときに、そのへんのご心配はないというふうにご判断していただいたわけです。具体的なことについては、総務課長より答弁させます。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） すみません、公債費比率につきましては、またこれは後日予定しております報告第3号、財政健全化判断比率の報告についての時にご報告いたす予

定ではあるんですけども、6.4%というふうになっておりますけども、これが6.4%がどういうふうになったら健全かというような、そういう基準があるのかということですけども、早期健全化比率が6.4%に対して25%と、財政再生基準が35%というふうになります。

そういった形になりますと、一応、再建団体とか国の指導をとるような、受けるような形になりますけども、そういう率になるまではまだ程遠いというところで、健全財政を維持しているという状況でございます。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 井芹議員、報告第3号の時点で報告させますので。

ほかにありませんか。

学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 大変遅くなりまして申し訳ございません。先ほどの質問でございますけども、まずエレベーターの管理についてでございます。甲佐小学校については三菱ビルテクノサービス、それと龍野小学校と甲佐中学校については東芝エレベーターという所に委託をしているところでございます。今のは鳴瀬議員の質問でございます。

それと佐野議員の質問でございますけれども、令和元年度のあゆみ学舎の就職ということでございますけれども、進学も含めてですね、農協と、それと専門学校ですね、それと高校の非常勤職員、それと民間ですね、そこに希望どおりに就職、進学されていることでございます。それと、ちなみに令和2年度現在でございますけども、9月現在でですね、1年生が7名、2年生が3名、3年生が9名、計19名ほど受講しておりますけれども、その中でですね、大学進学とか公務員の希望者が現在いるというような状況でございます。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本決算に対する反対者の発言を許します。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。認定第1号、令和元年度甲佐町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

款、民生費、目、地域改善対策については反対であります。主要施策成果一覧を見ますと、町民センターではあらゆる人権問題の速やかな解決に資することを目的として事業を行ったとあります。社会教育課ではあらゆる差別の解消のため、人権啓発事業を実施してきたとあります。この2つの部署での事業活動の冒頭に、部落問題や同和問題が掲げられています。

一方、法務省の人権啓発活動強調事項では、第1に女性の人権を守ろう、第2に子どもの人権を守ろう、第3に高齢者の人権を守ろう、第4に障がい者を理由とする偏見や差別をなくそう、そして、第5に同和問題、部落差別を解消しよう、以下17項目まで挙げられています。国の人権を守る先頭にある法務省の掲げる人権問題の捉え方と、町が掲げる人権問題の捉え方には、今述べましたように違いがあります。

日本国憲法第14条、すべて国民は法の下に平等であって、人権、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない。とうたっております。人権問題は大変重要と考えます。しかしながら、人権問題の冒頭に同和問題を掲げることは、国の示す方向と違いを感じます。現在の人権問題の解決のあり方とすれば、町の人権問題に対する捉え方を考える必要があるというふうに考えます。以上で反対討論といたします。

○議長（宮川安明君） 次に、本決算に対する賛成者の発言を許します。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） はい、8番。賛成の立場から申し上げたいと思います。認定第1号、令和元年度甲佐町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございますけれども、監査委員さんですね、意見書、また並びに限られた予算の財源の中では、今回の主要施策成果一覧というところで、限られた財源の中でみんな予算の執行にあたられたということでもありますけれども、ますますまたコロナの影響もございまして、令和2年度もですね、執行部の方、大変だろうと思っておりますけれども、限られた財源の中で執行にあたられるようお願い申し上げまして、認定第1号に対しては賛成いたしたいと思っております。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。

認定第1号「令和元年度甲佐町一般会計歳入歳出決算について」、認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮川安明君） 起立多数。よって、令和元年度甲佐町一般会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

しばらく休憩します。14時30分から再開します。

休憩 午後2時19分

再開 午後2時30分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 認定第2号 令和元年度甲佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（宮川安明君） 日程第7、認定第2号「令和元年度甲佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（藤井貴美代君） それでは、認定第2号、令和元年度甲佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書についてご説明申し上げます。次のページをお願いいたしま

す。

令和元年度歳入総括表、歳入です。款と収入済額でご説明申し上げます。款1、国民健康保険税、収入済額、2億6,039万7,432円。款2、使用料及び手数料、13万8,100円。款3、国庫支出金、127万2,000円。款4、県支出金、10億6,957万6,224円。款5、財産収入、5,360円。款6、寄付金、0円。款7、繰入金、1億2,571万8,517円。款8、繰越金、1,663万6,090円。款9、諸収入、836万8,825円。次のページをお願いいたします。

歳入合計、収入済額、14億8,211万2,548円です。次のページをお願いいたします。

令和元年度歳出総括表、歳出です。款と支出済額でご説明申し上げます。款1、総務費、支出済額、2,840万602円。款2、保険給付費、10億3,291万5,800円。款3、国民健康保険事業納付金、3億7,693万298円。款4、共同事業拠出金、160円。款5、保健事業費、1,529万5,146円。次のページをお願いいたします。

款6、基金積立金、5,360円。款7、諸支出金、385万1,541円。款8、予備費、0円。歳出合計、支出済額、14億5,739万8,907円。歳入歳出差引残額、2,471万3,641円。内基金繰入額、500万円。令和2年9月11日提出、町長名でございます。

次に35ページをお願いいたします。35ページです。実質収支に関する調書でございます。区分、金額でご説明申し上げます。1、歳入総額、14億8,211万2,548円。2、歳出総額、14億5,739万8,907円。3、歳入歳出差引額、2,471万3,641円。4、翌年度へ繰越すべき財源、0円。5、実質収支額、2,471万3,641円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額、500万円。5の実質収支額から6の基金繰入額を引きました1,971万3,641円が次年度への繰越額となります。以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。最初に歳入全部について質疑をお願いいたします。歳入全部です。9ページの款1国民健康保険税から17ページ、款9諸収入までです。歳入全部についての質疑をお願いいたします。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） はい、4番。歳入ということでございます。歳入の中でですね、国民健康保険税ということで、歳入がございますけれども、本日の決算審査の意見書の中にもございましたけれども、現年分の徴収率については15.35。ただ、あ、申し訳ありません、99.5と。それと滞納繰越分について12.52ということで、現年分についてはアップしておりますけれども、滞納繰越分が若干前年度よりも落ちるという数字が出ております。先ほど税務課長のほうから、今年度ですか、税等の収納率向上対策本部会議を開催したということもお聞きいたしました。で、国民健康保険については、税という形で徴収をいたしますので、税務課と住民生活課ですか、タイアップした取組みが重要ではないかと考えておりますので、そのへんについては両方の、両課のどのような連携で徴収率向上を図られていくのかなという思いがありますので、そのへんの取組みの指針というか、活動の内容というか、どのような考えをもって徴収率向上に当たられるのかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮川安明君） 税務課長。

○税務課長（奥名雄吉君） 国民健康保険税の徴収につきましての住民生活課と徴収担当になる税務課のほうとの連携を図った取組みの考え方ということであるかと思えますけれども、これ今、徴収係、税務課だけじゃなくて住民課のほうにもですね、徴税吏員の証を持たせる、持ってもらうようなことをしてですね、いろいろ滞納者の方の情報を共有できるようなことで取り組んでございます。その中で給付のほうでですね、いろいろ保険給付で現金で払い戻すようなものがあつたりするような場合にはですね、そういったものがいついつありますよですとかですね、短期保険証の切り替えですね、これが2カ月ですとか3カ月とかごとにございますけれども、それとまた別個に、年に1回、保険証の切り替えがあります。その時に全員の、滞納の方全員を呼び出して、窓口のほうで納税の相談をするような、指導をするような場を設けるように、いろいろ滞納者の方と接触をとれるような場を作るようなことで取り組んでいるところです。

そういったところでですね、できるところでいろいろ考えながら連携を図って、滞納をなくしていくようなことで行っていきたいと思っております。以上です。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（藤井貴美代君） 未納についての対策といたしますか、なんですけれども、滞納繰越分とは限らないんですけれども、今年度からですね、未納対策として、ちょっと連携をするようになった一つの事務的なこととしまして、社会保険から例えば国民健康保険になられた場合、手続には来られるんですけども、国民健康保険税が世帯主課税ということで、中には家族の方がですね、国民健康保険に加入されても、世帯主である方がですね、手続をされたというのをご存じなくて、後になって保険税が通知が行ってとか、あるいはその、未納で残ってますよというお知らせを受けてですね、世帯主さんの方が知られるケースもあるということですので、できるだけ早くですね、その未納も、きちんと納めていただくということも踏まえてですね、未納がないようにするという対策も含めて、今年度からは新たに国民健康保険に加入された場合には、世帯主の方にですね、ご家族の誰々様が国民健康保険に加入されましたので、納付のほうをよろしく願いますというような内容で、世帯主さん宛にも新たに通知をお出しするようにしております。今年度から始めた連携の一つとしてご紹介しておきます。今後またそれ以外のこともいろいろ対策はとらないといけないとは思っておりますけど、そういう資格の異動で家族の方がご存じないケースも多いということで取組みを始めました。以上になります。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。歳入全部について質疑を行っております。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、歳出全部について質疑をお願いします。歳出全部です。19ページ款1総務費から33ページ款8予備費までです。歳出全部についての質疑をお願いいたします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんか。次に本決算全部について質疑をお願いいたします。本決算全部です。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 実質収支に関する調書の中でですね、本年度は正式収支が2,400万ですけれども、30年度がですね、8,000万ですね。30年度がもう8,000万ですね、繰越されているわけですが、今年はですね、2,400万ということで、ずいぶん差があるなというふうに思いますので、そこら付近ですね、どうしてこんな大きな差が出たのかですね、そのあたりについてお尋ねします。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（藤井貴美代君） 基金についてお答えします。平成30年度から国保、国民健康保険の運営主体が町から県に移行したことによりまして、町が負担する医療給付費分については、県から交付されます交付金でほとんどもう賄うようになっておりますので、それに伴いまして、余剰金といいますか、運営自体の余剰金はそう多くは発生しない見込みといいますか、そういう流れになってきたというところで、30年度から少しずつ流れが変わってきたというところで、余剰金が今回は多く発生しなかったという結果になりました。以上になります。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。本決算全部についての質疑です。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本決算に対する反対者の発言を許します。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 令和元年度の国保会計の決算認定についてでございますけれども、国保一番の問題は、子どもやかかる保険税の高さでございます。本決算では、一人当たり9万4,000円の保険税というふうに報告をされております。加入者の80%以上が200万円以下の収入であります。この負担の重さはですね、いのちや健康、くらしを脅かすものになりかねないというふうに思います。今、全国でも負担軽減なされておる中に、子どもの均等割にはですね、減免を実施する自治体が増えております。県内でも芦北町がいち早く18歳以下の子どもたちの均等割をなくしました。平成30年度の決算では、9,800万円の黒字、令和元年度、昨年度の決算では2,400万円の黒字ということで、基金も8,600万円に上っております。こうした基金等の活用でですね、負担軽減を望みたいというふうに思います。

このように負担面でもですね、問題でも、国保の決算については賛成することができません。反対とさせていただきます。

○議長（宮川安明君） 次に、本決算に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） はい、7番。令和元年度甲佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、賛成の立場から意見を申させていただきます。

国民健康保険特別会計は、令和元年度末における国民健康保険者加入数は2,764名、町の人口の26.25%の加入率になっております。その中でも65歳から75歳の前期高齢者というのは1,319人、約47.7%。前期高齢者の方の半分の方が国民健康保険特別会計の中に入らっしゃるということでございます。このような中で現年分の徴収率については0.86ポイントの増ということで、徴収についても努力されており、また、受診ほか予防に関しても特定健診の受診率も向上しているところでございます。そのような中から、指摘がありました滞納前年度分等に関しては、引き続き努力をしてもらいたいと思いますが、この決算における認定は何ら意義なく認定いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。

認定第2号「令和元年度甲佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について」、認定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮川安明君） 起立多数。よって、令和元年度甲佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は認定することに決定いたしました。

日程第8 認定第3号 令和元年度甲佐町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（宮川安明君） 日程第8、認定第3号「令和元年度甲佐町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） 認定第3号、令和元年度甲佐町介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。歳入歳出決算書1ページをお願いいたします。

令和元年度歳入総括表です。款と収入済額でご説明申し上げます。歳入、款1、介護保険料、2億8,248万1,850円。款2、分担金及び負担金、44万5,300円。款3、使用料及び手数料、2万1,000円。款4、支払基金交付金、3億7,490万1,000円。款5、国庫支出金、4億24万2,220円。款6、県支出金、2億776万494円。款7、財産収入、5万4,591円。款8、繰入金、2億4,185万4,130円。次のページをお願いいたします。

款9、繰越金、8,629万9,272円。款10、諸収入、801万4,007円。歳入合計、収入済額、16億207万3,864円です。次のページをお願いいたします。

令和元年度歳出総括表です。款と支出済額でご説明申し上げます。款1、総務費、支出済額、3,826万7,669円。款2、保険給付費、13億4,539万4,931円。款3、財政安定化基金拠出金、0円。款4、地域支援事業費、6,329万2,650円。款5、基金積立金、3,005万4,591円。款6、公債費、0円です。次のページをお願いします。

款7、諸支出金、3,486万4,218円。款8、予備費、0円。歳出合計、支出済額、15億1,187万4,059円です。歳入歳出差引残額、9,019万9,805円です。令和2年9月11日提出、町長名です。次に、39ページをお願いします。39ページです。

実質収支に関する調書です。区分、金額でご説明申し上げます。1、歳入総額、16億207万3,864円。2、歳出総額、15億1,187万4,059円。3、歳入歳出差引額、9,019万9,805円。4、翌年度へ繰越すべき財源、0円です。5、実質収支額、9,019万9,805円。この金額が次年度への繰越額となります。以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。最初に、歳入全部について質疑をお願いします。9ページ款1介護保険料から19ページ款10諸収入までです。歳入全部についての質疑をお願いいたします。

ありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、歳出全部について質疑をお願いします。21ページ総務費から37ページ予備費までです。21ページから37ページまで、歳出全部についての質疑をお願いします。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番です。ページの32ページの13の委託料で、備考欄のほうに緊急通報システムの委託料が95万5,576円ございますけれども、なかなかよく私もわからないんですが、加入要件とか加入の状況とかわかられましたら説明いただきたいと思います。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） お待たせしました。まず緊急通報システムにつきましては、在宅の独り暮らし高齢者等ということで、基本、在宅の高齢者独り暮らし、独居老人の方なんですが、高齢者のみの世帯であるとか、お子さんたちと同居されてても、昼間お仕事で高齢者の方が一人になられるというような方につきましては、それぞれ状況を勘案してですね、対処したということで判断をしております。

加入の状況ですが、令和元年度末ですね、本年の3月末現在で、登録件数が51件です。近年、28年、29年というのが、震災後で仮設住宅に移動されたりとかというものがあっていて、27年が53件だったんですが、28件、29件と、45件、37件というふうに減っておりますが、また平成30年度に仮設から自宅等に帰られた方等もおられるのかなというふうに思いますが、50名、先ほど言いましたとおり、元年度の年度末では51件の利用ということになっております。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） 主要施策の中の27ページで、一応介護保険関係と書いてありますので、この甲佐町介護基盤緊急整備特別対策事業補助金については、ここで聞いてもよ

ろしゅうございますか。なければ別に週明けの…。

○議長（宮川安明君） 補正の時によございますか。はい。

ほかにありませんか。歳出全部です。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんですか。最後に本決算全部について何か質疑ありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。主要施策の成果一覧の中で、介護保険に関することがページ28ページにあります。介護保険の利用サービス認定の状況について書いてありますが、認定されたにもかかわらず、サービスを受けられてない方が158名あって、約80%がサービスを受けてると。前年度87だったわけですが、ちょっと令和元年度は下がってるといふようなところで、2割の方が利用をされてないわけですが、そういった状況の把握、どうして利用されないのかとか、そういった理由は把握をされてますでしょうか。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） 要介護認定者の数と実際に利用される方の数が乖離しているということのご質問だと思いますが、この介護保険制度につきましてはですね、制度が始まってから今年が21年目になるかと思いますが、もう制度発足当初からですね、要介護認定と実際に介護サービスを使われるというのは乖離をしております。といいますのが、制度が始まりました当初におきましてはですね、各施設のケアマネージャーさんたちがですね、いろいろ相談を受けられると、じゃあ、認定、要介護認定を受けときましようかというようなことで、軽度の方で要介護認定を受けられる。当然、軽度の方についてはですね、まだ自分である程度、認定は受けてるんですけど、自立して生活ができるということ、介護サービスを利用されないというような状況が発生しておりました。現在においてもですね、一番利用者が少ない原因は、お守りといいますか、何かあったときに使えるように前もって受けておこうと、認定を受けておこうという方がおられるのが主な原因であるだろうというふうに考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 今の関連なんですけど、サービスを利用する場合には自己負担というのが発生しますので、その負担がきつとか、そういった理由というのはなかったんでしょうか。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） たしかに介護サービスを利用するに当たっては、サービス料の一部負担金というのが発生いたします。福祉課にですね、サービス料が払えないのでサービス使いたいんだけど私は使っていないですよというような声は、聞いたことはありません。ということで、ゼロだとは思いませんけども、そういう声は町のほうには届いてないというのが現状でございます。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 主な実質収支に関する調書の中ですけれども、歳入歳出の差額が9,000万あるわけですけども、これについてはもう朝、質疑をしたとおり、一般会計に繰り入れた形で、町の計算が済んだ残りは、また次年度の財政になるという形なんですか。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） 39ページの実質収支額、9,019万9,805円につきましては、この決算書を作成した時点での歳入歳出の差引額ということになりますので、一般会計への介護特会からの繰出金については、翌年度の予算で措置をするということになりますので、今年度、令和2年度ですね、令和2年度の介護特会でまた繰出金として予算措置をして一般会計に戻し入れをするということになります。9,000万はあくまでもこの決算書の中での歳入差引の実質収支額ということになります。以上です。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午後3時08分

再開 午後3時08分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） すみません、若干訂正をお願いいたします。先ほど一般会計の介護特会からの繰入金というのがございましたが、これは平成30年度分を精算して、令和元年度において介護特会から一般会計のほうに繰出をしております。先ほど、一般会計からの、一般会計決算における繰入金につきましては、もう今回の決算書の中には入っている金額と。今回9,000万ほど残っておりますが、これにつきましては、また精算をして、令和元年度分につきましては令和2年度の予算の中で、また一般会計のほうと調整をするということになります。以上のような説明でよろしいでしょうか。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

質疑ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本決算に対する反対者の発言を許します。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 10番、井芹です。介護保険の決算認定についてですけれども、2021年度から第8期介護保険制度が改定をされます。これまで改定の度に保険料が引き上げられて、今や限界にきてるのではないかというふうに思います。政府は給付抑制についても議論を止めております。今のような負担ではですね、先程の話では、いつでもそういつ

た負担が大き過ぎて介護保険を使えないというふうではなかったとおっしゃいますけれども、実際問題ですね、介護保険を利用する方々の方ですね、国民健康保険の方もたくさんいらっしゃるわけですが、そういった方たちの中ではですね、今の負担に合わせてですね、介護保険を負担をすると、そういった余裕がなかなか厳しいというふうな声ももちろん聞いております。

じゃあ本当に、十分使いたくても使えないというのがですね、現状ではないかというふうに思います。元年度の、令和元年度の決算は、8,000万円ですね、基金残高となっております。基金の活用ですね、利用料の減額など、是非検討を進めるべきではないかというふうに思います。負担増と給付抑制の制度にあってはですね、今回の決算認定はですね、賛成することができません。よって反対をさせていただきます。

○議長（宮川安明君） 次に本決算に対する賛成者の発言を許します。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） はい、4番。認定第3号、令和元年度甲佐町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、決算審査意見書においても、歳入である介護保険料の徴収率については、現年度分及び過年度分に合わせて、過年度分合わせて97.2%で前年度より0.2ポイント減少となっていることから、徴収率向上に向けたさらなる努力をお願いしたいというのととも、介護保険制度の理念である高齢者の健康増進や介護予防活動の推進など、さらなる向上を目指し努力されることを希望し、認定第3号について異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。

認定第3号「令和元年度甲佐町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮川安明君） 起立多数。よって、認定第3号「令和元年度甲佐町介護保険特別会計歳入歳出決算」は、認定することに決定いたしました。

しばらく休憩します。15分です。3時半から再開します。

休憩 午後3時14分

再開 午後3時30分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 認定第4号 令和元年度甲佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（宮川安明君） 日程第9、認定第4号「令和元年度甲佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（藤井貴美代君） それでは、認定第4号、令和元年度甲佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書についてご説明申し上げます。次のページをお願いいたします。

令和元年度歳入総括表、歳入です。款と収入済額でご説明申し上げます。款1、後期高齢者医療保険料、収入済額、8,871万3,600円。款2、使用料及び手数料、9,200円。款3、寄付金、0円。款4、繰入金、5,286万3,261円。款5、繰越金、199万3,013円。款6、諸収入、460万7,614円。歳入合計、収入済額、1億4,818万6,688円です。次のページをお願いいたします。

令和元年度歳出総括表、歳出です。款と支出済額でご説明申し上げます。款1、総務費、支出済額、137万3,667円。款2、後期高齢者医療広域連合納付金、1億4,053万61円。款3、保健事業費、447万7,731円。款4、諸支出金、5万5,742円。款5、予備費、0円。歳出合計、1億4,643万7,201円。歳入歳出差引残額、174万9,487円。令和2年9月11日提出、町長名でございます。

次に17ページをお願いいたします。17ページです。実質収支に関する調書でございます。区分、金額でご説明申し上げます。1、歳入総額、1億4,818万6,688円。2、歳出総額、1億4,643万7,201円。3、歳入歳出差引額、174万9,487円。4、翌年度へ繰越すべき財源、0円。5、実質収支額、174万9,487円。この実質収支額が、失礼しました。5の実質収支額、174万9,487円が次年度への繰越額となります。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。最初に、歳入全部についての質疑をお願いします。5ページ款1後期高齢者医療保険料から9ページ款6諸収入までです。歳入全部についての質疑をお願いします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんか。

次に、歳出全部についての質疑をお願いします。11ページ款1総務費から15ページ款5予備費までです。歳出全部についての質疑をお願いします。

ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 最後に、本決算全部について何か質疑はありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 主要施策成果一覧の中に、健康診査事業が載せてあります。後期高齢者の健康調査については、対象者2,047に対して402人、歯科口腔検査診査事項については、56名ということで、他の検診に比べたらかなり受診者の数が少ないように思いますが、この検診についての状況についてはどういうふうに分析をされているのかお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（藤井貴美代君） 検診の受診率ということで、歯科口腔健康診査事業についての受診率についてお答えします。歯科口腔健康診査事業につきましては、県の広域連合の受託事業でありますけども、甲佐町としては平成30年度の受診者よりも、令和元年度の受診者は、約20名ほど増えておりまして、56人の方が受診されております。受診率については、対象者から割り出しますと、約2.7%となっております、低い状況にあります。ただし、県の平均の受診率も1.47%と低い状況にあります。

甲佐町としても、昨年度から、令和元年度から、全被保険者に受診券を送付して、また、今年度においては新型コロナウイルスの感染症の状況に注意しながら、老人会や通いの場など、高齢者の方が多く集まる場に出向いたり、もしくはその場で再度チラシ等を配布するなど、周知をして受診率を伸ばしていけたらというふうに考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本決算に対する反対者の発言を許します。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。認定第4号、令和元年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

保険料率は2年ごとの見直しが行われ、値上げが続いております。保険料の値上げは高齢者のくらしを追い詰めるものになっております。熊本県後期高齢者医療広域連合のホームページに、保険料軽減の計算例が出されていますが、年金所得100万円で2割軽減が行われても、年金所得の1割以上が保険料となっています。限られた年金で生活をされる高齢者にとって、高過ぎる保険料となっています。これまで、家族のため、地域のため、日本の発展のために尽力されてきた高齢者の皆さんに、手厚い支援をすることが政治の役割ではないでしょうか。以上申し上げ、反対討論とさせていただきます。

○議長（宮川安明君） 次に、本決算に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） はい、7番。認定第4号、令和元年度甲佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますけども、予算のほとんどの額が広域連合への納付金ということで、75歳以上の後期高齢の方の医療でございますので、何ら異議なく認定することに賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これから採決を行います。この採決は起立によって行います。

認定第4号「令和元年度甲佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」を認定することに賛成の方はご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮川安明君） 起立多数。よって、令和元年度甲佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

日程第10 認定第5号 令和元年度甲佐町水道事業会計決算の認定について

○議長（宮川安明君） 日程第10、認定第5号「令和元年度甲佐町水道事業会計決算の認定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） はい、認定第5号、令和元年度甲佐町水道事業会計決算書について説明申し上げます。2ページをお願いいたします。

令和元年度甲佐町水道事業会計決算報告書でございます。区分の款及び決算額のみを説明させていただきます。

1、収益的収入及び支出、収入です。第1款、企業収益、決算額、1億6,016万9,236円です。支出です。第1款、事業費、決算額、1億5,093万8,387円です。次のページをお願いいたします。

2、資本的収入及び支出、収入です。第1款、資本的収入、決算額、9,922万378円です。支出です。第1款、資本的支出、決算額、1億4,225万960円です。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額、4,303万582円は、当年度分消費税資本的収支調整額、640万2,815円、過年度分損益勘定留保資金、3,312万4,349円及び当年度分損益勘定留保資金、350万3,418円で補てんいたしております。次のページをお願いいたします。

財務諸表、令和元年度、甲佐町水道事業損益計算書でございます。7ページの下から3行目に、当年度純利益を表示しております。当年度純利益は、282万7,940円であり、前年度繰越利益剰余金、9,503万2,614円と合わせまして、当年度未処分利益剰余金、9,786万554円となっております。その他の財務諸表の説明は省略させていただきます。令和2年9月11日提出、町長名です。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。質疑につきましては、本決算全部について行います。何か質疑ありませんか。本決算全部です。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） 監査意見書のほうからでもよろしいでございますか、18ページなんですけど、令和元年度について、有収率が76.1%ということで、前年度からすると0.2ポイント低下しているということで、年々上がってきていたものが下がったということで、この要因はということか教えていただいてもいいでしょうか。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） はい、有収率が上がらずに低下した理由でございます。令和元年度に行いました工事を決算書の16ページに掲載させていただいております。16ページの(2)の所が工事でございますが、上から2行目の田口橋配水管橋梁添架工事以外の工事は全部老朽管の更新でない工事でございます。そのせいで老朽管の更新ができず有収率が上がらなかったという結果になっております。

また、田口橋に関しても老朽化はしておったんですが、露出している管でもともと漏水

はなかったということで、有収率の改善にはつながりませんでした。ちなみに、40年を経過した、いわゆる老朽管は、配水管延長127キロメートル中、約49キロ残っておりまして、残存率39%となっております。水道事業としましては、年間2キロ程度は更新していきたい、そして、有収率を上げていきたいと考えているところです。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

本田議員。

○12番（本田 新君） 環境衛生課長のほうに。昨年の5月にですね、水道料金の改定を行われました。その結果、当初考えられたような方向に進んでおるのか、どうなのか。その点についてお聞かせください。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） はい、平成30年度の給水使用料と令和元年度の給水料金の比較でございます。差額が消費税抜きで1,045万円ほど増収になっております。11カ月ですので、12カ月に換算しますと1,140万円ほどの増収ということになります。値上げをさせていただく時から、将来の経営見通しは立てさせていただいてるんですけども、令和3年度まではぎりぎり黒字ぐらいで推移して、令和4年度からは数百万円の利益を確実に計上できるのではないかなという見通しを立てております。以上です。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） 平たく言えば、この値上げで将来的に水道会計は安定する方向に進むというふうに我々は理解していいのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） はい、値上げをさせていただいた時のその見通しを、将来5年間ということで計算してから料金を設定させていただいておりますので、先ほどの有収率にも関係しますが、建設改良工事等を積極的に行っていくためには、将来的にもう一度料金を見直すことが必要になるかもしれませんけども、監査委員さんの意見書にも書いてありますとおり、経営戦略というのを現在立てるように検討しております。その中でもう一度考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本決算に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本決算に対する賛成者の発言を許します。

本田議員。

○12番（本田 新君） 認定第5号、令和元年度甲佐町水道事業会計決算の認定であります。ただいもありましたように、水道会計も順調に推移しているとありますし、推移しておりますし、宮内地区へがですね、元年度から宮内地区への給水管の整備事業も始まっております。しっかりとした会計を運用されているということをここに認め、認定に賛

成をいたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから採決を行います。

認定第5令和元年度甲佐町水道事業会計決算について、認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、令和元年度甲佐町水道事業会計決算については、認定することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

明日12日及び13日は議案調査のため休会、14日は午前10時から本議場において会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後3時52分

9月14日（月曜日）

令和2年第3回甲佐町議会（定例会）議事日程

(第2号)

1. 招集年月日 令和2年9月11日
1. 招集の場所 甲佐町議会議場
1. 開議 9月14日 午前10時00分 議長宣告
1. 散会 9月14日 午後3時07分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲斐良二	2番 甲斐高士	3番 田中孝義
4番 鳴瀬美善	5番 森田精子	6番 佐野安春
7番 荒田博	8番 宮本修治	9番 福田謙二
10番 井芹しま子	11番 宮川安明	12番 本田新

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北畑公孝 議会事務局事務長 早崎伊津子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 奥名克美	副町長 師富省三
会計管理者 渡邊友美	総務課長 北野太
企画課長 古閑敦	地域振興課長 荒田慎一
くらし安全推進室長 佐々木善平	税務課長 奥名雄吉
環境衛生課長 橋本良一	住民生活課長 藤井貴美代
健康推進課長 福島明広	福祉課長 岡本幹春
農政課長 井上幸介	建設課長 志戸岡弘
会計課長 渡邊友美	町民センター所長 中林健次
教育長 蔵田勇治	学校教育課長 吉岡英二
社会教育課長 奥村伸二	農業委員会事務局長 井上幸介
選挙管理委員会書記長 北野大	代表監査委員 豊永康法

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 一般質問

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

○議長（宮川安明君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

今定例会におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、議員、執行部及び事務局員、マスクを着用することにしております。傍聴者におかれましても、マスク着用の上、指定された座席で傍聴にご協力をお願い申し上げます。

それでは本日の議事日程を報告します。本日の議事日程は、議席に配布のとおりですので、朗読を省略します。

日程第1 一般質問

○議長（宮川安明君） 日程第1、一般質問を行います。今期定例会の文書による一般質問の通告は5名です。順次質問を許します。

なお、議事の進行上、かねてからの申し合わせのとおり、1議員当たりの質問時間を概ね1時間として議事運営をさせていただきますので、質問者並びに答弁者の的確な対応をお願いいたします。

最初に、12番、本田新議員の質問を許します。

12番、本田新議員。

○12番（本田 新君） おはようございます。12番、本田でございます。通告書に従って一般質問を行いたいと思いますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

まず最初に、農事組合法人の経営内容と抱える問題ということで提案しておりますけれども、提議しております、質問しておりますけれども、提出しておりますけれども、法人が設立されて5年が経過しております。その中で、今現在、法人がどのような経営状態になっているのか、そして、どういった問題を抱えているのか、その点を行政の皆さん方と共通認識を持っていきたいというふうな思いでこの質問を出しております。

まず最初に、私は法人の中で、その労働力不足だとか高齢化、賃金、収支状況はどうかということでもありますけれども、現在の法人の状況はどのようになっているのか、行政はどう考えておられるのかを質問したいと思います。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） はい、それでは法人の労働力不足、高齢化、資金、収支状況についてお答えいたします。

甲佐町では、先程おっしゃいましたとおり、現在、7法人が設立され、約5年が経過しております。法人経営をされる中での課題等を把握するため、昨年度、法人に対しヒアリングを実施し、課題の把握を行っております。

そういう中で、今おっしゃいますとおり、高齢化による労働力不足が、全法人共通の課題となっております。労働力不足の解消先としましては、新たな労働力の確保となりま

すが、ご質問の資金面については、法人の規模により異なりますが、当期純利益では平均すると1,000万から2,000万円程度となっており、従事分量配当金を差し引けば、100万から200万程度と、従業員の雇用という面では難しい状況となっております。以上です。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） はい、今、課長のほうから答弁がありましたとおり、法人の経営に携わっておられる方々の献身的な労働力、また、その労働される人たちの低い賃金だとかまた作業料金によって経営がされて、なんとか100万から200万ぐらいの利益を出すと。赤字にはなっていないという状況で今推移しておりますし、行政のほうでは、この5年間を通じて法人の設立の準備金というような形で支援をされていっております。

これで本年度から、支援はなくなっているの、法人が独り立ちをしなければ、経営を確立させなければならぬ時にきていると思います。そのような中であって、今後、法人が抱える問題にどう対処をしていくのかが問われていくというふうに思います。

一つに、そういう法人と申しましても、それぞれの法人の考え方や地域性と、抱える面積とかですね、その地域性があるので、一概にこの問題を解決するようなことはできないかもしれませんけども、例えば、私のほうの下白旗だろうと、元白旗という村を、見ましてですね、ここら付近あたり、土地利用型の農業ということを今推進しております。

また、山出のほうですね、山出のほうでは、地域を挙げて、地域の方々がみんなで頑張っておられるというような形で、なんとか法人を運営されております。

その地域、土地利用型の元白旗の例でいくならば、その機械利用組合的な、そういった経営を今後とも貫いていかれるんじゃないかなというふうに思っております。そのためには、やはり機械だとか、法人が機械を所有し、各それぞれの農家がですね、俗に言う機械貧乏と言われるような、そういった機械に対するコストダウン、機械のコストダウンを図りながら、なんとか経営をしていかなければならないんじゃないかなというふうに思っております。

そういう中であって、今後、行政のほうではこれから先の準備ができて、準備資金を、支援されておりますけども、今後どういった形です、どこで支援をされていこうかなというふうに考えておられますか。その点をお聞きしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） 法人に対する今後の支援ということでございますけれども、現在、町のほうで法人に対する支援といたしましては、まず農機具の導入のことでありましたり、それと、法人の経理に対して、税理士の方についてその研修会等を開催させていただいております。

今後の支援ということでございますが、今おっしゃいましたとおり、法人の設立に対して5年間は町のほうから補助を出しております。ただ、これについては5年間のみということになっております。議員おっしゃいましたとおり、今から法人が独り立ちしていくということもございますけれども、今後、経理のほうの研修は行っておりますけれども、法人としての本来の経営面、その経営面についてのその指導、支援というのが、現在行っ

ていない状況でありますので、まず法人として、一つの法人としてやっていけるような、経営に関する部分について、今後、支援のほうを考えていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） はい、今後、そういったことで支援をされていくということで、私としては一つ、原因があるのは、やはりこう、いわゆる俗に言う先進地視察ですか、うまくやっている所、そこを見に行つてそこを真似るといふかな、そのいい所を導入すると。そういったことが今後、我が町としての法人がうまく機能していく。また、ましてやその、雇用までつながっていくようなですね、本来、法人が設立した時の目的ですね、国の支援が未来を対象に支援、助成をするということだったので、まずはその認定農業者並びにこの法人に力を入れたということがあります。

そういったことで、やはりこう、先進地視察なんかも取り入れてですね、やっぱりいい所を取り入れて法人経営に確立していくというような方向に進んでいただけたらと思いますけども、そういった面についての支援について、行政のほうでは考えておられますでしょうか。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） 法人の先進地の視察研修ということでご質問ですけれども、法人は先進地視察研修については、昨年度から一応行っております。これがJA、農協主催の法人の代表者会議というのがございます。毎月1回開催されておりますけれども、その中で法人のほうからも、先進地を見て自分たちのためになる所は取り入れたいというような意見もございましたので、昨年8月に先進地視察研修を行っております。参加としましては、県、それと町、それとJA、法人のほうで、代表者の方と会計の方ということで、昨年行っています。そして、今後においてもですね、議員おっしゃるとおり、いい所を取り入れるというのがやっぱり大事だと思いますので、引き続きその点についても支援をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） 法人経営を充実させるために、町がやっているその農機具導入についてちょっと言及させていただきたいと思います。今までこう、これまでにですね、前の時から質問したような気もしますけども、現在まで法人に対してですね、どういった機械、どういった種類の機械を納入されて、大体どれぐらいの金額を支援してこられたのか、大体で結構です。その点を教えていただきたいと思います。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） これまで支援をしてきた農機具についてお答えいたします。県及び町の補助で導入された農機具としましては、コンバイン、それと畔ぬり機、乾燥機、ラジコンの動力噴霧機などがあります。金額にしますと、失礼いたしました、平均いたしますと、年間500万から800万ぐらいの町の補助ということで、支援をしているところでございます。以上です。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） わかりました。かなりの額を支援していただいているというふうなことでうけとめました。

そこでですね、ただ思いますのは、大体こう、コンバインなんかを中心にやったというふうなことが上がっております。その中でこう、トラクターの導入と、これは私は今、考えとるんですよ。トラクターなんか、これは各農家がそれぞれ使うから、これまではその法人がトラクターを所有するという事はなかなかなかったということでありまして。ただ、各農家がそれぞれトラクターを購入する場合、その助成を願うというようなときに、国、県、町からというような形でやってきてるとは思いますけども、なかなか国、県の補助基準が厳しいというような話は聞きます。実際、何が厳しいのか私はわかりませんが、そういった話でございます。

そういった中であって、でもやっぱり、このトラクターあたりなんかを導入する場合はですね、今の現在の規模で、基準として考えられておられるけれども、これから先、トラクターなんかは20年ぐらい使うような機械でございます。これから先、5年先、10年先、どんどんこう、先ほどの高齢化が進んで労働力が減ってきて、で、1戸当たりの専業農家の1戸当たりだけ、管理する面積がどんどん増えていくということが、将来的に僕はもう目に見えてわかってきているような気がいたします。

そういう中で、今のような国、県、町のこの支援要綱で本当にいいのだろうかというふうな思いがありますので、その点につきましては、ここの面ではもう一回再考されてもらいたいという思いもありますけども、その点についてお答えを願います。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） お答えいたします。議員ご指摘のとおり、現在、町の基準は国のほうの基準に準じており、経営面積で、いわゆる馬力等ですね、制限がかかっているような状況でございます。しかし、本年度、県の基準が変更となり、その面積の要件という部分がだいぶ緩和された所がございます。そのため、現在、シミュレーション作業を行っているところでございます。

たしかにおっしゃるとおり、トラクターにつきましては、利用頻度が高く、構成員が多い法人での導入は難しいものと考えております。コロナの影響で遅れてはおりますが、本年度も法人のヒアリングは実施する予定としておりますので、各法人の意見を伺いながら、よりよい制度となるよう検討させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） まあ、ここはね大いに検討してください。もうほんとうお願いをしたいというふうに思います。

ただこう、また法人がね、機械を所有するのどうこういう前に町に求める、補助を求めることの権利、それぞれの行政に求めること。やっぱり、それぞれの組合員の皆さん方にもね、やっぱりその利用料金あたりをもっとこう増やして、それと、そういった組合側にも自己負担を求めて、やはり、法人の力、法人の所有する機械を増やすことに対するそう

いう力というか能力をですね、高めていってもらいたいなという気になります。

それと、また法人をですね、経営を安定させるために、高収益の作物あたりをもっと導入したいというような法人があるようなのも聞いておりますけども、それに対して町はどのように考えて、どのように支援をしていかれようという考えておられますでしょうか。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） はい、高収益作物の導入につきましては、昨年度実施しましたヒアリングの中で提案をいたしております。また、法人の作業量自体を軽減するために、水管理や畦の草刈りなどを所有者に行っていただき、残りの作業を法人が行う部分管理の方法なども提案させていただいております。

今ですね、高収益作物については、法人自体での導入というのは、現在行っておりません。今、その前の段階として、個人、法人の組合員の方が個人的に行っていただいて、よければ全体、法人を回していこうというような考え方を持っておられる法人もございます。

今後ですね、法人の中で話し合いが行われて、高収益作物を導入したいとの相談があった場合には、各種補助制度を活用した積極的な支援を行っていききたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） 法人の研修として、議会のほうでも一度長野県に研修に行った際には、そこも、そこはまだ法人の集落営農主体だったかもしれませんが、そこはタマネギを作ることによってですね、収益を上げて、それでそこにある組合員さんに収益を分配していくというようなことができているというようなことを聞いております。

そういった意味で、高収益作物に導入を図られる法人があるならですね、大いに行政としていろんな面で支援をしていただきたいということをお願いしたいというふうに思います。

そしてですね、県のですね、産地支援のこのあり方について、私として一つこの考えていますのは、県というか、国がですね、いわゆるその米粉用米だとか、飼料用米、いわゆる何ちゅうか、多収米というんですかね、そういったものを奨励しております。そういったことを会議で言うておりました。ただ、JAはあんまり乗り気でなからうらしいんですけども、でも、案外こう、収益の上がるようなこともあるし、そういったことについてですね、取り掛かられるようなことも考えられるんじゃないかなと思いますけれども、それについていろんな拡大するためにいろんな問題点があるというふうに聞いておりますけども、行政のほうではそれはどのように認識されておりますか。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） はい、それではお答えいたします。経営所得安定対策交付金の中の産地交付金の中で、米粉用米、それと飼料用米の多収品種に対し、県は月額で加算を行い、作付けの国内推進を図られているところです。作付け拡大を図る上での問題点でございますが、まず、多収品種は主食用米と比較し、収穫時期が約1カ月程度遅くなっておりますので、その分取水が必要となります。この点に関しましては、用水の管理をさ

れております土地改良区との協議となりますので、町としましても、要望をしていきたいというふうに考えております。

次に、乾燥調整の問題がございます。令和元年、昨年から多収品種のJAのカントリーエレベーターというのの受入ができないこととされました。現在、飼料用米につきましては、個人で乾燥調整をされておりますが、米粉用米につきましては、JAでの受入ができなくなったため、現在、御船町の乾燥調整を、業者さんへ乾燥調整を依頼されている状況です。今後、作付けが拡大していった場合、乾燥調整施設の不足が懸念されますので、生産者、農政局などと協議を行いながら、受入体制の確保対策を図りたいと考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） いわゆる多収品種ですか、この多収米、飼料米、これのですね、一つの、私は大きなメリットがあるというのが、その県の別枠での支援があるということで、非常に有利な助成があるということ。もう1点ですね、今、これは参議院の藤木議員がですね、JAでですね、国政報告会のような形で来られて、米が重要化された。それも、でも、国として、麦、大豆、ここが少ないから、ここに大いに力を入れていって、だから、国もここに力を入れるということでもあります。

ただ、大豆をですね、作る場合、そんなに一ところになると、やっぱりどうしてもやっぱり連作障害が出てきます。また、畑かん的な、畑かんって言うたらわかりますかね、いわゆるこう、水を入れない、畑状態にするから、草がもうものすごくこう、生えるんですよ。よく農家の方々とお話すると、やっぱり3年越しぐらいに、本当は米と大豆と入れ替えてやったほうが、収益も上がるし、そのほうがいいんじゃないかということでございますんで、米に自由化があったとしても、やっぱり米でなくて、同じ多収米のほうと、大豆と上手にこうすると、連作障害にもならないから、私は非常にこう、この多収米に取り組むというのは、私は大事じゃないかなというふうに思いますので、これは大いにですね、土地改良区の問題がありますので、そこあたりを上手にやって、また乾燥施設、JAが取り組まないということでもありますけども、JAが取り組めば一番いいんですけれども、ないならばどうにかするその手立て、随時ですね、やっぱり生産者と協議をしながら、意見交換をしながら進めていってほしいというふうに思います。

それと、一つだけこう、この本日の法人とは関係ない話ではありますが、県の産地交付金のことについて、私にも応援してくれるあたりの方々ちょっと意見を言わせてもらえば、いつも言っておりますが、野菜と花の助成金が、交付金が違うというのは、どうなんだろうか。花のほうはいつも多くて、いつもというか、これまでどおりなんでしょうけども、野菜は半分程度ですかね、産地交付金。もうあの、これは減反政策をした時、町に、町が達成するために、花の農家に大いに応援してもらったというあれがありますけども、もう時代は過ぎてます。もう何年も前に自由化でやっておりますので、一つ、野菜と花、花きですね、助成金の同じような、同じというのはなんでも、近づけてもらいたいというようなことを考えてもらいたい。答弁は結構ですこれ。担当者がいつもいつも

うまく言われますからあれですけど、言いませんけども、ひとつ大いにこう考えてもらいたいというふうに思います。

最後になります。で、法人で今、経営を安定させるために機械の導入の話、それから作物のことについて、最後にこう、法人の経営統合、よく企業でもね、業績が悪いと統合していかんとか、経費節減を図りながらやっていこうという話があります。この経営統合という考え方ということ自体、行政のほうではどのように考えられますでしょうか。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） それでは、法人の経営統合についてお答えいたします。

先ほど答弁しましたとおり、財務諸表から見てみますと、法人の経営状況は厳しいものとなっております。その改善策として、効率的な運営を行い、コストを抑えるためにも、現在の法人を統合するとの考え方もございますし、実際にそのヒアリングの中でも、一部話が出ている状況です。

しかしながら、規模拡大のために様々な展開を考えられる法人、地元の農地は地元で守っていきたくて考えられている法人など、経営方針は各法人によって違います。その経営方針であって、違う法人同士の統合は難しいと考えますし、現在のところするべきではないと思います。今回、コロナの影響で開催されておりませんが、JA主催で各法人の代表者を集めた会議が毎月開催されております。その中で課題や問題点の話し合いや共有化が行われております。今後、そういった話し合いを通じて、共通の課題として法人の統合の話が出てきた場合には、町としてもできる限りの支援を行っていきたくて考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） まああの、やっぱりそこにあるだろうと思います。今その地域性とかいろいろ考え方があるかと思いますが、まあそれでもね、メリットとして、やっぱりこう、人件費とか、いわゆる効果があるのが税金ですね、あとまあ、安い金額だろうけども、税理士あたりも入っておりますので、そういった料金など、やっぱり経費面の削減が図られるんじゃないかなと思いますので。

ただ、その場合ですね、やはりそのそれぞれの法人のそれぞれの経営内容だとか、労働賃金、作業料金など、そういったのがやっぱり統一されなければならないというふうに思います。そういったことが必要条件だろうなというふうに思っております。

私は、今考えておるのはですね、例えば、元白旗と吉田あたりは同じような感覚だし同じような地域性だし、同じような土地利用型を推進しております。それぞれの所でやっておりますし、吉田のほうではですね、地元でやれない分は他町の農家に頼もうというような声も聞こえております。他町の農家の方々が地域を守れば、農地を守れば、それはそれでいいのかもしれませんが、私はその法人に与えられた一つの目的は、その若い農家あたりに引き継ぐ、持続させるというようなことだし、そういった方々がおることが、また地域を守るというふうな形になると思いますので、この地域を守るというふうな形からもですね、大いにこう、他町の農家にお任せするんじゃなくてですね、本町農家にも、

元白旗から吉田に行っても、また吉田の機械を私はもう使ったとか、大いにそういうことをすることによってですね、できるんじゃないかなというふうに。僕が一番近い、山出のほうはなんか自分たちで地域を挙げてっていうやっておりますし、またその代表の方々からもお話を聞けば60過ぎまでは一生懸命会社で働いて来いて。年金もらうようになってから地元で農家をして、その自分たちの地域は自分たちで守るといような形で進んでおられますので、ちょっとありますし、また、自分たちで乾燥機械あたり買えて、お米やなんかも自分たちでこう、作ろうまで思っておられます。なかなかちょっと違うのでなかなかこういう考えではありませんけど、一つの例としてですね、これは私の考えですね、なかなか法人の幹部の方々どう考えられるのかわかりませんが、一つの、シミュレーションの一つの案であるというふうに思っております。

今、法人のことについて農家についてやりました。で、やっぱりこの問題は、やはり持続可能です。もう続けて、将来的に続く、もう本当にね、今農家の方が田圃に行くと、私もやってみると、あと5年かな、長かっちゃあと10年ぐらいだなという方が多い。本当に多い。もう本当に。でも本当によう頑張っておられるなって思いますけども、やっぱりそういった中でですね、若い人が魅力を感じて、農業に進んで、そういった体制ができたらいいなと、もしそういった方々がまた地域を守っていくというふうなことになるべきなというふうに思っております。

これにて私の法人についての質問を終わりたいと思います。

次は企業誘致についてであります。これは、やっぱり企業誘致といいますのは、ことはやっぱりそこで雇用が生まれ、定住促進を図る。町の活性化の第一的な魅力のあるものだろうというふうに思われますし、また、初日ですか、1番の甲斐議員のほうからでもありましたけども、町の所有地を利活用してでも企業誘致を図っていくべきと、図って見たらどうかというようなことが話がありました。そういったことで、企業誘致を図って、これは簡単に、具体的に構いませんので、支援、まず来る企業に対する支援、それともつと言うのは、後で聞きますけども、それを受け入れる側の町、また地域の受入体制、いろいろなこと質問したいと思いますが、まずはその企業誘致をする企業に対して、町はどのような視点を簡単にこう、具体的に結構ですでお聞かせください。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○議長（宮川安明君） はい、では町の支援策等についてお答えします。

町は進出企業に対して優遇措置としまして、本町内に工場等、また新設又は増設される企業に対し、甲佐町工場等設置奨励条例及び甲佐町工場等設置奨励条例施行規則によりまして支援を行っております。具体的には、固定資産税の均一課税としまして、固定資産税の税率を3年間引き下げるといことにしております。また、奨励措置等としまして、便宜の供与ということで、工業等用地、住宅用地及び道路用地等の購入又は借地並びに労務等のあっせんや工業用水、道路等の工場等関連施設の整備に関する協力に努めることになっております。以上になります。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） それに対して、そういった支援を考えておられるということでもあります。企業が進出する場合ですね、それに対して周辺整備の環境整備ということが私はやっぱり大事なことじゃないかなと思います。企業が来て、やっぱり地元と親しい関係というかな、融和されるような関係でなければ、とても企業誘致を受け入れる地元としてもですね、そういったこと、どういう表現していいんでしょうね、やっぱりこう、きちっとした一定のルールを企業には求める必要があるんじゃないかなというふうな思いがあります。

その中でこう、例えば企業が進出してくると、どうしても交通量が増える。だから、また大型車両なんかが大いに予想される。そういった場合、地域がですね、道路の改良だとか、また、その企業が出す排水あたりの整備、またその排水をする排水路の整備、そういった安全対策や工業用水あたりが出るならば、その水質の問題など、やっぱりこう、しっかりとした環境対策も必要じゃないかなというふうに思いますが、そういったまずはその、大型車両なんかが通行する場合にその安全対策なんかについては、どのように考えておられるでしょうか。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい、では交通に関する道路改良や排水路等の整備の安全策についてということでお答えします。

先ほど答弁しましたとおり、町の支援といたしまして、奨励先等としまして、便宜の供与ということで、工業用水、道路等の工業と関連施設の整備に関する協力を努めることということになっておりますので、進出される企業の規模、進出される企業の業種での対応は変わってくると思いますけども、地域の安全対策としましては、道路改良、排水路整備、カーブミラーなどの安全施設の設置等につきましては、先ほど議員おっしゃられましたとおり、やっぱり地域の声も聞きながら、対策には当たっていききたいというふうには考えておるところでございます。

ただ、財政面や現状の計画などの問題もありますので、関係課、関係機関等と協議を行いながら、対策については実施できる方向で検討していくことになるというふうには思っております。

また、進出される企業でできる対策がある場合につきましては、協力していただけるように働きかけていきたいというふうに考えているところです。以上になります。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） 今の答弁の中でこう、いわゆるこの便宜の供与で、企業と協力し合って、地元の安全対策を図っていく。また、そういったする場合、いろんな安全施設の整備や、また排水路あたりの整備も図っていかれるということでもあります。財政面という一つの条件は付いとるみたいです。まあ、それは有りますけども、やはり、地元の安全対策は万全を期してもらいたいというふうに思いがあります。

それと、排水の中でありましたけど、その水質です。あんまりこう、企業誘致をこう、歓迎、一方では町としては歓迎している。地域の町民を見てもそうでしょう。企業誘致を

歓迎する一方でありますけれども、それでもこう、企業にはそういった迷惑施設とかいうことにならないような形でですね、やっぱり水質なんかもしっかり守ってもらいたいというふうな思いがあります。それでこう、水質についてはどのような対策を考えておられるんでしょうか。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 工場等が進出した場合の排水の水質問題でございますが、現在、町では14の企業の方と環境保全協定、又は公害防止協定というのを締結させていただいております。その中の1点に、町、企業、住民団体の3者立会いで、定期的に水質検査を行うということが明記されてございます。進出される企業の業種にもよりますが、農家や住民の方々の不安を解消するために必要ということであれば、このような条項を入れた協定を締結できるよう表記をさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） とにかくあの、しっかりと行政として地域の住民のそういった環境面をしっかりと守っていただきたいというふうに思います。

それでこう、ちょっとあれですけど、最近、下白旗のほうに企業、住宅団地あたりがこう、進出するというような話を聞いておりますけれども、そういった場合のこの上水道あたりの能力、だいぶ芝原あたりの団地が増えておりますけれども、そういった能力なんかには問題ないんでしょうかね。どうでしょうか。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） はい、下白旗への給水能力のことでございますが、白旗地区には上早川の大峯にございます第3配水基地という所から配水しております。給水能力にはまだ余裕がございまして、水量、水圧ともいずれも問題ございません。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） 安心しました。それで、今の住宅団地、ちょっと今ついでにあれですけども、住宅団地のことで大事なことでありますんで、ついでにこう、ついでっていう事ではありません、特別にこう、質問の中に入っておりませんが、大事なことです。この団地の中でですね、今度団地ができるというのは聞いております。20戸ほどできるということでありまして、で、そこで、ここの団地ができると、その子どもたちが通学路あります。あそこは県道に面しておりますけれども、あそこを子どもたちは横断するのでしょうか。それとも裏のほうに県道に面してない裏のほうですね、第一農道のほうに、から今通学路になってますが、あちらを利用するのだろうか。もしも、県道を横断するようなことが、しなければならぬということであるならば、歩道はだからどうするのか。横断歩道、県道に横断歩道がない所を横断してもらおうのか。それとも、やはり目の前が県道の、横断しなければ歩道が、いいですか、続けて。

〔議場の電灯が消灯〕

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。10分ほど休憩します。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時55分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本田議員

○12番（本田 新君） 先ほどの続きになりますけれども、下白旗の住宅団地ができてからの通学路について、対応をどう考えておられるかお聞かせいただきたい。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい。通学路につきましては、教育委員会、くらし安全推進室と協議のうえ、危険がないように行っていく予定です。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） くれぐれもよろしく願いしておきます。

では最後に、農業問題、企業誘致について、町長の考えをお聞かせいただきたい。

○議長（宮川安明君） 奥名町長

○町長（奥名克美君） 農業について、いくつかご指導やご要望等いただきました。基本的な考えは、農政課長の答弁のとおりでございますが・・・。

企業誘致についてですけれども、通学路であったり、やはり大型車両が通行することになれば、これに対する対応等は、十分地元対策としてもやらなきゃいかんというふうな思いは常々から持っております。

そうした場合に、やはり大型車っていうかな、車両と、それから、歩行者の分離等についても考えなくちゃならない部分については、そのへんも考えていく。ということは、やはり道路整備計画、5カ年計画の中で、そういった計画に載せたところでの整備を図っていきたいというふうな思いを持っております。

それと、進出してこられる場合においては、これは当然地元対策も必要となりますんで、やはり地元の方々と、なんていいますか、うまくやっていけるような、そういう地域のことをよく理解していただけるような手立ても企業側のほうには申し上げていかなきゃならないと思っております。

それから、企業側に対しましては、先ほど地域振興課長から申し上げましたとおり、税の優遇措置でありますとか、それから、道路整備、排水路の整備であったり、町としてやるべきことは十分やりながら、企業が進出してこられるということは、これはやはり雇用拡大にもつながることありますし、また、町にとっての活性化の大いなる材料というふうに思いますんで、積極的に、土地については先だっけの質問の中にもありましたとおり、町有地の活用等も十分頭の中に入れてながら対応していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） はい、町長のほうにも十分にですね、企業と地元が融和を図っ

て、そして、町の活性化へとつながるような、そういった企業誘致のほうもですね、町として積極的に取り組んでほしいということを最後にお問い合わせをしまして、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前10時59分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これで12番本田新議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時01分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、田中孝義議員の質問を許します。

3番、田中孝義議員。

○3番（田中孝義君） はい、3番、田中でございます。通告書に基づき質問をさせていただきます。

まず内水対策についてということで、昨年3月、9月の定例会でも質問させていただきました。その時の答弁で、技術コンサルにお願いし、協議を行い、具体的な対策案も示されているが、莫大な経費がかかるので、国、県、町との住み分けをやっていくということでしたが、どのような協議をされ、どこまで進んでいるのかお聞きしたい。

それと、町独自の取組みとしてどのようなことをされたのか。また、計画があるのかお聞きしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい、それではお答えいたします。まず、その後の進捗状況についてと、その後に国、県との協議はどのように進んでいるかということでご説明をしたいと思います。

まず、内水対策案については、町のほうで河川ごとの対策を短期、中期に区分したところで対策を考えております。昨年実施した内水対策としましては、短期でできる対策として、大井手川の監視カメラの運用開始、町河川の浚せつ、5河川について浚せつを実施しております。また、大井手水路の浚せつなども行っております。

また、竜野川についても、管理者の県に依頼をいたしまして、浚せつ、水位計の設置、監視カメラの設置を行ってもらっています。

今年度は町で実施する対策として、あゆみ橋のかさ上げ工事を行う予定としております。

それと、竜野川の越水対策工事、それと緑川団地の調整池の越水等の問題の調査。それと北原団地の浸水対策を行うこととしております。それと、河川の維持管理としましても、堆積土を見ながら浚せつを計画的に行っていくこととしております。

それと、国、県と協議はどのように進んでいるのかということですが、内水対策については、緑川を管理されている国、竜野川を管理されている県との連携調整を図りながら、原因の究明や被害軽減に向けた対策の検討が必要になってくると思っております。

町の内水対策を考え、国交省熊本河川国道事務所と県の県央広域本部に町の対策あたりを説明に出向き、今後の取り組み方の検討、協議を行い、実施に向けたいろんなアドバイスをいただいております。

本町の浸水被害は、1級河川緑川と県が管理する竜野川の影響が考えられ、内水対策を行っていくには、県と国と一緒に考えていく必要があると思われま。そこで町では、国と県と3者で今年の3月、緑川、竜野川内水対策会議を設立しました。その中で、合流点処理の問題や、現状を共有し、浸水被害の軽減を図るため、町の内水対策を推進することを目的としています。

この会議を立ち上げたことによって、町が計画している内水対策を共有することで、事業実施に向けたの取り組み方や、総合的な内水対策を検討することや、流域の特性に応じて内水対策の実施を行う順番や、ハード事業、ソフト事業を一体として実施することで、効果的な事業が図られると思っております。

会議の中でもですね、流域治水を考えることで、総合内水対策を考えていくことや、また、土地利用を考えた遊水池の対策、開発行為時の駐車場の透水性舗装などの推進、住宅の雨水浸透枘などの設置の推進、内水対策とまちづくりを一体として考えていくなどの協議も行っております。より効果的な対策を考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 田中議員。

○3番（田中孝義君） 対策協議会を設置されたということで、今後、内水対策に対してはいろいろ進んでいくものと思います。

で、次の今年の7月豪雨での町内の河川でも、竜野川での氾濫の危険性があり、一部決壊したという話も聞いております。竜野川においては、堆積物が溜まり、葦などの雑草が生えている場所も多くなりました。また、船津の馬門川も水はけが悪く、一部浸水したと聞いておりますが、今後、樋門で対応する計画も前回聞いておりますが、地元の方に聞くそうですね、緑川の水位が上がり、上からは水はけないと。で、浸水すると聞いております。樋門で解決できるんでしょうか。さっき竜野川の浚せつされたという話ですが、私が見た時にはもう葦も生えて、いっぱいそういう堆積物が溜まっているように見えました。

私は甲佐町においてですね、水害、土砂災害が一番心配する災害と思っているところです。来年度においてはですね、河川の浚せつの予算など増やして、災害に強いまちづくりができないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい、それでは、竜野川の水位の件についてご説明いたします。7月11日の豪雨で、竜野川では午後5時ぐらいに氾濫開始水位に到達しまして、中早川橋上流の道路で越水が発生しました。午後5時40分ぐらいが水位のピークで、6時半には氾濫水位以下となった経緯がございます。その時の対応といたしましては、地元消防団と建設業協会の方による土のうの製作を行い、依頼し、護岸に設置をしております。昨年ですね、竜野川の水位計と水位カメラを付けたことにより、ある程度の越水の予測ができますので、そういった水防活動を行う上で判断ができるようになっております。

今後の対策といたしましては、浚せつなどは県に依頼して毎年行っておりますが、対策としては、断面を広げる河川改修が最も効果のある対策ではありますが、当面の越水対策といたしまして、高さ45センチ程度の小型の擁壁をパラペットとして設置して、道路への越水を防ぐような計画でおります。現在、県と協議中でありまして、許可が出たならば、交付金事業を活用して整備を行っていきたいと考えております。

それと、馬門川に樋門が設置されるということで、これで大丈夫かということですが、現在、船津地区の堤防整備計画が計画されておりますが、計画では、堤防が山側へどん付けになりますので、馬門川を横断するという計画になっております。樋管の役割としては、外水、緑川の水位が上昇した場合に、内地への逆流を防ぐために設置されることが目的であります。外水が内水よりも高い場合には、樋管を閉めますので内水が抜けないという状況になり、内水による浸水被害が心配されます。

そのような計画ですので、町としても整備をされる際にはですね、樋管設置の場合、強制的に排出ができるようなポンプ施設の整備をですね、国に要望を行っているところでございます。

それと、浚せつに関わる来年度の予算は少なくなっているということですが、河川は町が管理します河川につきましても、必要に応じてですね、状況を見ながら計画的な浚せつを行っていくこととしております。予算的には補正あたりでお願いする場合もあると思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。以上で説明を終わります。

○議長（宮川安明君） 田中議員。

○3番（田中孝義君） はい、一応ですね、馬門川に対しては、ポンプのほうも国のほうにお願いしているということでもありますので、1日も早い実現ができるように思うも、今後何かありましたときは、それなりの対応をしていただきますようによろしくお願ひいたします。内水対策についての質問はここで終わります。

続いて、職員の就業環境についてですが、前も質問しました。現在、メンタルヘルスで休んでいる職員というのは何人いらっしゃるのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） 現時点におきまして、メンタル的な面で休んでいる職員は一応今いないという状況でございます。

○議長（宮川安明君） 田中議員。

○3番（田中孝義君） 以前、一般質問でメンタルヘルス対策として、職員に無記名の

アンケートなどをとったらどうかと提案しているが、現在、メンタルヘルスの対策としてはどのようなことを実施していらっしゃるんですか。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） はい、以前、議会において田中議員から、無記名でのアンケートをとったらどうなのかというようなご提案をいただいているところでございます。現在の状況としましては、日赤熊本健康管理センターと契約を結びまして、毎年、ストレスチェック等の調査を行い、一定の数値以下の職員につきましては、専門職による面談等を実施しまして、早期に解消できるよう努めているところでございます。

調査結果につきましては、その日赤熊本健康管理センターの保健師や産業医さんと対象職員の間のみだけでやりとりをされておりますので、総務課にも人事担当者にも情報は伝わらないということになっております。

なお、以前ご提案いただいております無記名アンケートについて検討をしておりますけれども、本町のような少ない職員数の中では、どうしても無記名でも個人の特定が否めないという状況もございますので、実施段階には至ってないというようなところでございます。

ただし、メンタルヘルスに特化したということではございませんが、毎年行っております職員の異動希望などを調査する自己申告調査に、昨年度から自由記入欄というのを設けております。その中で、職員個人個人が課題と思っていること等、なんでも記入してくださいということで申告するという方法をとっており、いろんな記入があつて改善策等対応を図っているというような状況でございます。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 田中議員。

○3番（田中孝義君） はい、わかりました。まあ一応、今休んでいる方もいらっしゃるということで、ある程度のその自己申告調査とかいう形のある程度の結果が出るのではないかと思います。今後ともそういう部分をしっかり続けていってもらって、職員の環境、職場環境を作っていただきたいと思います。

次にですね、以前、新聞、他県の新聞記事に、ほかの自治体で時間外勤務手当の未払の記事が載っていました。その時の調査結果の、ちょっと記事の一部をちょっとご紹介したいと思います。

これは埼玉県春日部市ですね。市では職員が残業する場合、事前命令や事後確認を踏まえ、時間外勤務命令簿を作成し、超過勤務手当が支払われていた。調査によると、多くの課が割り当てられた予算内で残業代を抑えるよう命令簿を調整していたということでございます。

我が町でこういうことが行われてないと思いますが、まあこういう質問をしますのも、まず職員の皆さんがですね、ちゃんと残業したら残業した分だけの対価はですね、得るべきものだと思いますので。そういうことはないと思いますが、一応その部分とですね、職員の就業環境の状況として、もう1点お尋ねしますが、課ごとの状況はそれぞれ違うと思いますが、現在の職員の時間外勤務の状況はどのようになっているのか。よろしくお願ひします。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） はい、それでは職員の時間外勤務の状況につきましては、議員さん言われるとおり、課ごとに差はございますけども、恒常的に勤務時間後も残って仕事をしているという状況が実態であるというふうに思っております。

4月から7月までの時間外勤務の時間数の状況で申し上げますと、住民生活課と建設課が、課全体の平均で、月100時間超でございます。次が総務課、税務課、福祉課で、課全体で月平均約70時間超というような状況でございます。全体的なところで申し上げますと、震災からの復旧復興にかかる事務事業も、一応本年度で一段落する予定でございますけども、本年度また新たに新型コロナウイルス感染症対策として、定額給付金や臨時交付金などの国の予防対策や経済対策などの事業、さらには県内被災地域への災害派遣業務など、イベント中止等による業務の減少面ということもございますけども、全体的に見ますと、平常時に比べますと業務が増加しているという状況でございます。当然、事務量も増えているというような状況でございます。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 田中議員。

○3番（田中孝義君） 時間外勤務を行う場合のですね、手順はどのようになっていますか。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） 時間外勤務につきましては、各課の課長から時間外勤務命令を受けた上で行うこととなっております。時間外勤務手当につきましては、時間外勤務をした職員からの請求によって支払わなければならないという規定となっております。ただし、時間外勤務手当は、各課などに配分してる予算で支給をしております。原則として予算の範囲内というようなこととしております。

また、町では平成30年度に各課の時間外勤務状況を調査しまして、昨年度、平成31年度から時間外勤務手当予算を増額し、対応を図っているというような状況でございます。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 田中議員。

○3番（田中孝義君） 今後の働き方改革の中でですね、勤務環境の改善を図るため、働きやすい職場環境づくりに向けた取組みについて、町はどのように考えておられるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 師富副町長。

○副町長（師富省三君） お答えいたします。地方分権社会の中で、複雑化、多様化する様々な業務に対応していくためには、チームの一員としての職員一人一人の能力を上げていくことが、全体の生産性を向上させ、ひいては行政サービスの向上につながっていくと基本的に認識をしているところでございます。そのためにも、職員のやる気を育てるような働きやすい環境を作る。そして、労働安全衛生上の環境改善の取組みを継続的に行うことが必要であると思っております。

職員からの要望に耳を傾けながら、そのすべてに答えることは困難でございますけども、

職員の処遇改善という面においては、これまでも事務量に応じた職員配置や、任期付き職員などを含めた職員の採用、時間外手当にかかる予算の確保等に努めてきているところでございます。

今後におきましても、頑張る職員を大切に作る公平公正な職場づくりに努めていきたいというふうに思っているところでございます。以上です。

○議長（宮川安明君） 田中議員。

○3番（田中孝義君） はい、わかりました。最後にですね、私のほうからのちょっとお願いになりますが、上司の方が残業とかされると、部下の者は、私みたいに気が弱いとですね、帰りづらくて、と思うんですよ。だから、そのようなときはですね、上司の方から、「もういいよ」というお声掛けをしていただいでですね、不必要に帰りづらい環境を作らないようにですね、今後やっていただければと思い、この質問を終わらせていただきます。

それでは最後の質問です。体育館の使用状況についてということで、体育館などの施設を学校教育の授業とか以外の時、夜とかの町民の健康増進及びスポーツを通じてのコミュニケーションづくりなどに広く利用されていると思いますが、予約に関する優先順位はあるのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（奥村伸二君） はい、お答えいたします。本町におきましては、平成元年に甲佐町立小中学校施設の開放に関する条例を制定いたしまして、社会教育課及び社会体育普及のために、町内小中学校の施設を、学校教育に支障のない範囲で、施設の貸し出し、学校開放を行っておるところでございます。

ご質問の施設の予約に関し、優先順位はあるのかということでございますけれど、学校における各種行事や、町主催、共催、後援するような行事等で施設を使用する場合におきましては、学校や町の行事を優先することになりますので、一般貸し出しにつきましては、ご遠慮をいただいております。一般貸し出しにつきましては、2カ月前からの受付順というふうになっております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 田中議員。

○3番（田中孝義君） このような施設はですね、町民のためにあると私は思っております。前ですね、コロナによる非常事態宣言が解除されて、それからまた体育館を開放されましたが、その時にですね、甲佐地区の方が予約に行ったところ、他町の方の予約が入っていて、3回連続で使えなかったと聞いております。町民の方はですね、どこのそういう利用されると聞いても、大体曜日とかを決めて使っていらっしやるみたいです。受付で代表者とか連絡先も聞いておられると思いますんでですね、できれば町民を第一に考えていただいで、お手数ですが、他町から予約があった場合ですね、その本町の利用者に確認をとって受け付けるようなことはできないだろうかと思っております。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（奥村伸二君） はい、町としてはですね、先ほども申しましたように、

既に学校施設において町外の方の予約が入っていた場合、現時点での貸し出しにつきましては、町内外区別なく2カ月前からの受付順で対応しておりますので、個別での対応は現在行ってはおりません。町立施設でございますので、例えば、町内の方を早めに受け付けて、受付期間を町外の方と差をつけるなど、また、他町の状況も調査をしながらですね、今後の検討課題とさせていただきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 蔵田教育長。

○教育長（蔵田勇治君） 私のほうからも、ちょっと付け加えさせていただきたいと思います。

町立小中学校は町の施設でございますので、当然、町民の方々の使用競争ということが優先されるべきだというふうに思っております。しかしながら、一旦町外の方の使用について、受け付けた後お断りするというのはなかなか難しいかというふうに思いますので、先ほどおっしゃいましたように、大体定期的に使用される方がわかっておる場合はですね、受け付ける前に、そのことをその日の使用について、町民の方、今回こういう使用の申請が出てくるとも、使用予定はありませんかというような対応はですね、可能かと思えます。

どちらにしましても、これからちょっと研究させていただきたいと思いますが、町民の方ができるだけ使用、優先的に使用がかなうようなですね、他町の状況のほうを調べながら対応させていただきたいというふうに思っております。

○議長（宮川安明君） 田中議員。

○3番（田中孝義君） はい、今、教育長のほうからですね、そういう対応も考えていただけたということで、大変嬉しく思います。やっぱり町の施設ですので、町民をまず第一にですね、考えていただいて、この間の場合は、特別コロナの関係で、みんな使用ができなくて、いつ解除されるかもわからない状態でのことでこういうふうになったと思いますが、町外の方が2カ月も早く前からですね、そういう時から受付をされたのかなという感じになりますので、その時ははっきり、今は期限がわかりませんのでということでお断りしていただきましたかというふうに思います。

以上で私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮川安明君） これで3番、田中孝義議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時35分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番、井芹しま子議員の質問を許します。

10番、井芹しま子議員。

○10番（井芹しま子君） 10番、井芹です。どうぞよろしくお願ひいたします。

今回の質問では、3項目に大きくいって3項目についてお尋ねをしたいというふうに思

います。

まずコロナ対策についてお尋ねをいたします。9月10日現在、9月13日現在、報道によりますと、県内の感染者は570名となりました。九州では福岡県に次いで高い数値になっております。全国の状況を見ましても、依然として広がりを見せております。

こうした中、Gotoトラベルの東京発着の議論が進んでいるようですけれども、また、スポーツ観戦などの人数制限の緩和など、コロナ感染の拡大が懸念されております。また一方、コロナの症状と似ているインフルエンザの同時流行のおそれが問題となっているところがございます。

こうした中で、テレビ等の報道を見ますと、東京都は、この同時流行に備えて、高齢者のインフルエンザの予防接種の無料化を打ち出しました。東京都はコロナとインフルエンザが同時に流行した場合、患者の重症化や医療機関の負担が増えるおそれがあるとして、60歳以上で基礎疾患のある人と、65歳以上の高齢者に、接種費用の実質無料化をすることを決めたとあります。このインフルエンザの無料化は、県内の9月議会でも次々と決議がなされております。インフルエンザのワクチン接種については、発症を抑える効果も高く、予防効果も高いというふうに聞いております。インフルエンザの発症を抑えることは、住民や、そしてまた病院の混乱や負担を減らすことになり、コロナ対策としても有効であるというふうに思います。

現在、甲佐町ではインフルエンザワクチン接種については助成制度がありますけれども、この助成内容、それから対象者、利用状況についてまずはお尋ねをいたします。

○議長（宮川安明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（福島明広君） はい、お答えいたします。インフルエンザの予防接種の今現在の対象者、内容、状況についてご説明をいたします。

甲佐町では、予防接種、季節性のインフルエンザの定期予防接種ということで、基本65歳以上の方に対して助成を行っているところです。対象者としましては、令和元年度におきまして4,037人ということで、この補助の内容といたしまして、令和2年度の予算にはなりますけれども、一人当たりの予防接種料金におきましては3,570円の町内の医療機関で実施するとしております。それに対して、いわゆる町の負担金、補助金になりますけれども、そのうちの1,770円、よって、自己負担額につきましては1,800円ということになります。以上になります。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） インフルエンザのワクチン接種の助成につきましては、今お伺いを、答弁をいただきました。これについては、各自治体、高齢者だけではなく、子どもたちも対象にしている自治体、また助成額も様々でございます。子どもは13歳未満は2回の接種が必要というふうに聞いております。1回の接種費用が4,000円前後と、家計にとってはですね、少なくない負担でございます。また、年金暮らしの高齢者にとっても、助成がありましても負担は軽くないというふうに考えます。一人でも多くの町民の方が予防接種を受けられるようにし、町民の命と健康を守るためにも、全町民を対象にした予防

接種の無料化を実施すべきだというふうに思います。

また、コロナ対策としても有効な施策として自治体の中に広がっているインフルエンザワクチン接種の無料化について、町はどのようにお考えかお尋ねをいたします。

○議長（宮川安明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（福島明広君） お答えいたします。インフルエンザの予防接種のことということでございますけども、やはりインフルエンザの予防接種に対しましての効果や対象者などについて答えさせていただきます。

インフルエンザは、ワクチンの接種を行うことで、発症そのものを完全に防ぐことはできません。重症化や合併症の発生を予防する効果は証明されているため、重症化予防を目的とするワクチンとなります。65歳以上の高齢者福祉施設に入居している高齢者については、34%から55%の発症を阻止し、82%の死亡を阻止する効果があったとされています。また、6歳未満の子どもの対象とした2015年から2016年のシーズンの研究では、発症防止に対するインフルエンザワクチンの有効率は50%から60%と報告がっております。

このような研究報告によって、国内では特に肺炎で重症化しやすい高齢者に対して、季節性のインフルエンザワクチンを定期接種、理由として実施されているところです。

また対象者につきましては、インフルエンザの定期接種の対象者といたしましては、まず65歳以上の方、60歳から64歳で心臓、腎臓、もしくは呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活を極度に制限される方、また、60歳から64歳で、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど可能な方とされております。

接種に対しては、本人の希望により行われ、また、万が一副作用が生じた場合には、予防接種法に基づいて救済が行われます。本町においても、先ほど述べましたけども、定期接種として65歳以上の方に対し、接種費用の一部について助成し、実施しています。

接種費用の助成につきましては、今年度は昨年度より若干拡大、拡充をいたしまして、接種について10月から実施をすることとしています。重症化しやすい高齢者に対しての季節性のインフルエンザワクチンの助成については、必要な方に対し実施できており、補助を拡大し実施したとしても、インフルエンザワクチン接種だけでの発症防止はできません。感染経路となる接触感染、飛沫感染を阻止することが最も効果的になります。そのため、こまめな手洗い、うがいを行う、換気を十分に行う、人込みを避ける、マスクの着用、咳エチケットなど、感染予防の基本を徹底していただくことで、インフルエンザの発症を抑えることが可能となります。

現実に今年のインフルエンザ、流行期で見ても、県内におけるインフルエンザ感染者の報告では、例年で比較してみますと、昨年の平成31年2月に3,284件だったのに対し、今年、令和2年の2月に1,020件と、昨年の3月が768件に対しまして、今年の3月が93件、昨年の4月に353件に対しまして、今年4月が7件と、新型コロナウイルス感染症の予防対策として、インフルエンザの感染症対策と同様の対策を、個人個人が実施したことの効果と考えます。

また、国としても、インフルエンザの定期接種対象者を一時的に拡充する予定はないと

されています。さらに、厚労省からは、現在、インフルエンザワクチンの予防接種を幅広く無料化する施策によって、特定の地域で季節性インフルエンザワクチンの需要量が急増した場合に、季節性インフルエンザワクチンの受給が逼迫し、かえって接種を受ける機会の確保に支障を生ずるなどの混乱が生じると懸念されています。そのような事務連絡が出されております。

本町では、個々の感染症予防対策の啓発を継続して実施しながら、インフルエンザワクチンの接種向上については、予防接種法に基づき実施していきたいと思っております。以上の理由により、インフルエンザの予防接種におきましての補助については、現時点では実施する予定はありません。以上になります。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 補助につきましてはですね、今答弁をいただきましたけれども、予防、インフルエンザ予防接種がですね、効果が薄いというようなことで、重症化しやすいのを防ぐのが一番の目的だというふうに言われましたけれども、これについてはですね、発症を抑える、それからまた予防効果が高いという点についてはですね、いろんな文献からもですね、私も読みながらですね、質問をさせていただきました。そういった点ではいろいろ違うのかもしれませんが、予防効果や、それから発症、そういったものがですね、もうやっぱり効果があるとして、各自治体もですね、そういった中で広がっているというふうなことだというふうに思いますし、そういった点ではですね、町がその点については実施をしないということについては、非常に残念なことだと思いますけれども、是非また他自治体とのですね、ことも調査をいただいてですね、是非再度検討をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、PCR検査のですね、体制拡充についてお尋ねをしたいというふうに思います。PCR検査の拡大、検査体制拡充を求める声はですね、大きく広がっているわけですが、感染拡大をですね、抑止するには、PCR検査拡大をですね、検査をですね、大規模に実施し、陽性者を早期に発見し隔離、それから、保護をする取組みをですね、行う以外にないわけですが、しかし、日本のPCRなどの検査数は、人口比で世界でなんと159番目という異常な低さでございます。この異常な遅れはですね、どんな言い訳も通用するものではないというふうに考えます。

依然としてコロナ感染は拡大しており、感染拡大を抑止するために、地域での面での検査を行うなど、実効ある行動を起こすべきではないかというふうに思います。そのためのPCR検査センターの拡大、それから病床の確保やコロナの影響による医療機関への減収補償など、国による思い切った財政支援が必要となっております。

現在、PCR検査センターは熊本市に1カ所、県に1カ所ということですが、熊本市を除く県内のPCR検査数は、9日現在ですけれども、5,283名、熊本市が7,336名で、合計1万2,690名が9日現在で検査が行われたということでございます。熊本市以外の検体は、すべて熊本市以外ですね、熊本市以外の検体は、すべてこの県のPCRセンターで行われていたのでしょうか。その点と、これまでの検査に至る流れは変わっていないのか、

2点。それから、検査体制について、現状での課題などですね、どう捉えられているのか、3点についてお尋ねをします。

○議長（宮川安明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（福島明広君） はい、お答えいたします。検査、今、PCR検査の件、検体の検査について、今議員がおっしゃいました行政検査として県の1カ所と熊本市に1カ所ということと、民間の検査機関、これあの、施設の稼働は把握して情報が提供されてませんのでわかりませんが、その3カ所で検体検査等が行われていると。また、PCR検査センターということで、この機関につきましては、この機関と、帰国者接触者外来等を設置する医療機関、ここですね、いわゆる保健所を介さずに検体の採取から検査まで迅速に対応できる検査体制ということで、今、県のほうでですね、1カ所は開設されてましたけども、今後、8月の補正を県のほうでされまして、合計の11カ所で開設をされる予定というふうにはなっております。

であの、流れにつきましては、今も言いましたけども、一番はじめは保健所を介して検体の採取、検査まで行っていました、それに加えて、かかりつけの病院のほうで住民の方が行かれて、病院の医師のほうからお伺いがあるというか、医師の総合的な判断によって、先ほどのPCR検査センターと帰国者接触者の外来等の医療機関、こちらにもう直接行かれるというところではあります。

このように県としましては、今後ですね、そのようなことで施設の拡充等もされてますし、いわゆる1日でできる検査の検体数としましては、以前、320人検体となっておりますけども、秋ごろを目途に順次その拡充を図って、1日に検査できる数を1,410検体というふうに予定されておるところです。以上になります。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） PCR検査もですね、少しずつ受けられやすくなっているようですし、また、検査センターもですね、11カ所ということで、保健所ごとに設置が目指されているんだというふうに思いますけれども、そういったふうに全国的にですね、PCR検査体制の充実に向けてはですね、取組みが広がっているようでございます。世田谷などではですね、PCR検査の抜本的拡充に向けて、世田谷モデルというふうに言われていますけれども、ここでは、いつでもどこでも何度でも目標に検査をですね、今の300から3,000のですね、10倍の目標を上げて、検査方式はプール方式といいますか、そういうこととございますけれども、PCR検査の体制がですね、非常に強化されようとしているところなんです。

今答弁いただきましたように、検査センターもですね、増設を、増やされるというふうになっているようですけれども、是非ともですね、これが1日も早く設置されますように。また、それと同時にですね、県内でも一般の職場やですね、医療機関などでの集団感染も発生しております。人との接触が避けられない医療機関や介護施設、保育所、学校など、出入り業者も含めましてですね、職員の定期的なPCR検査が必要だというふうに思います。このような実施も含めてですね、県や町への要望を町にはお願いをしたいというふう

に思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 先ほどですね、担当課長のほうから検査体制の拡充については説明をしたとおりであります。これまでもこのコロナの対応、あるいは情報等については、県を通じて、あるいは保健所を通じて町のほうに提供がっておりますので、今後のそういった考え方についてはですね、働きかけというようなお話についても、これやっぱり県サイドのほうで考えていただくべき、判断していただくべき問題だろうというふうに町としては考えておりますので、町からあえての、町のほうからあえて働きかけを強化するか、そういった考えは現在ございません。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） まあいろいろ行政でもそうですけども、やっぱりそれを動かしたり、施策をですね、動かしたり前進をさせるというところにはですね、やっぱり町民や住民の、また県民のですね、大きな声があつて進むということもございます。そういった点ではですね、いろいろそういった点での必要なことが発生する場合には、そういった点で町の声というのもですね、県任せとかというわけじゃなくて、やっぱりそういった点も必要かというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） ちょっと誤解なきようにあえて申し上げたいと思いますけど、現在、さっきも担当課長のほうから申し上げたとおり、検査体制が現在のところ拡充しているというようなことでありますので、あえて町のほうからは、現段階ではそういう要請をすることは考えてないということでございますので、誤解のなきようお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 私も誤解のなきようお願いをしたいと思います。

次に、コロナ禍の中でですね、給食の無料化を求める件について質問させていただきたいと思います。

ちょっと質問に当たってですね、学校給食の目的といいますか、ちょっとそれをひとつ質問させていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 学校給食の目的でございますけども、これは学校給食法の下ですね、学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資し、食生活の改善に供することを目的に、学校教育活動の一環として位置付けられて実施されているものでございます。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 質問を続けさせていただきます。子育て世帯は、子育ての経済的負担に加え、コロナ禍による負担も増しております。また、雇用悪化の中で、経済的にも精神的にも負担が増している世帯も多いのではないのでしょうか。子育て世帯を支える施策は、私は不十分だというふうに考えます。子育て支援では、第1補正では、甲佐町の

ように多くの自治体が児童1人につき1万円を給付をいたしました。子育て支援では、自治体によっては様々な支援も行っていますが、その中でも、山鹿市、八代市(4文字削除)など学校給食の無料化を決めております。給食費については、既にこのコロナの問題が起きる以前から無償化や一部助成などを実施している自治体は多いわけですが、今回のコロナ感染から子育て世帯の暮らしを支えるために、無償化に踏み切っております。

給食は、今、答弁をいただいたような目的もございます。加えまして、家庭の経済的状況に左右されず、子どもたちの発達や成長を保証するものでございます。学校給食そのものは、学校給食費はですね、子育てにとって大きな負担となっているというふうに考えます。これへの無償化は子育て支援にとってもですね、一番大きな支援策になるのではないかとこのように思いますけれども、是非コロナ禍が収束するまでの間だけでもですね、この給食費の無料化についてですね、検討いただきたいというふうに思いますけれども、町の見解を求めたいと思います。

○議長(宮川安明君) 学校教育課長。

○学校教育課長(吉岡英二君) 子育て世代への支援という形で私は申し上げますと、これにつきましては、就学支援家庭ですね、要は要保護、準要保護の世帯に対しまして、児童生徒の学校給食費につきましては、児童生徒が実際に食べた分についてはですね、この費用を支給する形にしております。

新型コロナの影響で、既に苦しいと思われるような所につきましてはですね、来年度の要保護、準要保護の家庭で申請される際にですね、所属の認定要件として、反映されるということで、その要件を満たせば給食費など支給する旨の対応を考えておりますけれども、実質的にきちんとしてですね、要件や基準等、数値による裏付けがなければですね、なかなか難しいという部分もありますので、来年度はそういった所得の要件について反映され、支給するような対応を考えているところでございます。以上です。

○議長(宮川安明君) 井芹議員。

○10番(井芹しま子君) これはですね、就学援助金ですね、方がですね、そういった給食費の無料化を、今年は受けられなくてもですね、来年は受けられますよという表現ですけども、これの運用に当たってはですね、ちょっと逸れますけれども、国のほうではですね、途中であってもですね、そういったことが受けられるというふうに通達があったというふうに、前回の質問で、質問させていただいたというふうに思いますけれども、そうじゃなくて、やっぱり全体的なですね、やっぱりこの子育て支援ということですね、この学校給食の無料化というのはですね、私はその目的からしてもですね、全体を対象にすべきだというふうに思って質問をさせていただきました。

○議長(宮川安明君) 奥名町長。

○町長(奥名克美君) この給食費の無償化については、これはコロナ禍ということじゃなくて、通常考え方から井芹議員のほうから何回も質問を受けたというふうに記憶しております。そのたびに、私としては、給食費の無償化については、これはやる考えはないということを常々申し上げておりましたし、その理由についてもこれまで述べてきた

つもりであります。

その上に立って、（

（57文字削除）

）郡内の他町も給食費の無償化に

ついては考えてないというような情報を得ております。

それと、全般的な子育て支援策ということに立ってというようなお話でありましたので、甲佐町としてもですね、このコロナ禍の中で、全く考えてないわけじゃありません。いろんな会議もこれまでさせていただいておりますし、また新たに今度のこの9月議会の補正予算の中で、年度内に生まれた子どもさんに対しては、1世帯当たり10万円の支給をするというようなことも考えておりますし、そういったですね、対応についても、町はちゃんとやっているんだということを、是非ご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） さっきのコロナ、第2次補正でのですね、運用の中でですね、そういった学校給食費の無料化というのを打ち出しているという、決めたという自治体があるということですけども、その点についてはですね、そういったことはないということでは言われましたけれども、そこら付近はちょっと調べてですね、またはっきりさせると、こういうことが必要だろうというふうに思います。こちらのほうが間違ってるかもしれないのでですね、そういった点はきちんとさせていただきたいというふうに思います。

町長の答弁はですね、毎回聞かせていただいております。町長の持論というんですかね、あ、うなずかれていただきましたので、町長の持論とですね、その教育のですね、その給食の目的、位置付け、国による位置付け、そういった点から考えますとですね、その持論をやっぱり、と、町の施策とですね、そこら付近はですね、どういうものなのかなというふうに私は思いますので、そこら付近は、町長はですね、今度の第2次補正でもですね、新しくコロナ禍で生まれた子どもさんたちに対してですね、10万円を補償する、十分考えてるよというようなことをおっしゃっていただきましたけども、給食費の問題についてはですね、そういったもう少しこう、説得力のある答弁をお願いしたいものだなというふうに思っております。

2番目に、災害と温暖化防止について移りたいというふうに思います。7月の豪雨災害によって、県内では人吉市をはじめ各地でですね、甚大な被害が発生をいたしました。私も毎週のように人吉市のボランティアに参加をしてきましたけども、その被害の深刻さに言葉も出ませんでした。こうした被害は近年、全国各地で発生し、日本だけではなく、世界的に見ても、猛暑や干ばつ、大規模洪水、それから超大型台風の発生など、自然災害が多発するようになってまいりました。

この地球的規模での異常気象、気候変動は極めて深刻になってきております。今起きている気候変動は、人間の社会活動、経済活動によって大量に排出されました温室効果ガスの増加に起因する地球温暖化がその要因とされております。昨年3月には、ノーベル賞受賞者を含む産学からの幅広い分野の方たち360名の賛同者が、気候非常事態宣言を宣言し、行動計画の立案実施を求める請願を発表しております。昨年開かれました地球温暖化の防

止を目指す国連機構行動サミットでは、77カ国が2050年度までに温室効果ガスの排出実質ゼロを表明しております。また、国だけではなくて、世界の自治体など、日本の自治体も含めまして、CO₂削減に向けた気候非常事態宣言を出して行動に移しております。

その中で、甲佐町は非常事態、気候非常事態宣言ではありませんけれども、温室効果ガスゼロを目指すという表明を、共同表明を県内の自治体とですね、しております。この表明についてですけれども、この表明によってですね、町はどのような具体的な行動を立てられたのかですね、まずその点についてですね、お伺いしたいと思いますけれども、温室効果ガスのゼロを目指すという表明と、気候非常事態宣言のですね、行動計画についてのですね、内容ですけれども、そういった点についてはですね、表明と宣言、どのように違いがあるのかですね、その点についても併せてお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） はい、それではまず、先ほど議員がおっしゃいました共同声明について若干ご説明させていただきます。

現在、甲佐町は、熊本市と周辺17市町村で設置しますところの熊本連携中枢都市圏で、地球温暖化対策実行計画というのを作成しているところでございます。その中では、長期の目標、2050年度の削減目標を、国が掲げてます目標に合わせまして80%削減と当初しておったところなんですけれども、令和元年の12月4日に、熊本県知事が議会におきまして、2050年、熊本県内実質ゼロというのを宣言されております。これを受けまして、熊本県に合わせるということで、熊本連携中枢都市圏の目標も、温室効果ガス排出ゼロということにさせていただいて、今年の1月18日にありました、環境省のシンポジウムにおいて、18市町村で共同表明を行ったということです。

先ほど申されました気候非常事態宣言でございますが、県内では小国町がしておりますが、国内でもいくつかの自治体、あるいは自治体議会が宣言を行われております。今のところですね、連携する市町村でそのような宣言をするという話にはなってございません。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 気候非常事態宣言のですね、具体的な主な行動内容をちょっと見ますと、まだ一般的にはですね、ごみの排出抑制、そのための4Rの徹底、それから省エネルギー対策、それから再生可能エネルギー利用の促進、それから、エンカル消費の普及などが上げられますけれども、CO₂削減のためにはですね、どうしてもこの取組みっていうのはですね、必要なわけでございますけれども、そのためにですね、各宣言した自治体はですね、様々な啓発活動を行っているところでございます。

このごみの排出抑制についてですけれども、環境を考える上で一番非常に大きな問題ですけれども、クリーンセンターへですね、焼却用に持ち込まれる我が町のごみの搬入量はですね、昨年の議会で質問がありました。その資料によりますと、この10年間はですね、人口は少し減ってるのにですね、なかなかこのごみっていうのがですね、減っていないように思いますけれども、その点については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） はい、クリーンセンターに持ち込まれるごみの排出量でございますが、今おっしゃられるように、平成15年度が2,897トンで、令和元年度が2,891トン、ほとんど変わりません。この間、多少増減はございましたが、量自体はあまり変わってないという状況です。

しかし、人口は減少しておりますので、一人当たりごみ排出量は徐々に増えているという状況です。ごみを減らすためにリサイクル品目を増やしたり、リサイクル推進委員さんを通じてリサイクルの徹底を住民の方々に呼び掛けたりしているところでございますが、まだまだ生活スタイルを変えないことにはごみは減らないという状況でございます、議員おっしゃいますように、4Rの推進を今後やっていかなければならないと考えるところでございます。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 生活スタイルのこの見直しというのがありまして、もうなかなかですね、大量生産、大量消費、大量廃棄というような中でですね、もう長年、私たち国民生活をしているわけで、そういった点ではですね、生活スタイルを変えるっていうのも、なかなか非常に難しいと、私自身もですね、非常にいろいろ反省するところもあります。しかし、人吉の災害、近年のこういった災害を見ますとですね、やっぱりそこら付近の環境問題に考えを及ぼしたいと至ったものだからですね、そういった点で質問をさせていただきますし、この施策についてはですね、環境問題、ごみ問題についてはですね、やっぱり自治体の非常に大事な施策の一つだというふうに思いますので、質問をさせていただいております。

また、この中でですね、家庭のごみの減量もそうなんですけれども、この事業ごみっていうんですかね、これについてはですね、どうなのかですね、事業ごみも相当あるというふうに思うんですけども、そのほかなかなかわかりませんのでですね、こういった事業ごみがですね、このリサイクルできるものがあるのかどうかですね、そういった動きができるのかどうかですね、その点については、やっぱり全体のごみを減らすというような観点から考えるとですね、この事業ごみっていうのもですね、抜かすわけにはいかないというふうに思いますので、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 事業ごみについてでございますが、事業ごみには産業廃棄物に分類されるものと一般廃棄物に分類されるものとございまして、御船甲佐クリーンセンターで受け入れられるごみは、事業系の一般廃棄物ということになります。

企業活動に伴って排出されたプラスチック、ペットボトルやトレーのようなものにつきましては、事業活動から排出されたプラスチックは産業廃棄物ということになりますので、事業所や工場が産業廃棄物収集運搬業者に依頼、又は直接産業廃棄物処理場に持ち込んで処理することになりますので、その量等は把握はしておりません。クリーンセンターでは、紙類については一般廃棄物ということで受入を行って、リサイクルを行っているという状

況です。量等については、手持ち資料がありませんのでお答えしかねます。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） またそれで聞きたいんですけども、再生可能エネルギーとしてですね、CO₂抑制の大きな政策だったと思いますけれども、太陽光発電の補助を、国も町も終了させておられますけれども、これはどういった経過なのかですね。施策とすればですね、もう是非復活させるべきではないかというふうに思いますけども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） はい、本町では平成24年度から令和元年度まで、家庭用太陽光発電システムの補助を行ってまいりました。補助額は平成24年度から平成28年度が、キロワット当たり3万円で上限15万円。平成29年度から令和元年度がキロワット当たり2万円で上限10万円で行ってまいりました。この間、合計171基、914.77キロワットに対して補助を行っております。年を追うごとに設置工事費が下がってまいりまして、調達が容易になってきたということが、補助を中止した理由でございます。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 次に、CO₂排出実質ゼロの目標であります2050年までにはですね、あと30年しかありませんけども、地球の温暖化は進んできております。地球規模での温暖化はですね、対策っていうのは非常に急務だというふうに思います。そのためにもできる単位から始めることが重要だと思いますし、自治体にとってもですね、先ほど言いましたように、重要な話だったというふうに考えてます。そういった点でですね、我が町においてもですね、実行ある行動計画を求めたいというふうに思います。

温暖化対策がですね、今聞きますと広域的に計画は練られているというふうにお聞きをしましたけれども、その概要について、まずちょっとお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） はい、連携中枢都市圏で策定中の地球温暖化対策実行計画、計画の基本方針を述べさせていただきます。

1つ目が、圏域の住民・事業者、行政の各々の立場による省エネ、創エネ、蓄エネ施策の推進。2つ目が、脱炭素化した都市圏に必要な都市機能、生活関連機能、産業機能を協力して整備する。3つ目が、圏域での再生可能エネルギー利用の最大化とエネルギーの運用管理。4つ目が、圏域の各市町村による独自の脱炭素での災害対策の実践及び圏域での連携。5つ目が、環境投資による圏域経済の持続的成長の達成とクオリティオブライフの向上。そのようになっております。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 脱炭素、それからCO₂削減に向けて行動計画も練られているようなんですけども、やはりそういった点で是非進めて、しっかりと進めていただくようお願いをいたしたいというふうに思います。

その中で一つお伺いしたいのは、今回新しく建設予定の焼却場の問題、件ですけれども、

今、甲佐町を含め5町で大規模な焼却場建設に向けて動きだしております。その広さや建物の概要、建設費用などについてまずお尋ねをいたします。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） はい、5町で共同して建設を計画してます施設の概要でございますが、まず、ごみ処理施設、これはリサイクル処理施設も含まれます。それとし尿処理施設、それと最終処分場でございます。平成27年度に策定した基本計画では、現在稼働しておりますごみ処理施設の稼働年数を念頭に置きまして、令和7年度稼働開始を目指しておりました。しかし、熊本地震からの復旧事業の新設に伴いまして、各町の財政状況が想定以上に悪化したため、平成7年度稼働というスケジュールで建設を進めることは極めて難しいという状況でございます。スケジュールとしては、今後、財政状況を見極めながら、環境アセスメント、造成、建設工事の着手時期を探っていくということになっております。

施設の概要ですが、まず、現在取得を進めております用地の面積が約12万6,000平方メートル。ごみ焼却施設の能力ですが、1日当たりの処理量が78トン。し尿処理施設が1日当たり83キロリットル。最終処分場の容量が3万8,000立方メートルという規模になっております。これ以上の詳細については、現在のところまだ白紙の状態でございます。

総事業費でございますが、平成29年12月に策定しました実施計画では、総額約215億円を見込んでおります。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） まあ5町となりますとですね、大量のごみをですね、焼却をしていくということになると思うんですけども、素人から考えますとですね、ごみ焼却によってですね、CO₂の問題っていうのはですね、どのように関連はどのようになるのかですね、大量にそのCO₂が排出されるのか、最新の技術だと思いますんで、ずいぶんこれが削減されますよとかですね、そういった点についてはどうでしょうか。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） はい、先ほど申し上げたとおり、施設の内容についてはまだ未定となっておりますが、計画の中で整備に当たっては、環境省の循環型社会形成推進交付金というのを活用するという事で考えております。この交付金を受けるためには、エネルギー回収、余熱を利用した発電でございます。や、再資源化も行っていく施設でないといけないということになっておりますので、当然、CO₂削減に寄与するような施設を目指していくということになるかと思っております。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 発電とですね、それからCO₂の問題についてはですね、ちょっとそこら付近がですね、関連が、発電によってCO₂が減らせますよっていうのは、ちょっとわかりませんが、発電についてはですね、どのように利用をですね、あそこで発電をして、どのようにその利用をされようとしているのかですね。そしてまたですね、その発電がですね、やっぱり一定度のですね、使うからには一定度の発電を確保しな

くちやいけないっていうんですかね、そういう必要があると思いますので、そのためにはですね、燃やす量っていうか、ごみっていうのもですね、減らさないようにしなければいけないとか、そういったことがあるのかどうかですね。熱をですね、もう余計に出すっていうのは、たぶん、紙とかですね、プラスチックとかですね、衣料とかごみとか、本当にリサイクルできるものをですね、大量に燃やさないと、この熱、カロリーっていうのはですね、多分に得られないというふうに思うんですけれども、そういった点ではですね、ちょっと矛盾するなとかというふうなですね、感じもするわけですけども、そういった点で、そういったごみを減らして、発電量もだんだん減ってもいいんですよとか、そういった仕組みというのはどのようになっているんでしょうか。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） はい、先ほど再三申していますように、施設の詳細については全く未定でございます。発電に関しましては、燃やすしかないものを燃やした上で発電する施設になるかと思えます。発電が地球温暖化といいますか、CO₂排出に逆行するのではないかというご意見でございますが、電力の九州電力さんの発電されている中には、化石燃料を燃やして発電している部分もございます、電力を自ら作り出すということは、その化石燃料を燃やさなくていいということにつながりますので、CO₂削減にはつながるものだと思います。

ごみの減量化や施設をどう温暖化に寄与するような施設にするかということについては、これから協議してまいります。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） わかりました。災害のですね、根本的な一つといいますか、温室効果ガスの排出の危険性やですね、災害との因果関係などですね、住民への啓発が非常に大事だというふうに思います。そういった点を考えた上でですね、ごみ減量化についてはですね、ごみ減量に向かってですね、自覚的に住民とかですね、行動していけるような、行政が積極的にですね、継続的にきめ細かく援助をしていただくということが必要かというふうに思います。何といたっても環境問題はですね、次世代に持続可能な社会を引き継ぐためのものがございます。是非こうした点での町の取組みといいますか、そういった点をですね、是非お願いをしたいというふうに思います。

次の中期財政計画と令和元年度の決算についてですけれども、時間もございませんので簡単にお尋ねをいたします。

昨年9月の全員協議会で示された中期財政計画ですけれども、これと実際の決算が終わりました。これについての町の評価を最後にお聞きしたいというふうに思います。詳しくはですね、12月議会においてですね、集中的に財政問題については質問させていただきたいと思っておりますけれども、時間の都合で、そういった点でよろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） はい、それではお答えいたします。

まず、中期財政計画は、将来にわたり持続可能な行政運営の実現に向け、財政比率の維

持及び向上を図り、健全な財政運営に資することを目的として、中期的に掲げている財政の見通しを達成するものでございます。今は財政運営の指針という位置付けとなります。

一方決算はご存じのとおり、年度内の収支の結果を表すものでございまして、予算執行の実績数値ということになります。

このような性質の違いを踏まえまして、昨年度作成した中期財政計画と令和元年度決算との比較についてご紹介いたします。

令和元年度の歳入では、中期財政計画で100億849万2,000円。一方、決算では90億6,675万6,000円となっております。歳出では、中期財政計画は99億6,270万7,000円。決算では86億5,967万9,000円となり、実質収支では、中期財政計画のほうが4,578万5,000円に對しまして、決算では3億4,523万4,000円で、2億9,944万9,000円の差額となっております。

実質収支から純繰越金と財政調整取り崩し金を差し引いた年度内における収支では、中期財政計画がマイナス1億3,840万6,000円で見込んでおりましたけども、決算ではマイナス3,603万2,000円というような結果でございました。

このように中期財政計画としまして、決算が改善しているということから、財政運営的には問題ないといえる状況でございます。

なお、今年度の中期財政計画につきましては、この一般質問が終わった後の全員協議会でご説明させていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） はい、わかりました。これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮川安明君） これで10番、井芹しま子議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。昼食のためしばらく休憩します。午後は13時30分、1時半から開会します。

休憩 午前12時34分

再開 午後1時30分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番、佐野安春議員の質問を許します。

6番、佐野安春議員。

○6番（佐野安春君） はい、6番、佐野です。それでは、質問通告書に従いまして質問を行ってまいります。傍聴者の皆さん、声は聞こえますでしょうか。大変失礼しました。今年も、と言っていいぐらい、豪雨による災害や大型台風の襲来で町内も大変な状況でありましたし、これからは台風シーズンと言われる季節で、警戒を怠ることはできないと思っております。

7月初めの熊本県南部地域を中心とした地域では、集中豪雨による大きな災害となりました。私も何度か災害ボランティアで人吉に行きましたが、球磨川からの増水で自宅が天

井まで水に浸かって被災された方は、あっという間に増水したと、避難所に逃げ出すので精一杯だったと話されています。台風10号に対しては、当初の予想が大型で非常に強い台風、最大瞬間風速70メートル以上、記録的な大雨も予想とかの情報で、被害が大変心配されたのですが、その分、事前の対策が十分できて、大きな被害は発生しなかったというふうに思います。災害に備えた事前準備が、改めて被害の軽減や最小化につながるものと思われました。

それでは、第1に災害に備えた避難のあり方に関連する質問を行っていきます。災害に備えた避難のあり方について、町から発令される避難情報と発令時にとるべき行動が、甲佐広報6月号に載せてありますが、情報の伝達方法はいくつもあることは大変いいことだと思います。携帯電話のエリアメールは、それ独特の発信音、警報がありますので、災害警戒情報だとすぐにわかります。防災無線の場合は、災害避難情報発信音とかないようですが、聞いている人に強い関心を呼ぶようなサイレンとか発信音があればという町民の声もあります。この点はいかがでしょう。

○議長（宮川安明君） くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（佐々木善平君） はい、お答えいたします。避難に関する発令につきましては、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示の3種類でございます。チャイム音につきましては、上り4回、下り4回のチャイム、1種類を使っております。そのほか、火災のみサイレン音が登録をされてございます。調べてみましたところ、いくつかチャイムを使用する自治体もあるようですけども、どれもサイレンを鳴らすだけのようにございました。

ちなみに、昨年、防災無線を導入した御船町においても、災害時にも通常と変わらない方法でやっておられます。特に緊急的な地震速報や津波速報と違って、大雨や台風などはあらかじめ予想できるものであります。町としましては、エリアメールなどで警告音は発せられますので、チャイム音を変更するよりも放送回数を増やすことで住民の皆様には周知をしてみたいというふうに考えております。

住民の皆様にはありましても、基本的には自らの判断で自らの命を守るというのが大前提でございます。判断するための材料として、防災無線で放送される内容をしっかりと聞いていただきたいというふうに思います。甲佐町では、防災無線のほか、フェイスブック、ツイッター、ウェブサイトなど、いろんな形でエリアメールも含めて情報発信をさせていただいております。

防災無線におきましても万能ではございません。2年前、落雷によりまして防災無線が一切使えなくなったことがあります。したがって、情報入手の手段につきましては、防災無線のほか、テレビ、ラジオ、インターネットなど、様々なツールがございますので、これらを通じて最新の情報を入手して対応していただきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 質問を続けさせていただきます。町地域防災計画書では、洪水

浸水想定区域などを積極的に住民に周知することとし、住民の安全な避難路の選定、確保に努めるとありますが、今のところ、避難経路は住民の自主的、今お話もありましたが、自主的判断でしょうか。例えば、私の地元、上豊内法念寺組は、このルートで避難所に向かうとか、どこどこ組の地域はこのルートが安全とか、安全な避難路の選定はないように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） 　くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（佐々木善平君） 　お答えいたします。内閣府の昨年の3月に避難勧告等に関するガイドライン、これが改定されております。その中で住民の方々は自らの命は自らが守るとの意識を持ち、自らの判断で避難行動をとるとの方針が示されております。この方針に沿って、自治体では気象庁から発表される防災情報を用いて、とるべき行動を理解することができるように、5段階の警戒レベルを明記して防災情報を発表しております。

また、防災情報が発表された際には、避難勧告等が発令されていなくても、危険度分布、あるいは河川の水位情報を用いて、自ら避難の判断をしていただく。避難にあたっては、指定された避難所にこだわらず、自らの判断で、その時点で最善の安全確保をすることが重要であると示されております。避難の判断は自らで行うのが基本と考えております。どのような経路でどこに避難をするのかというのは、世帯構成や生活環境で違ってまいります。お一人お一人が自分の問題として検討していただきたいというふうに考えております。その選定に必要な支援につきましては、町のほうでできる限り行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） 　佐野議員。

○6番（佐野安春君） 　はい、質問を進めます。警戒レベル2の住民に求める行動で、避難に備え、ハザードマップや町公式ウェブサイトなどにより、避難に備え、自らの避難行動を確認するとなっておりますが、今年度見直しを行う予定の新たなハザードマップの作成状況はどうなっていますでしょうか。

○議長（宮川安明君） 　建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 　はい、それではお答えいたします。新たなハザードマップの作成状況はということで、国が示しておりますL2対応の浸水想定区域図をもとに、町のほうでは総合防災マップを作成しております。当初の予定では、8月までには配布の予定で作業を進めておりましたが、記載内容等についてはほぼ完成をしておりますが、今回の新型コロナウイルス感染症対策のため、委託業者が福岡の業者ということもあり、最終的な確認などがメール等で行う関係上、どうしても時間を要したこと、そして、今回新たに示します広域避難についても掲載しようと思っておりますので、近隣市町との協議などにも時間がかかったことで現在遅れている状況でございます。

現在は最終的な確認を行っており、今月末には完成し、10月には全戸に配布の予定をしております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 　佐野議員。

○6番（佐野安春君） 今説明がありました新たなハザードマップの作成状況について説明いただきましたが、今お話の中で、広域避難というのがありますが、広域避難とはどういったものなのか、ちょっとお話いただけますか。

○議長（宮川安明君） 暮らし安全推進室長。

○暮らし安全推進室長（佐々木善平君） それでは、広域避難について申し上げます。広域避難につきましては、例えば、甲佐町だけではなくて、ほかの町村への避難を検討するというごさいます。甲佐町もL2最大の降雨があった場合には、ほとんどの所が浸かってしまいます。このときにどこに逃げるかということにつきましては、甲佐町だけでなく、美里町、あるいは熊本市、御船町というのが考えられますので、こういう広域避難を考えていくというふうに考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 質問を進めさせていただきます。コロナ禍における避難のあり方や、避難所はどう変わるのかということで関連した質問を行っていきます。資料として出されています国交省の緑川水系洪水浸水想定区域図で見れば、甲佐町の緑川沿線部分は、かなりの部分が浸水想定区域の中にあります。昨年12月定例議会、私の一般質問の答弁で建設課長は、平野における避難所も浸水しますので、どこに避難するかは日頃から考えておく必要があると話されています。町ホームページによれば、町内に14カ所の指定避難所があります。想定最大規模の浸水が起こった場合に、避難所はどうした状況になるというふうにお考えでしょうか。また、平野部における避難所が使えないとなると、どう、先ほど広域避難のお話もありましたが、どう避難すればいいと想定されていますでしょうか。

○議長（宮川安明君） 暮らし安全推進室長。

○暮らし安全推進室長（佐々木善平君） 避難所が浸水した場合にどう避難したらいいのかということをごさいますけれども、議員おっしゃいましたとおり、国交省の緑川水系洪水浸水想定区域図、これで見れば、想定最大規模の降雨では、甲佐町の緑川沿岸部はかなりの部分が浸水をいたします。その中に、町の指定避難所も4カ所ごさいます。想定される規模の浸水が起こった場合には、当然、このような避難所は使えません。ですから、浸水の影響のないほかの避難所に避難することになります。

町では現在、先ほど申しましたけれども、これらの地域にお住まいの方々が、いつ、どこに、どうやって避難するか、広域避難を含めて、近隣の町と検討をしているところごさいます。浸水想定区域にお住まいの住民の方には、ご自身の家を守るために、災害の種類により、避難すべき場所を検討していただく。あるいは、避難所だけでなく、安全な親戚、あるいはご友人宅や地域の公民館などへの避難も是非考えておいていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 災害時の避難所として、甲佐地区では甲佐小学校体育館、ろくじ館、鮎緑、防災公園となっていますが、これらの避難所は最大浸水想定図では、すべて

の施設が浸水となり、避難所は使用できません。想定最大規模の浸水があっても、浸水しない、使用可能な十分なスペースのある施設が必要になるかと思いますが、そういったお考えというのはないのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 　くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（佐々木善平君） 　現在のところ、新たな施設の整備予定はございません。現在ある町の施設を最大限に活用してまいりたいというふうに考えています。緊急時には甲佐小学校の2階、あるいは体育館の2階も垂直避難が可能ですし、当初から浸水すると予想されるのであれば、浸水することのない地域にある避難所を最大限活用する。あるいは、先ほども説明しましたが、現在、近隣の町と広域避難も検討をしております。宇城市に防災センターというのがございますけれども、これは町村合併によって旧町、村の公民館や小学校を研修、あるいは避難所として利用できる施設にしたものでございます。町では、旧宮内小学校の一部を避難所として利用できるように、土砂災害警戒区域であった裏山の工事を行っています。

そのほか、浸水で役場が防災拠点としてですね、機能を失った場合には、甲佐中学校等に災害対策本部や役場の機能を移したいというふうに、現時点では考えております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 　佐野議員。

○6番（佐野安春君） 　今、くらし安全推進室長から説明がありました中に、防災センターということで、宇城市で作られているというお話がありました。甲佐町でも、町の震災復興計画の中に防災センター、防災公園の整備の検討というふうに記載があります。防災公園のほうはですね、整備ができてるわけですが、防災センターについては、何もないということで、そういったお考えは全くないということですかね。

○議長（宮川安明君） 　くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（佐々木善平君） 　現在のところですね、町にそういう新たな施設は整備の予定はないということでございます。防災センターといいますか、防災拠点として考えておまして、今のところ、そういう防災拠点としてはですね、役場が浸かった場合には、先ほど申しましたとおり、甲佐中学校のほうを防災拠点として活用したいというふうに考えております。

○議長（宮川安明君） 　佐野議員。

○6番（佐野安春君） 　甲佐町、甲佐地区を考えてみた場合に、堤防の決壊等で浸水が起こった場合には、想定図を見れば、4、5メートルの浸水になるというふうな予想がありますが、ここの地域の中でそれを超える建物というのはですね、ごく僅かしかないような気がします。そういう中で、今、避難所とはなってませんが、例えば、横田の甲佐高校は3階建ての施設です。建物です。そういったものは緊急の場合の避難所として設定できないのかなというふうな町民の声もありますが、いかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） 　くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（佐々木善平君） 　はい、甲佐高校の件ですけれども、4年前の熊

本地震の時にも、一時避難所として利用されております。また、この高校につきましては、毎年、横田地区の皆さん方と避難訓練を実施しておられます。ただ、今回の場合もそんなんですけれども、あらかじめ台風が来るということで準備ができる場合、そういう場合にはやはり町の施設を利用させていただきたいというふうに思います。緊急の場合は当然、甲佐高校も避難所、あるいは避難場所になるというふうに考えております。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 緊急の場合はですね、避難所として活用した経験と、これからの可能性としてはあるということでしたが、他の自治体の例を見ますと、やはり町の施設ではなくても、例えば高校とか大学とか企業とか、そういった所が避難所として指定されている自治体もあります。そういった意味では、やはり町が指定する避難所、今まで経験があるというようなこともありましたので、避難所として加えることは、私は適当ではないかなというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○議長（宮川安明君） ぐらし安全推進室長。

○ぐらし安全推進室長（佐々木善平君） はい、今議員がおっしゃったようにですね、そういう所につきましても、避難所としての機能があるということであればですね、利用できる可能性は十分にあります。そういう所につきましては、他自治体では協定あたりを結んでですね、協定などを結んでいざという時は使わせていただくと。例えば、甲佐町であれば、その谷田病院が3階建てでございますので、いざという時の避難所としてですね、緊急の避難所として協定あたりを結んでおく必要があるのかなというふうに現時点では考えてます。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 今答弁がありましたように、町の施設以外の建物についてありましたように、協定を結んでですね、やっぱり避難できる場所を確保するということはですね、やっぱり町民のためにとっては必要なことではないかというふうに思います。

質問を進めさせていただきます。コロナ禍でありますので、避難所の人員とかは、コロナ禍前の収容人員ということでは、かなり変わってきたというふうに思います。昨年12月の私の一般質問に対してぐらし安全推進室長は、町施設の収容人員は、合わせて3,000人というふうに答えられていますが、今の現状では、とてもそういう3,000人を収容できる施設ではないというふうに思うんですけれども、現在のコロナ感染症対策が必要とされる場合に、避難のあり方や収容所、避難収容人員はどうか、想定されていますでしょうか。

○議長（宮川安明君） ぐらし安全推進室長。

○ぐらし安全推進室長（佐々木善平君） 先ほど議員がおっしゃいましたとおり、町の防災計画書には、指定避難場所の収容の人数は3,000人弱と。そして、避難所につきましては、2,296人とされています。これにつきましては、コロナ感染症の流行前の数字でありまして、コロナ感染症対策が必要となった今では、収容能力は極端に少なくなります。このような場合における避難のあり方についてでございますが、避難される住民の方にも収容能力の低下、あるいは避難所での密を避けるために、先ほどから申しております、で

できれば安全な親戚や友人宅、あるいは公民館等への分散避難をお願いしたいというふうに考えております。

ちなみに9月6日の台風10号の際に、町内4つの小学校体育館を避難所として開設しました。例えば、400人の収容能力があるとされていた甲佐小学校では、感染症対策を講じた上での収容人員は約30世帯。60人ほどでございました。そのため、多目的ホールなど予定していた体育館以外の部屋を開放して収容をいたしました。今後も災害の度にこのような課題と向き合うことになると思います。開設した避難所につきましては、避難所が満員になれば別の部屋を開放する。あるいは収容に余裕のある別の避難所に移っていただく。さらには、新たに避難所を開設することも想定をされるわけでございます。

また、開設する避難所の運営にあつては、感染症対策に万全を期すことは重要でございます。町では町内の体育館を開設をします。十分な間隔をとっていただくように、それぞれスペースも確保します。避難してきた方に対しては、検温等聞きとり調査を行います。そして、問題ない方を避難所内に案内するというところでございます。避難をしてきた方でありましてですね、基本的には手洗い、あるいは咳エチケット、こまめな消毒、避難所は定期的に換気をする。こういうことをやっていくのがですね、従来とは全く違った避難所運営になるというふうに考えております。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 今の答弁の中で、一部、甲佐小学校は400人当初予定が60人しか収容できない数になっているというお話がありましたが、台風10号襲来時の避難者の数は、総計でどれだけいらっしゃったのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 暮らし安全推進室長。

○暮らし安全推進室長（佐々木善平君） お答えいたします。これにつきましては、町長のほうからもお話があつておりましたと思いますけれども、当日、一番多い時で、町全体で93世帯、190の方が避難をされています。ちなみに、甲佐小学校が32世帯の66人。龍野小学校が30世帯の52人。こどもほぼ満員でございました。乙女小学校は19世帯の41人。白旗小学校が12世帯の31人。合計で93世帯の190人という避難者でございました。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 質問を進めさせていただきます。最近の災害での被害は、高齢者の方々が多数を占めています。2018年の西日本豪雨では、死亡された犠牲者の約80%が70歳以上の高齢者でした。2019年の台風19号でも、死亡された方は65歳以上の高齢者が60%を超えていたと報道されています。今回の熊本豪雨の犠牲者も、球磨村千寿園の14人の方を含め、亡くなられた65人の約7割が70歳以上でした。

このように災害での犠牲者は高齢者が多くを占めています。高齢者を救うための制度がありますが、現実には決められた制度を活用されていないことや、なかなか対策が進まないために義務化をされる。義務化でも進んでいない現実があると思います。そこには行政の働きかけがどうしても必要とされると思います。公助の役割があると思いますが、いかが

でしょうか。

○議長（宮川安明君） くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（佐々木善平君） お答えいたします。今般の7月の豪雨においても、死者の多くが高齢者でありました。高齢者が避難する難しさが浮き彫りとなっております。1級河川の緑川が貫流し、起伏の激しい地形をなす甲佐町も、同様の被害が発生する可能性は十分ございます。

先ほど、避難勧告等に関するガイドラインを説明しましたがけれども、支援が必要な高齢者の方にもありましても、基本は自らの命は自らで守るという意識を持っていただきまして、前もって指定箇所や避難場所を確認しておく。あるいは、普段から地域やご近所の方とコミュニケーションを図っておいて、災害時の支援をお願いしておくことが必要ではないかなというふうに考えます。特に、災害の時にはご近所同士の助け合いは欠かせないというふうに思います。災害時に公助が行き届かないことにつきましては、熊本地震で経験をされておるといふふうに思います。まずは自助、そして共助、ご近所の助け合いが何より大事だと考えます。

行政の役割としましては、今後さらに地域との協力体制が必要であるというふうに考えております。災害時に適切に高齢者の生命、身体の安全を確保できるよう、自主防災組織や消防団などと、さらなる連携を図り、町としてできる限りの支援を行ってまいります。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 続いて、洪水時の迅速な避難が必要な要配慮者利用施設の避難について質問を行います。

浸水が想定されている地域において、社会福祉施設、学校、保育園、医療施設などの要配慮者利用施設では、洪水などにおいて迅速な避難ができるように、避難計画や避難訓練など、水害に備えた対策が必要となります。国交省ホームページには、要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のためとして、対象要配慮者利用施設数及び避難計画作成の施設数が上げられています。熊本県内の状況は、令和2年1月1日現在において、対象となる要配慮者利用施設が1,650で、避難計画作成の施設数が89、率にして僅か5.4%です。豪雨などの災害に備えることが、強く呼び掛けられてるにもかかわらず、実態としてはほとんど進んでいないのが現状であるといえます。

ところで、甲佐町においては、施設数が41、避難確保計画施設数は0となっています。全然進んでない現状があると思いますが、この状況について説明をお願いします。

○議長（宮川安明君） くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（佐々木善平君） 要配慮者利用施設の避難確保計画につきましては、平成29年6月に水防法及び土砂災害防止法が改正されまして、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域にある、そして、かつ防災計画書に位置付けられた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に、これは避難確保計画の作成、それと市町村長への報告、並びにその計画に基づく訓練の実施が義務付けられました。にもかかわらず、ご指摘のとおり、これら

の避難施設の避難確保計画の作成率は大変低いものでございます。

そこで、7月豪雨の球磨川氾濫による高齢者施設での教訓等を踏まえ、町では先ほど説明しました要配慮者施設の管理者等に対し、法律で定められた避難確保計画の策定を、7月20日付けで依頼をしました。今回、すべての施設において、避難計画を作成、提出をしていただいたところでございます。

今後は、この計画を基にして、それぞれの施設において、避難先や避難方法について確認し、実際に避難行動がとれるように訓練を実施していただきたいと思っておりますし、町としましても、今後、計画書の内容を精査します。施設とともに実効性を高めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 答弁にありましたように、避難計画が41カ所すべてにできたということは、本当に短期間の中で大変素晴らしいことだというふうに思います。くらし安全室からの熱心な働きかけがあったものと推察をいたします。

あとは計画の、今答弁にありましたように、避難訓練をどうしていくかということですが、今の時点で具体的な指導とか避難訓練が実際行われたとか、そういった所はありますでしょうか。

○議長（宮川安明君） くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（佐々木善平君） 基本的にはですね、今回作成していただいた避難確保計画に基づいて、各施設が自主的に実施をしていくこととなります。先ほど説明しましたとおり、町といたしましてもですね、現在のところはそういうのはやっておりません。ただ、研修あたりを実施される場合には、講師の派遣とかですね、あるいは訓練等のやり方、訓練が適切に行われるように指導、あるいは助言も今後してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 自主的に行うというふうにありますが、まだ何も行われてない段階ではですね、やはりくらし安全室からのですね、やっぱりこう、指導がですね、当面は必要とされるのではないかというふうに思います。計画はできたけれども、このままそれでお任せにすれば、またなかなか訓練がですね、実際行われない可能性もありますので、是非とも訓練に当たっての指導もですね、しっかりとやっていただく必要があるかというふうに思います。

続いて質問を進めます。避難行動、要支援者避難支援体制の整備についてであります。町地域防災計画書においては、1、避難行動支援者名簿の作成、2、避難行動要支援者の対象の範囲、3、避難支援者関係者など計画をされていますが、名簿の作成や避難支援関係者の組織化や避難訓練等、できているのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） まず避難行動要支援者名簿の作成についてご説明を申し上げます。

本年度の名簿登載対象者数は245名で、対象者のうち、名簿登載拒否の方が5名おられます。名簿登載者の内訳としましては、町が指定する要件の対象者として170名、この170名の内訳としましては、在宅の身体障害者手帳所持者142名、療育手帳所持者25名、精神手帳所持者3名、要介護3から5の方ですね、要介護3から5の認定を受けている方、22名となっております。なお、障がいの重複の方が10名、障がいと介護の重複の方が12名おられますので、実人員としては170名となります。

また、行政区等で支援が必要と認められた方、75名を加えた245名となっています。この行政区で支援が必要と認められた方75名につきましては、町基準の要介護者、つまり要介護1とか2の方ですね、で、独居又は高齢夫婦のみの世帯の方が対象者として上がってきているような状況でございます。

また、避難支援関係者の組織化ということですが、避難支援関係者などの組織化としましては、各地区で作られております自主防災組織、また、先ほどくらし安全推進室長からもありましたように、隣近所、共助の方が対象になるというふうに考えております。

避難訓練につきましては、今年はコロナの影響で町一斉の防災訓練はありませんが、昨年までは町の防災訓練に併せて各自主防災組織が同じ日にされる。また、その日にできない自主防災組織については、日を改めて訓練等をされているというふうに理解しております。以上です。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午後2時04分

再開 午後2時05分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 先ほど、要配慮者利用施設の避難訓練についても、これからというお話がありましたが、避難行動要支援者への避難訓練というのも、実態としてはなかなか厳しいところがあるような気がします。それで、やっぱり個別に、どういうふうに避難をしていくかということはどうですか、やっぱり時間がかかったり、やっぱり手間がかかったりいろいろするかというふうに思います。そういったところでは、避難訓練の中でも、やっぱりこう、一番早い順というか、重要な部門にあげてですね、各自主防災組織においてもですね、訓練をされるようにですね、アドバイスなり指導が必要かというふうに思いますのでよろしくをお願いします。

それと、個別計画が作成ということになっておりますが、個別計画の作成についてはどうなってますでしょうか。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） 要支援者名簿登載者の方につきましては、それぞれ各対象者の方たちごとに条件が違いますので、当然個別の計画を作ることになっておりま

す。本町の場合、先ほど240名という対象者の方、説明をいたしました、個別計画の中では、何の災害を想定するのか。その災害の起きた時の避難場所、避難所までの経路、また、緊急時の連絡先、協力員の方の名簿、かかりつけの医療機関等を記載することとなっております。本町の場合、240名中145名の方が個別避難計画まで作成が終わっていると。作成率としましては、約60.4%の方が作成しているということで、まだ4割ほど残っておりますので、これについては今後、各地域の民生委員さん、また区長さんあたりと連携してですね、個別計画のほうを作成していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 今答弁がありましたように、個別計画についても約60%が済んでおるといことではですね、これはほかの自治体に比べたらかなり進んでるような気がします。そういった意味では、やはりほかにまだできてない方も含めてですね、個別計画と実際の避難訓練がスムーズにできるようにですね、お願いしたいというふうに思います。

続いてですが、今月4日の新聞等の報道によれば、熊本市において要支援者名簿60名の住所、氏名、性別、障がいの状況など、個人情報紛失するという問題が発生したというニュースが流れました。個人情報には町も大変気を使っておられると思いますが、民生委員や支援にかかわる人たちの関係もあります、管理についてはどう取り扱われているのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） 管理の方法についてお話する前に、まず、本町におきまして、名簿の紛失であるとか、名簿に載っている個人情報が流出したという事例は発生しておりません。

本町の場合、名簿につきましては、各民生委員、それと、各行政区の区長さんと協定を結んだ上で簿冊といいますか、多い所で10名程度になります。そのへんのところは、ゼロの行政区もございますが、該当者がおられる所につきましては、該当地区の区長さんと協定を結んだ上で名簿のほうを提供しております。毎年名簿の内容を情報を更新していきますので、翌年度また協定を結ぶ時に、前年度に配布しております名簿については回収しております。新たな最新の情報になった名簿を提供するという形で対応しているということです。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 質問を進めさせていただきます。緑川の甲佐町における未整備箇所は整備はどうかでありますが、未整備については、基本的には国交省が1級河川でありますので責任持って計画を立てられてるわけですが、町としてこの河川整備計画にある堤防未整備、土砂浚せつ予定区域、樹木伐採予定地の場所とか改善予定時期など、町民の皆さんに積極的に知らせる必要があるというふうに思います。町民の皆さんに、緑川で堤防未整備など危険な箇所を具体的に示すことについては、総合計画後期基本計画の中で、危険箇所浸水想定範囲、避難場所などの周知徹底を図ると上げられております。防災意識の向上にもつながるものと考えますが、積極的に知らせる必要性についてはいかが

でしょうか。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい、それではお答えいたします。国が定める緑川の整備計画の中では、議員がおっしゃられたとおりで、堤防整備箇所、河道掘削箇所、樹木伐採箇所などの一覧を載せてありますが、対象期間は概ね30年と長い状況で、変化に応じて適宜計画を見直すものとされております。

また、河道掘削や樹木の伐採については、その都度町が要望する箇所でも行われており、整備計画以外での対応をしていただいております。そうすることで、国の整備計画につきましては、国のホームページに記載をしてありますので、現在のところは町で載せることは考えておりません。

で、堤防未整備計画などの危険な箇所を町のホームページで示せないかということですが、緑川整備計画に示されている堤防整備箇所は、町の水防計画書に掲載されてます重要水防箇所にも含まれておりますので、町の水防計画の中の重要堤防箇所などの警戒をですね、町のホームページに今後掲載していくことは、検討をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 次に、質問の項目としては内水対策との早期実施をどう進めるかであります。本日の田中議員の質問と答弁の中にありましたので、これはちょっともう省略をさせていただきます。この問題の最後の総合計画震災復興計画の防災計画の進捗状況について質問いたします。

第6次総合計画及び震災復興計画は、今年度までとなっております。当初計画された防災に関する計画目標が残す期間をおよそ半年間とした現在において、具体的にどうであったか、説明をお願いします。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（古閑 敦君） はい、それでは総合計画、また震災復興計画での防災面での進捗状況はということでお答えさせていただきます。

まず第6次甲佐町総合計画後期基本計画での防災に関する事項では、将来像の自然環境と共生し、安心安全に暮らせるまち、これの第3編の生活環境の整備、第5章、安心・安全という所の中で、主な事業として8項目で進捗管理を行っております。令和元年度末での進捗状況といたしましては、目標に達している主な事業が44、未達成の事業が4事業ということになっております。未達成の事業、主な事業といたしましては、防火水槽設置のほうで、目標設置数193基に対しまして184基。達成率として95.3%。また、消火栓の設置数が目標245基に対しまして237基。この達成率が96.7%。それと、自主防災組織率の目標が、100%に対しまして89.8%というふうになっております。

また、震災復興計画では、基本目標の2の町民生活の再生と復興、防災・消防・防犯の推進で、復興対策として20項目で進捗管理を行っているところです。実施状況といたしましては、11項目が実施済みで、実施中が6項目、実施に向けた検討中が1項目、未着手が

2項目というふうになっております。

現在実施中の項目といたしまして、自主防災組織の設立が目標100%に対しまして89.8%、各種マニュアルの作成が、目標3に対しまして2件。それと、連携会議の開催につきましては、目標30回に対しまして3回の開催。内水対策の検討会の実施、また、計画書の策定につきましては、短期、中期、長期的な区分を、区分けを行いまして、計画書を作成している状況ということになっております。

未着手の事項、項目といたしましては、行政区役員等に対する避難所要員としての協力要請、また、災害時の対応として、退職した職員への協力要請の2項目が未着手というふうになっております。以上が令和2年3月31日現在での進捗状況ということですので。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 防災に対しての町の現在の内容やこれからの対応について質問を行ってまいりましたが、今の防災に対する町の対応、これからの防災に対する対応等についてのお考えを、町長から是非お願いしたいと思っております。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） これまでそれぞれの担当課長からですね、お話をしたとおりで。いつなごとき、どのような大きな災害が発生するやもしれません。したがって、本町としては、常日頃からそういう感覚を持って対応しましたが、ただ、現実には100%の対応ができるかという、これは無理だというふうに思いますので、今できることを着実にやって、それから、広域避難の話もありましたけれども、そういった問題については、やはり関係自治体と日頃からですね、お互いにやっぱり共通認識を持って、早い時期にそういう締結、協定を結んでいくことが非常に大事というふうに思っております。

今回の球磨川流域の災害等もですね、つぶさに見させていただいて、本当に怖い思いがいたしました。とにかく、今後いろんな面でですね、いろいろご意見いただきながら、関係機関とも協議しながら、善処したいというふうに考えます。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） じゃあ、質問項目の次の質問項目に移らせていただきます。

多面的機能支払交付金の活用状況について質問を行います。町内において、これまでどのように活用されたかありますが、令和元年度決算書の歳出を見ますと、多面的機能支払事業農地維持及び資源向上支払交付金がおよそ3,700万。同じく施設の長寿命化が約2,000万。町内の保全会に交付されておりますが、この交付金はどのような活動のための交付金であり、どのような活用がなれているかご説明をお願いします。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） それでは、制度の活用についてご説明いたします。

まず、本制度は、農業農村の多面的機能を維持するための地域の共同活動を支援するというもので、地域で設定されたエリア内の農地面積により交付金が交付されるものです。

これまでの活用状況といたしましては、維持向上活動では、除草作業や水路の泥上げ、

花などの植栽活動が行われ、長寿命化では、農道の舗装や水路の改修事業などが行われております。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 町では、活用や活動のあり方をどういうふうに指導してきたかということですが、各資源保全会への指導は町で行われていると思いますが、町はこの交付金の活用や、ほかに流用はしたらだめだとか、年に1度は総会を開いて、一部の役員だけによる活動としないとか、正しい活動のあり方を指導されてきたかと思いますが、その点についての説明をお願いします。

○農政課長（井上幸介君） はい、お答えいたします。町といたしましては、手引書やパンフレットなどの配布はもちろん、事業年度の開始前において、全団体に向けた説明会を開催しており、土地改良団体連合会主催の研修会へも参加をいただいているところでございます。

事業完了後におきましては、長寿命化の整備施設の現地確認や、実績報告書提出時の指導も行っているところです。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 3番目の項目ですが、本当に残念なことで、思いもかけないことですが、7月11日の熊日新聞に掲載された国交付金を不適切事業、甲佐町の住民団体が日当を流用したという記事がありました。この記事内容をどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） 7月11日、熊日新聞の記事でございますけれども、記事の内容としましては、上豊内資源保全会が日当の目的外流用や事業員の無断押印などにより交付金を不適切に受給したという内容でございます。町の認識といたしましても、この新聞記事のとおりでございます。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 再びですね、こういった不祥事を起こさないための対策をどう作っていくかということになってくると思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） はい、それではこの対策等についてご説明をいたします。

町では、この報道、新聞報道を受けまして、上豊内をはじめですね、すべての団体への個別指導を行っているところでございます。本制度は制約が多く、非常に難しい制度となっておりますので、今まで以上に計画作成の段階から町も積極的に関与していき、このような自体が起こらないよう、協力体制の構築を図っていきたいと考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） これをもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（宮川安明君） これで6番、佐野安春議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。35分から。

休憩 午後 2 時23分

再開 午後 2 時35分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

最後に、2番、甲斐高士議員の質問を許します。

2番、甲斐高士議員。

○2番（甲斐高士君） 2番、甲斐高士です。一般質問通告書に基づきまして一般質問を行います。執行部のご対応をどうぞよろしくお願いいたします。

今回は、高齢者が生きがいづくりとして農業に携わることができる環境整備についてということでご質問をさせていただきます。

さて、本町の高齢化率につきましては、令和元年度末では、住民基本台帳ベースで約38.4%という状況であります。一般的には、高齢化率が21%を超えれば超高齢社会というふうに申しますので、それからいきますと、この38.4%という数字がいかに深刻かということでございます。統計的に見れば、今後も高齢化率は増加していくことが予想されますので、本町におきましては、高齢化対策というものは喫緊の課題であるというふうに考えております。

高齢者の割合が増加していけば、財政面であったり、医療福祉面であったり、様々な分野におきます行財政運営が、今まで以上に困難な状況に陥っていくことが予想されます。

そのような中で、今、求められるのが元気な高齢者づくりではないかと考えます。最近では、人生100年時代とも言われております。高齢者の方々に、より長く健康で、そして、元気に生活を送っていただくための環境整備というものが必要になっていると思います。そのためには、やはり生きがいというものを高齢者の方々に持ち続けていただく必要があると考えますし、その生きがいの一つとして、農業というものが考えられると思います。

高齢者の方々が農作業に携わることによりまして、体力面はもとより、例えば収穫した野菜などをですね、少しながらも出荷して、それが収入となれば仕事としての喜びにもつながり、そういったことが生きがいとなって、健康で元気な生活を送る源になるのではないかと考えます。ひいては財政負担の削減であったり、又は耕作放棄地の解消など、様々な分野におきます課題、問題への解決にもつながる可能性があると考えます。

そういったことで、高齢者が生きがいとして農業に携わることができる環境整備というものを、今まで以上にですね、推進していく必要があると考えますけれども、まずはこの点につきまして町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 議員ご指摘のとおり、本町の高齢化率を見てみますと、もう既に38%を超えたというような状況でありまして、こういった傾向は今後も続くと思われ、また、平均寿命のほうもですね、ますます延びていくんじゃないかというふうに判断

をしております。

ただ、大事なのは、寿命は延びても、やはり健康寿命というか、健康で長生きしていただくことが大事なところだというふうにも考えるところです。そういった健康寿命を延ばす意味でもですね、高齢者の生きがいづくりの対策というのが非常に重要な施策となってまいります。

その一つの手段として、ただいまの農業の話をされましたけれども、全くそのへんについては私も同じ考えを持っておりますし、そういった環境の中で生きがい対策を見出していけるような環境整備が、今後大事なところかなというふうに認識をしているところであります。

○議長（宮川安明君） 甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） はい、ただいま町長からも、高齢者の生きがいづくりとして農業の環境整備というものは今後必要になってくるんじゃないかということでご答弁をいただきましたけれども、それでは次に、今後、高齢者が生きがいづくりとして農業に携わることができる環境整備というものを推進していく上での課題、問題点についてですね、考えていきたいと思っておりますけれども、まず、課題、問題点の第一として考えられますのが、有害鳥獣被害問題ではないかと思っております。

高齢者の方々が生きがいとして農作物を作られても、それが有害鳥獣によって荒らされてしまえばですね、生きがいどころか農作業に取り組む意欲すらなくなってしまうかねません。

この有害鳥獣被害問題につきましては、高齢者の農業に限らず、農業全般として言えることですが、これまで議会の中でも、有害鳥獣駆除隊の維持拡充に関することや、電気柵助成への要件緩和など、様々な意見が出されてきております。

そのような中で、特に今年に入ってから耳にいたしますのが、猿による被害の拡大であります。特に宮内地区、甲佐地区、竜野地区の中山間地におきまして、猿による被害が著しく増加しているというふうに伺っております。

まずはここ数年の猿による農作物の被害状況について、農政課ではどのようにまず把握されておられるのか。また、どのような対策を行ってきておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） はい、猿の被害についてお答えいたします。まず被害把握としましては、被害を受けられた方からの被害相談や被害報告において把握をしているところでございます。

前年、令和元年度と比較しますと、イノシシやシカの被害報告や捕獲頭数は若干減少しておりますけれども、一方、猿の被害報告が増加しております。猿は群れで行動するため、被害を受けるエリアが集中する傾向にあり、広範囲に移動するため、銃火器やわなでの捕獲が難しく、昨年度の本町の捕獲頭数も2頭となっております。

ただ、猿は学習能力が高く、身に危険を感じる場所には出没しない傾向があるため、追

い払いが効果的だとされております。

町の現在の対策としましては、銃火器やわなを使った駆除のほかに、猿が出没した近隣の住民の方に協力を依頼し、ロケット花火などでの追い払いをお願いしているところがございます。以上です。

○議長（宮川安明君） 甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） はい、ただいま農政課長からの説明の中では、イノシシやシカの被害状況というのは減少してきているということで、ただ、猿の被害については増加傾向にあるということでご説明がありました。

また、猿被害に対する対策といたしましては、駆除のほかに追い払いなどによっても、その対策を講じられているということですが、そういった中でも猿による被害は年々増加しているという状況でございます。今後ですね、さらなる対策というのにも必要じゃないかというふうに考えますけれども、そのへんはどのようにお考えでしょうか。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） 猿被害のさらなる対策という所でございますけれども、今後ですね、ロケット花火等での追い払いは継続しつつ、銃火器による駆除効率を上げるための有害鳥獣駆除隊との連携強化を図りたいと考えております。

また、有害鳥獣被害対策の第一段階、基本となるのが自己防衛であると考えますので、自己防衛の手段として、ワイヤーメッシュと電気柵を組み合わせた猿用のわなや、その他の有効策の紹介などを広く行っていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） 甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） はい、今後の対策についてご説明いただきました。

実は、3月の定例会の予算審議の中でですね、農政課長のほうから、今後の有害鳥獣被害防止対策として、まずは鳥獣被害防止計画というものを作成しますということでご答弁がなされております。その計画の作成状況はどのようになっているのかお尋ねしたいと思います。

また、併せまして、その計画の中にはですね、先ほど説明がありましたような、例えば猿被害に対してこのような対策をとっていくというような、そういった具体的な対策等が掲げられているのか、併せてお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） はい、鳥獣被害防止計画でございますけれども、昨年から各方面の有識者の皆様と話し合いを行いながら計画策定を行い、令和2年、今年の4月に作成が完了しております。その計画で、猿被害の対策はあげられているかとのことでございますけれども、この計画は町の鳥獣被害防止に対する全体的な計画となりますので、対象鳥獣、個別の対策については記載をしてないような状況でございます。以上です。

○議長（宮川安明君） 甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） はい、鳥獣被害防止計画につきましては、全体的な計画ということで、そういった個別な対策等は掲げられてないということでご説明ありました。まさ

しくこれは町の計画で例えるならば、総合計画の基本構想的な部分かなと思います。総合計画の中にも基本構想の下にですね、基本計画、実施計画、具体的な計画とかがあって、その計画に基づいて行政運営というのは行っていると思います。今回のこの有害鳥獣被害対策につきましても、その基本構想的な鳥獣被害防止計画というのはあるので、その下にくるですね、個別具体的な計画、例えば、猿被害に対しては町としてはこのような対策を講じていくとか、イノシシ・シカについてはこのような対策をとっていくというようなですね、そういった個別具体的な計画というのが今後必要になってくるんじゃないかと思います。

この有害鳥獣被害問題につきましてはですね、私も以前役場におりまして、担当課にいらしてですね、いろいろ対応させていただきましたけど、これはもう本町に限らず全国的な問題だとは思いますが、これといった有効策がなかなかないということで、全国的な問題になっているということでございます。

ただ、そういった中でもですね、先進地事例あたりを見ると、何かしらのそういった成果を出されているような市町村とかあると思いますので、まずはそういった所を参考にしながらですね、あとはもう大事なことは、もう特に被害に遭われた方々ですね、そういった方々の話を直接聞いて、被災された町民の方々に寄り添ってですね、一緒に対策を検討していくというのが大事なことじゃないかなというふうに思います。

そういったことで、今回のこの有害鳥獣被害対策につきましては、これまで以上にですね、一歩踏み込んだ対策というものを今後町として行っていくべきじゃないかというふうに考えます。この点につきまして、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 有害鳥獣については、これは非常に懸案となっている課題であって、非常にその対応策には、正直言って苦慮しているというのが現実だというふうに認識をしております。いろんな全国的にもそういった取り組みで、有効な事例等もあろうかと思えますので、そのへんを工夫しながら担当課のほうも対応はしていると思えますけれども、さらにそのへんは研究を重ねながらですね、よりよい手立て、方法論があった場合には、積極的に取り組んでいきたいというふうに考えます。以上です。

○議長（宮川安明君） 甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） はい、そのようにですね、今後、一歩踏み込んだ対策というものを期待しております。

それでは、次の質問に入ります。次の質問につきましては、農地の利活用についてということでご質問させていただきますが、この質問の趣旨といたしましては、例えばサラリーマンの方が定年退職をされて、その後、趣味であったり生きがいくりとして、自家用野菜でも作ってみようかな、と考えられた時に、非農家の方であれば、まずは農地を確保する必要があります。その際に農地法で、50アールといった面積要件があると思えますが趣味や生きがいくりで取り組む農作業においてですね、50アールの耕作というのは非常にハードルが高いものかなというふうに考えます。

ただ、今後、高齢化が進む中で、このようなニーズというものは増えていく可能性があると考えますので、何か農地をですね、小規模でも借りられるような方法というものがなにかということでお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） それではお答えいたします。農地の権利移動をするためには、農地法の許可が必要となります。農地法は、食糧の安定供給を図るための重要な生産基盤である農地について、効率的に利用する耕作者に農業生産の増大を図り、食糧の安定供給の確保に資することを基本的な考え方としております。

その農地法で許可の要件として、下限面積要件が定められており、権利を取得するもの、又はその世帯が耕作する農地の面積が50アール以上であることとされております。そのため、50アール以上の農地取得や借入れをしない場合には、新規に農業はできないこととなります。

しかしながら、近年、国民の余暇の増大や価値観の多様化に伴い、農業者以外の人々の中に、野菜や花などを栽培し、自然にふれあいたいという要請が高まっていることに伴い、平成元年に特定農地貸付法が制定され、その後、数回の改正を経て、平成25年に現在の法律の形となっております。

内容としましては、公的な性格を有する法人であり、地方公共団体、農業協同組合又は市町村と貸付協定を締結した事業実施者が、小面積の農地を短期間で定型的な条件のもとに貸し付ける場合において、農地法の権利移動制限の適用除外やその他の措置を講じることとされたものです。

事業実施者は、農地の一部、面積、貸付条件、募集方法などを定める貸付規定を策定し、農業委員会に対し申請書を提出、農業委員会の承認を経て、貸付規定による貸付を行うこととなります。その条件で満たすべき主な要件としましては、1つ目に、1区画が10アール未満の用地の貸付であること。2つ目に、5年以内の農地の貸付であること。3つ目に、借りる人が営利目的で作物の栽培を行わないこと。4番目に、相当数の者を対象に、一定の条件で貸付を行うものであること。などがあります。

本町では現在までのところ、この法律を活用した貸し農地の事案はございませんが、今後、住民のニーズが高まってきた場合には、各種計画との整合性を図りながら検討していきたいと考えています。以上です。

○議長（宮川安明君） 甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） ただいまご説明いただきまして、特定農地貸付法という法律に基づいて、農地法の50アールといった面積要件に縛られなくても農地を確保する方法はあるということでご説明いただきました。是非ですね、前向きに今後ご検討していただければというふうに思います。もし、この貸付方法ができるようになればですね、高齢者の農業に限らず、例えば甲佐町では現在、空家対策といたしまして空家バンク制度を実施されておられますが、その際に、空家と一緒に家庭菜園ができる程度の農地をですね、セットにして貸し付けるという方法も可能になると思いますので、借りられる側からすればです

ね、非常に魅力的ではないかというふうに考えます。町内の高齢者にとってもよし、それから、町外からの移住、定住者にとってもよしということで、これはまさしく一石二鳥ではないかというふうに考えます。この点につきまして、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） ただいま議員のほうから空家バンクの制度と、それから農地の貸付、組み合わせたところでの政策として考えたかどうかというようなご提言をいただきました。実はですね、先だって、不動産業者の方からですね、地方、山間地等については、空家バンクに登載してある家を買おうとしても、そこに農地が付随しとった場合には、なかなか制限があって買収ができない、売買ができないというようなことで、なんとかそのへんの対応を考えていただけんかということで要望書を持ってこられました。

ちょっと少し話は違いますが、やはり土地の流動化、有効活用を図っていこうという考えからするとですね、同じような発想じゃないかというふうに思います。いろいろとこの農地の貸付についても、先ほど担当課のほうからも説明がありましたけれども、実際にやろうとした時には少し難しい面もあるかもしれませんけれども、今後、都市部からこっちのほうに、田舎のほうに移住してこられたり、その魅力の一つとして、やはり家庭菜園というかな、自分で野菜を植えながらでもそっちに定住したいというような要望っていうかな、そういう動きもあるというふうにも期待もできますんで、そういったところ、もう少し工夫を重ねながら、よりよき移住定住につながるようなことで、町としても考えていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（宮川安明君） 甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） はい、今町長のほうからご答弁いただきましたけれども、このようなニーズは今後高まっていくのかなというふうに考えますのでですね、是非前向きなご検討をお願いしたいと思います。

それでは、次に最後の質問になりますが、宮内地区のサンショウを生かした里づくり事業の進捗状況について、ご質問いたします。宮内地区のほうでは、サンショウを生かした里づくり事業ということで、昨年度から取り組まれてきておられますが、この事業につきましては、まさしく高齢化が進む宮内地区において、今後の地区住民の生きがいつくりの一環として取り組まれている事業ではないかというふうに思います。

そのような中で、この事業に関しましては、町からも苗木の購入助成などによってですね、支援を行われてきておられます。先週の決算の審議の時にですね、佐野議員のほうからも若干質問で触れられまして、重複する部分があるかもしれませんけれども、現在までのですね、苗木の導入状況についてお尋ねいたしたいと思います。

また、併せまして苗木の購入助成以外に、町として何かしらの支援を行っておられるのか。それから今後の展開まで含めたところで、農政課長のほうからご説明をお願いしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） はい、それではお答えいたします。議員おっしゃいますとおり、昨年度から宮内地区においてサンショウの導入事業が行うわれております。当初計画では、令和元年度、昨年度で面積80アール、苗木800本の導入を予定されておりましたが、天候不順の影響により、苗木の調達が半分の400本しかできなかったため、残りの400本を本年度、令和2年度で導入する予定とされております。

財源としましては、県の補助を活用して、県が3分の1、町が3分の1の助成を行い、受益者負担は3分の1に抑えているところです。また、苗木の購入補助以外の支援、今後の展開ということでございますが、サンショウにつきましては、植栽から収穫まで約5年かかると言われておりますので、実際の収穫はあと3年から4年後ということになります。

その間を利用して、当初の提案書で提案されておりましたサンショウの加工品開発の支援を、国の交付金を活用し、本年度から行うこととしております。サンショウの加工品からサンショウを使った料理レシピ開発など、宮内地区のサンショウが収穫されてすぐに活用できるよう、いずれの取組みも支援してまいります。

また、今後の展開ということでございますが、サンショウは香りが強く、鳥獣被害が少ないとされておりますので、今後、宮内地区の実績などを検証し、有効性が確認された場合には、鳥獣被害が深刻な山間地域や中山間地域へ推奨していきたいと考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） 甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） はい、ただいまの説明の中で、苗木の導入状況につきましては、当初800本の導入予定に対しまして、天候不良等の状況もあって、現在は400本の導入ということになっております。残りの400本につきましては、今年度導入予定ということでご説明があり、予算化もされてるということでございます。

ただですね、ここで私が申したいのは、私が地区の方から話を聞きましたところ、今年度導入の予定の400本につきましては、なかなか地区の方からですね、手が挙がらない状況ということで話を伺いました。で、何が問題なんですかということで、私のほうもお尋ねしましたところ、やはり受益者負担がですね、ネックになっているんじゃないかということでした。

先ほど、農政課長のほうからの説明でもありましたように、受益者負担につきましては、3分の1ということで、昨年度導入された際の受益者負担は、1本に対して約1,000円ほどのですね、受益者負担をされてるということでお話を聞いております。例えば、50本苗木を購入される方の場合ですと、受益者負担が約5万円ということになりますので、そういった部分がですね、受益者負担の部分がネックとなって、そういったことから今年度追加の400本についてはですね、なかなか手が挙がらない状況になっているんじゃないかということでした。

今後、宮内地区でサンショウの産地化を図っていくためには、当然、サンショウの数というものは今以上に増やしていく必要があると思います。ただ、受益者負担がネックの部分がですね、ネックとなって、このままではなかなか思うように産地化が進んでいかない

んじゃないかなというふうに私も心配するところでございます。

現在、町のほうで行われておりますですね、3分の1の受益者負担ということで、補助事業のあり方からすれば、当然、受益者負担というものは必要になってくるものと思います。ただし、今回のこの宮内地区のサンショウを生かした里づくり事業につきましては、高齢化が進む本町におきまして、高齢化対策としてのモデル的な事業ではないかというふうに考えます。

この事業で成果が出ればですね、今後、高齢化が進むほかの地区にも、今回の事業を参考にして、地域が活性化するような事業を導入していくことができると思いますし、そういった意味でも、この事業につきましては、町としてもなんとか成果が出るような最大限の支援というものを行っていく必要があるんじゃないかというふうに考えます。この点につきまして、町長のお考えをお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 甲斐議員からいろいろとご意見いただいたところでありますけど、この事業については、ご存じのとおりもともとは県の事業で、県のほうから3分の1補助する事業で、それに町としては中山間地の今後の活性化の施策の一つとして、さらに町のほうから3分の1上乗せをして、3分の2の補助で本事業に取り組んだというような経緯をたどっております。

おっしゃる意味は十分にわかりますけど、甲斐議員も執行部側におられる時には、おそらく私と同じような説明をしてこられたんじゃないかと思います。宮内地区が非常にこの件について期待をもって今後の高齢化対策としても取り組もうというお気持ちは私も十分認識をしているところでありますけれども、なんせほかの他の事業と比べたときに、やはり公平性というものをですね、やはりこれは行政としてはやっていかなくちゃならない。6割補助、6割6分か7割ぐらいの補助率になりますんで、その率からしますと、決して低い数字ではないというふうな判断はしております。

ただ、そういった直接的な支援が少し厳しい面もありますけども、これが加工品につながっていった場合の後の販売戦略であったり、販路の拡大であったり。加えては甲佐んもののブランド認定を受けた場合には、今度は対外的にもいろんな面で市場開拓ができるというふうなことがありますんで、そういったことにはいろんな町の、町としても支援をしていく要素があると考えます。

是非そのへんはご理解をいただきながら、町としては、これが絶対成功してほしいという思いはありますんで、ともに研究をしながらですね、一緒に生かしていけたらいいなというような事業だというふうには認識をしているところで。以上です。

○議長（宮川安明君） 甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） はい、ただいま町長のほうからもご答弁いただきました。是非ですね、この宮内地区のサンショウを活かした里づくり事業につきましては、今後ともですね、継続的な支援というものを行っていただきたいと思いますし、また、これは私の考えですけど、高齢化対策のモデル的な事業と位置付けてですね、町としても絶対成

果を出す意味で最大限の支援をして、で、そこで成果を出して、その実績というものを、竜野地区であったり乙女地区、白旗地区に広げていけばいいんじゃないかなというふうに考えます。

本日のまとめとなりますけれども、皆さんもご存じのとおりかとは思いますが、葉っぱ産業で有名な徳島県の上勝町という所がございます。そこは高齢化率が50%で、過疎化、高齢化が進んでいる町ですけれども、高齢者の方々が葉っぱ産業というビジネスによってですね、元気でいきいきした生活を送っておられるということでございます。調べましたところ、多い方が月に100万円ぐらい稼がれる高齢者の方もおられるということで、甲佐町も上勝町のように高齢者の方々が生きがいをもってですね、元気で活躍していく町になっていくことを期待いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮川安明君） これで2番、甲斐高士議員の質問は終わりました。

以上をもって一般質問の通告者すべての質問は終わりました。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。

明日15日は午前10時から本議場において会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後3時07分

9月15日（火曜日）

令和2年第3回甲佐町議会（定例会）議事日程

(第3号)

1. 招集年月日 令和2年9月11日
1. 招集の場所 甲佐町議会議場
1. 開議 9月15日 午前10時00分 議長宣告
1. 閉会 9月15日 午後3時53分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲斐良二	2番 甲斐高士	3番 田中孝義
4番 鳴瀬美善	5番 森田精子	6番 佐野安春
7番 荒田博	8番 宮本修治	9番 福田謙二
10番 井芹しま子	11番 宮川安明	12番 本田新

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北畑公孝 議会事務局事務長 早崎伊津子
(ほか4名)

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 奥名克美	副町長 師富省三
会計管理者 渡邊友美	総務課長 北野太
企画課長 古閑敦	地域振興課長 荒田慎一
くらし安全推進室長 佐々木善平	税務課長 奥名雄吉
環境衛生課長 橋本良一	住民生活課長 藤井貴美代
健康推進課長 福島明広	福祉課長 岡本幹春
農政課長 井上幸介	建設課長 志戸岡弘
会計課長 渡邊友美	町民センター所長 中林健次
教育長 蔵田勇治	学校教育課長 吉岡英二
社会教育課長 奥村伸二	農業委員会事務局長 井上幸介
選挙管理委員会書記長 北野太	代表監査委員 豊永康法

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

追加日程第1 発言取り消しの申出

- | | | |
|-------|----------------------------|---|
| 日程第1 | 承認第7号 | 専決処分の報告及び承認について |
| 日程第2 | 報告第3号 | 財政健全化判断比率等の報告について |
| 日程第3 | 議案第43号 | 甲佐町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第44号 | 甲佐町手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第45号 | 甲佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第46号 | 甲佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第47号 | 甲佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第48号 | 甲佐町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第49号 | 甲佐町子育て支援住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第50号 | 川平キャンプ場の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第51号 | 財産の無償譲渡について |
| 日程第12 | 議案第52号 | 訴えの提起について |
| 日程第13 | 議案第53号 | 第7次甲佐町総合計画基本構想について |
| 日程第14 | 議案第54号 | 令和2年度甲佐町一般会計補正予算（第6号） |
| 日程第15 | 議案第55号 | 令和2年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第16 | 議案第56号 | 令和2年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第17 | 議案第57号 | 令和2年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第18 | 発議第2号 | 「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」の提出について |
| 日程第19 | 議員派遣について | |
| 日程第20 | 文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について | |

- 日程第21 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第22 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

○議長（宮川安明君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本定例会におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として議員、執行部、及び事務局員はマスクを着用することとしております。また、傍聴者におかれましてもマスク着用の上、指定された座席で傍聴にご協力をお願いを申し上げます。

本日の議事日程を報告します。

本日の議事日程は議席に配布のとおりですので、朗読を省略します。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） 議長、発言をよろしいでしょうか。

○議長（宮川安明君） はい、どのような。

○7番（荒田 博君） 先月、井芹しま子議員の一般質問において事実と異なる発言があり、不穏当な発言として取消しを求める必要があると思いますが、どうでしょうか。

○議長（宮川安明君） 荒田議員、具体的にその事実と異なる発言とおっしゃいますけど、よかったら説明をお願いできますか。続けてお願いします。

○7番（荒田 博君） はい。昨日の一般質問の中で学校給食費無償化の質問時に嘉島町が無償化を実施するとの発言があり、この部分が事実と異なる発言ではないかと思いますが、その確認をお願いいたします。

○議長（宮川安明君） ただいまの荒田議員の質問ですけれども、じゃあ、私のほうから執行部にお尋ねしますが、嘉島町が学校給食費について無償化を実施することは、しては間違いありませんか。

学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） これについては嘉島町に確認いたしましたが、嘉島町では学校給食費について無償化をされる事実はないと、そういった回答をいただいているところです。

以上です。

○議長（宮川安明君） いや、ちょっと待ってください。井芹しま子議員の発言についてですね、私としても確認をしたいと思いますので、しばらく休憩をします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時08分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

井芹しま子議員の昨日の一般質問の発言について確認をいたしましたところ、嘉島町など学校給食の無料を決めておりますという発言は確認できました。先ほどの学校教育課長

の答弁と、事実と異なる発言というふうに認めましたので、認められました。議長としても不穏当発言と認めますので、発言の取消しを命じることもできますが、井芹しま子議員におかれましては自らの発言を取り消されてはいかがでしょうか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） その件については午後の最終日の最後のほうにですね、発言をさせていただこうというふうに思っておりましたけれども、この場でその件についてはですね、訂正をさせていただきたいというふうに思います。よろしく願いをいたします。発言取り消しですね。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時21分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま、井芹しま子議員から発言取り消し申出書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程1として、ただちに議題としたいと思えます。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、発言取り消し申出書についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 発言取り消し申出書について

○議長（宮川安明君） 追加日程第1「発言取り消し申出書について」を議題とします。

事務局長をして朗読させます。

事務局長。

○事務局長（北畑公孝君） はい。それでは発言取り消し申出書について朗読いたします。

令和2年9月15日、甲佐町議会議長 宮川安明様、甲佐町議会議員 井芹しま子。

発言取り消し申出書。9月14日の会議における私の発言のうち次の部分を取り消したいので、議会において許可されるよう甲佐町議会会議規則第63条の規定により申し出ます。

記、取り消したい発言。一般質問において嘉島町など学校給食の無料を決めておりますと発言した部分。

以上、申出書の朗読を終わります。

○議長（宮川安明君） 以上、申出書の朗読が終わりました。

お諮りします。井芹しま子議員の発言取り消し申出を許可することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、発言取り消し申出を許可することに決定しました。決定しましたが、井芹しま子議員においては今後、事実と異なるような発言がないように発言根拠について精査するように、厳重に議長として注意をいたします。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） 今、ありませんと言いましたけども、これ、井芹しま子議員の文面だけの申出書であってですね、もう今回見て、見て大事なこと切り替わってもう25分が過ぎてますけども、本人の謝罪は何もないわけですか。謝罪は。自分が前に訂正をしたときは議員各位にお詫び申し上げますと言いましたけども。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時26分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 私の発言の取り消しの訂正のために時間をさかせて、貴重な時間をさかせていただき、させまして、その点についてはお詫びを申し上げます。さまざまな資料を議会においては読み込むわけですけども、そういった中でですね、私のほうが確認不十分ということで今回の訂正が生じてしまいました。その点についても今後、気を付けたいと、十分気を付けたいというふうに思って、議長の指摘のとおり思っております。どうも皆様に時間をさかせてしまいましてお詫びを申し上げます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

日程第1 承認第7号 専決処分の報告及び承認について

○議長（宮川安明君） 日程第1、承認第7号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） はい。それでは承認第7号についてご説明申し上げます。

承認第7号、専決処分の報告及び承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

令和2年9月11日提出。町長名でございます。

次のページをお願いします。

専第7号、専決処分書。地方自治法179条第1項の規定により下記事項を専決処分する。

令和2年7月15日。町長名です。

記1、令和2年度甲佐町一般会計補正予算（第5号）。

次の次のページをお願いいたします。

令和2年度甲佐町の一般会計補正予算（第5号）は次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,400万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億918万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正による。

令和2年7月15日。町長名です。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

款14分担金及び負担金に452万6,000円を追加し、4,926万3,000円としております。2の分担金です。

款17県支出金に3,903万円を追加し、7億5,138万7,000円としております。2の県補助金です。

款20繰入金に594万9,000円を追加し、7億1,306万6,000円としております。1の基金繰入金です。

款23町債に4,450万円を追加し、13億682万4,000円としております。1の町債です。

歳入合計。補正前の額93億1,517万8,000円に9,400万5,000円を追加し、94億918万3,000円としております。

次のページをお願いいたします。歳出です。

款10災害復旧費に9,400万5,000円を追加し、2億4,613万8,000円としております。1の農林水産施設災害復旧費、2の公共土木施設災害復旧費です。

歳出合計。補正前の額93億1,517万8,000円に9,400万5,000円を追加し、94億918万3,000円としております。

次のページをお願いいたします。

第2表、地方債補正です。

1、変更です。起債の目的、災害復旧事業債に4,450万円を追加し、補正後の限度額を5,340万円としております。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましてはいずれも変更はございません。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。質疑については本予算全部についてお願いします。予算全部についての質疑をお願いいたします。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 歳出のほうなんですけれども、農業用施設の災害復旧費についてですね、これについて説明を、お願いをいたします。補正額5,100万について、の中心でありますけれども、どこなのか、どういった建物なのかですね、そういった点について

説明をお願いを申し上げます。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） はい。それでは農業用施設災害復旧費について説明申し上げます。災害の内容というところでございますけれども、まず農業用施設について9カ所、農道が6カ所、水路が3カ所でございます。それと農地、農地の法面の崩壊。田が1筆、畑が1筆でございます。それと林業用施設についてでございますけれども、林道が2本、林道六谷線と山上幹線。それと民地の法面崩壊が1カ所。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 歳入のほうで、ページの7ページですね、の、一番上ですかね。分担金及び負担金の中で農地及び農業用施設災害復旧支援の受益者負担金ということでございますけれども。もうどうでしょうかね、最終的な補助率の増高へんが確定したのか。また、確定したのであれば国の補助金の率、それと受益者が実際に負担される率について、もし分かるのであればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） はい。それでは歳入のほうの分担金制度補助金の率についてお答えいたします。本災害については7月11日、12日の集中豪雨の災害によるものがございます。これにつきましては国のほうで激甚災害の指定をされております。ただ、補助率の増高につきましては11月から12月ぐらいに確定するっていうふう聞いております。で、今のところ農業用施設については従来の65%補助、農地については50%、林業用施設については50%の補助で計上しております。今後、補助率の増高が確定しましたときにはすべて修正をしたいと思っております。

それと受益者の分担金でございますけれども、基本的には補助を引いた残りの2割っていうのが受益者の負担金になりますので、もちろん補助率の増高で補助額が上がればその分下がってくるというふうに見込んでおります。

以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 災害復旧ということで、あれですけども、今回の予算以外のことを質問してもよろしいでしょうか。災害復旧、今度は7月ですね、いろんな豪雨による災害復旧費の予算が非常に上がってるんですけども、災害復旧費、災害はあります。熊本地震からですね、ずっとこう、地震があつて、豪雨が度重なって、その関連がですね、ずっとこう続いているわけですけども。熊本地震のときにですね、まだまだずいぶん場所のほうもですね、積極的な、もう本当に対応をしていただいて、かなりの災害復旧ができてくると思うんですけども、今、これがいただいているのがですね、芝原のですね、防災関係の倉庫の、隣の団地が10棟ほどあるんですけども、その中がですね、もう地震によって排水がですね、もう壊れてしまっているわけです。壊れてしまつてというか壊れてるわ

けですけども。ですから排水がもううまく流れずに、あの付近の住民の方っていうのはですね、非常に取り残されて、そのまんまで、負担もですね、非常に大きいということで、できないということで、災害からその復旧がですね、そのままこう、取り残されたかたちになってきているわけですね。そうした点についてはどのようにお考えなのか、建設課についてはちょっとお尋ねしたいというふうに思っているわけですけども。

(「ちょっと休憩入れましょう」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川安明君) しばらく休憩します。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時40分

○議長(宮川安明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

奥名町長。

○町長(奥名克美君) ただいまの件につきましては、ちょっと日にちは忘れまされたけれども、そういえば区長さん、芝原の区長さんと、それから本田新議員と二人で町長室にいらっしゃってですね、そういった事情に対する対応策を考えていただけないかというふうなことで話を伺っております。今後の、現段階における考え方としては建設課長のほうから答弁します。

○議長(宮川安明君) 建設課長。

○建設課長(志戸岡弘君) はい。それでは芝原の通称ニシモク団地と言いますが、その問題について説明をしたいと思います。まず、排水がうまくいかないというものは、あくまでも個人の排水でありまして、熊本地震に特化した私道の復旧という事業が新たに創設されましたので、その私道の流末排水を兼ねたところでお手伝いを町としてできないかということで話、復旧事業をですね、ご相談に参っております。それと、問題がですね、各個人の家庭のですね、浄化槽の問題にあると思って、排水の縦断勾配が取れないということで、これも町のほうの補助で浄化槽のポンプアップの補助あたりをですね、本年度創設されて、そういった町としてのお手伝いを、こういったことができるということをですね、地元の方へご説明をしております。で、今度ですね、また今月14日の日にですね、地元の方に説明をするようにしているそうです。

以上でございます。失礼しました。24日です、すみません。

○議長(宮川安明君) はい、ほかにありませんね。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(宮川安明君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮本議員。

○8番(宮本修治君) 8番です。承認第7号、専決処分報告及び承認についてとい

うことでありますけれども、災害復旧費ということですので、異議なく承認いたしたいと思っております。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、承認第7号「専決処分の報告及び承認について」を採決します。

本案は原案どおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認することに決定しました。

日程第2 報告第3号 財政健全化判断比率等の報告について

○議長（宮川安明君） 日程第2、報告第3号「財政健全化判断比率等の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） 報告第3号についてご説明申し上げます。

報告第3号、財政健全化判断比率等の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により別紙のとおり監査委員の意見を付して報告するものでございます。

令和2年9月11日提出。町長名でございます。

次のページをお願いします。

令和元年度の決算に基づきまして、いわゆる財政健全化法第3条第1項の規定による4つの指標であります実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率と下段の表の財政健全化法第22条第1項の規定に基づく資金不足比率の状況を記載いたしております。

まず、上段の表の網掛けの部分をご覧いただきたいと思っております。実質赤字比率は一般会計の状況を、連結実質赤字比率は水道事業会計を含む会計の状況を示すものでございます。いずれも赤字ではありませんので、赤字比率は出ておりません。

次に、実質公債費比率に関しましては、標準財政規模に対する地方債の返還額の大きさを3カ年の平均値で表したもので、令和元年度は6.4%となっており、早期健全化基準の25%を下回る値となっております。

前年度の6.2%から0.2ポイント増加し6.4%となった要因としましては、普通交付税に算入する地方債の償還額などが減少したことによるものでございます。

なお、令和元年度の単年度の実質公債費比率につきましても、同様の理由により前年度の6.3%から0.1ポイント増加し、6.4%となっております。

次に、将来負担比率は水道事業会計も含めた町の借入金の残高や、仮に役場職員が一度に退職した場合に支払うべき退職手当総額などの負債の額の標準財政規模を基本とした額に対する割合を示したものでございます。将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標

と言えるものでございます。

令和元年度は55.1%となっており、早期健全化基準の350%を下回る値となっております。前年度の59.4%から4.3ポイント減少し、55.1%となった要因としましては、将来負担に充当可能な財政調整基金などの基金残高が増加したことによるものでございます。

ただ、今ご説明しました各比率が、その下の段の早期健全化基準15.00、20.00、25.0、350.0%を超えますと黄色信号になり、財政健全化計画の策定が義務づけられることとなります。さらにその下の財政再生基準を超えますと赤信号となりまして、財政健全化基準の策定が必要となり地方債の発行が制限され、最小限の期間内に早期健全化基準未滿にすることなどの計画を定めなければならないということになります。

次に、水道事業会計の資金不足比率の状況においても、資金不足比率の欄には数字が出てきておりません。一番下の表の網掛け部分であります資金不足額に△がついてマイナスの1億2,761万3,000円となっておりますので、マイナスということですので、資金不足は生じてないという状況でございます。

このように、本町では、令和元年の決算におけるいずれの指標においても基準を下回っております。

以上で説明は終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

以上で報告第3号、財政健全化判断比率等の報告についてを終わります。

日程第3 議案第43号 甲佐町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第3、議案第43号「甲佐町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） 議案第43号につきましてご説明いたします。

議案第43号、甲佐町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の一部を改正する条例の制定について。甲佐町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年9月11日提出。町長名でございます。

甲佐町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の一部を改正する条例。甲佐町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成20年甲佐町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の一言を加える。第4号、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し設置目

的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行う必要があるとき。

附則、この条例は公布の日から施行する。

提案理由につきましては、公の施設の指定管理者の選定につきましては、原則公募により行うこととされておりますが、地域住民や地域住民で組織される団体が主に使用する目的で設置されている施設につきましては、当該住民等によって構成される団体が管理することにより利用者の利便性が図られることから、指定管理候補者の選定の特例に新たな規定を追加する必要が生じたため、この議案を提出するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 提案理由にですね、原則公募ということなんですけども、その点でまた今度追加されるわけですけども、その中にですね、地域住民で組織される団体が主に使用する目的で設置されている施設というふうにございます。この施設はどこを意味するのかですね、目的で設置されている施設っていうことで表現をしますと、予定されていた団体がですね、少しはあったのかもしれませんが、そういったニュアンスがですね、ちょっとありますので、ちょっとそこらへんはですね、予定されてた団体はですね、複数あったのかですね、指定管理者をする予定、指定をする前にですね、そこらへんの経過についてですね、お尋ねをしたいと思うのとですね。

それから指定管理者、二つ、井戸江狭と新たにしたところもありますけども、そういったところのですね、主にこの食材調達とかですね、非常に井戸江も賑わっているということで、本当に喜ばしいことと思うんですけども、そういった点についてですね、は、どういうふうな、これはちょっと別ですけども、そこらへんをちょっと併せて、ちょっと答弁をお願い申し上げます。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） はい。前段のご質問の、今回の改正がどこを想定しているかというご質問でございますが、令和2年第2回の定例会で甲佐町飲料水供給施設設置条例というのを制定させていただきました。この中で設置しております宮内地区にございます西原、井戸江、柳瀬、広瀬、打出・川平、本坂谷の六つの飲料水供給施設でございます。これらの施設は地域住民の方々がもっぱら使用されております施設でありまして、従来から地域の住民で組織されてます各水道組合で管理運営を行ってこられました。この度、正式に指定管理者として指定をさせていただきたいと考えており、公募による手続は不相当と思われるので、今回このような改正をさせていただこうとしてるところでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい。井戸江狭の食材の調達ということでお答えした

いと思います。井戸江狭につきましては牛等、バーベキュー等の食材を出されておりますけども、基本的には地元からの納入というかたちになっています。以上になります。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

福田議員。

○9番（福田謙二君） はい。9番です。議案第43号、甲佐町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。一番下の段に提案理由がございます。そこを読み上げます。当該住民等によって構成される団体が管理することにより利用者の利便性等が図られることから、指定管理者候補者の選定の特例に新たな規定を追加する必要があるためということでございますので、異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これですべて討論を終結します。

これから、議案第43号「甲佐町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号「甲佐町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第44号 甲佐町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第4、議案第44号「甲佐町手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（藤井 貴美代君） 議案第44号についてご説明申し上げます。

議案第44号、甲佐町手数料条例の一部を改正する条例の制定について。甲佐町手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

令和2年9月11日提出。町長名でございます。

甲佐町手数料条例の一部を改正する条例。甲佐町手数料条例（平成12年甲佐町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第16号」を削り、「第17号」を「第16号」とし、第18号から第29号までを1号繰り上げる。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

提案理由といたしまして、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、通知カードの再交付の手続等が廃止されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、この議案を提出するものでございます。

補足させていただきますと、法律の一部改正によりマイナンバーに関する通知カードの新規交付や再交付の手続等が令和2年5月25日に廃止されたことにより、条例中の通知カードの再交付手数料についても廃止とするものです。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番。ただいま説明がありましたけれども、今、マイナンバーカードの交付ですね、のほうに推進されてるといえるのか、特に何か今は何かポイントの還元とかですね、そういった部分で謳われておりますけれども、本町においてその交付数っていうのは発表できるのであれば教えていただきたいんですけど。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（藤井 貴美代君） 荒田議員のほうからご質問がありましたマイナンバーカードの交付と言いますか、甲佐町の現在の申請率ということでお答えいたします。

甲佐町では人口が今、1万587人に対しまして、これ9月6日現在の資料ですけども、1万587人に対しまして申請率が19.31%になっております。これは、県下でも高いほうの率になっております。

以上になります。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑ありませんか。ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

森田議員。

○5番（森田精子君） はい。5番、森田です。議案第44号、甲佐町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございますけれども、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行により一部を改正する必要性が生じたということですので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第44号「甲佐町手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって「議案第44号、甲佐町手数料条例

の一部を改正する条例の制定について」は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第45号 甲佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第5、議案第45号「甲佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（藤井貴美代君） 議案第45号についてご説明申し上げます。

議案第45号、甲佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。甲佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

令和2年9月11日提出。町長名でございます。

提案理由といたしまして、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する条例の施行に伴い、児童福祉法第34条の16第2項の規定に基づく省令の基準に従い、本条例の一部を改正する必要が生じたので、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。甲佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年甲佐町条例第15号）の一部を次のように改正する。以下、改正の条文を示しておりますが、説明資料を添付しておりますので、説明資料により説明させていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○住民生活課長（藤井貴美代君） はい、それでは説明資料をお願いいたします。先ほど申しあげました改正理由、説明資料より説明させていただきます。

改正理由としましては、令和元年10月に幼児教育・保育の無償化が施行されたことに伴いまして、家庭的保育事業者等の設備及び運営の基準が見直されたことによるものです。

主な改正内容としましては、第6条第2項から第5項を新設し、保育所等との施設連携についての規定を設けております。

補足しますと、子ども・子育て支援法の施行に伴い、町では将来的な待機児童の解消、受け入れ先確保のため、平成26年に家庭的保育事業に関する条例を制定しました。家庭的保育事業者等とは、少人数の単位で、ゼロ歳から2歳までの子どもを預かる地域型保育事業所で、4つのタイプがあります。その保育所での保育が終了しましたら、まず3歳以上を預かる保育所、幼稚園等の連携施設を適切に確保しなければならないと規定されておりますけれども、それが困難な場合の規定を新たに設けております。

また、一番下の内容になりますけれども、経過措置の有効期間が満了しているため、有効期間を延長するとしておりますけれども、この有効期間というのは令和2年3月31日のこととなります。このことについてですけれども、連携施設の確保が難しい場合で適切な保育

所と保育等の支援を行うことができる場合には、令和2年4月1日から5年を経過する日までの間は連携施設を確保しないことができるというものを施行日から10年を経過する日までの間というふうに経過措置の有効期間を延長するものであります。

資料については新旧対照表の24ページになります。申し訳ございません、ちょっと説明資料。今の有効期間の延長については新旧対照表の24ページの附則の第3条のほうに記載をしてあります。

続きまして2番目の改正内容の2番目の内容になります。

施設の基準において建築基準法施行令の改正による避難階段の構造要件を設けております。3番目に職員の基準において保育士としてみなすことができる職種を改めております。保育所等に係る保育士の数の算定について、保健師または看護師に加え准看護師についても保育士としてみなすこととするものです。

施行日については、交付の日から施行し、改正後の規則第2条第2項及び第3条の規定は、令和2年3月31日から適用するとするものです。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。甲佐町における家庭的保育事業所等の施設の数とか、園児数とか名称とか、そういったことがわかれば教えてください。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（藤井貴美代君） はい。佐野議員のご質問にお答えします。甲佐町ではこちらの、甲佐町家庭的保育事業所等に該当する施設は谷田病院の事業所内の保育所が該当します。ただし、現在は谷田病院のこの保育所については従業員の子どもさんだけが利用されておりまして、町内の子どもさんは利用されておられません。

で、定員としましては、9人というふうにこちらの届けではなっております。

以上になります。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番、甲斐でございます。議案第45号、甲佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を改める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、ただいま担当課より説明がありましたとおり、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴うため、本条例の一部を改正する必要があったということですので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第45号「甲佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって議案第45号「甲佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第46号 甲佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第6、議案第46号「甲佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定」についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（藤井貴美代君） 議案第46号についてご説明申し上げます。

議案第46号、甲佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。甲佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

令和2年9月11日提出。町長名でございます。

提案理由といたしまして、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準についての改正に基づく省令の基準に従い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。甲佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年甲佐町条例第16号）の一部を次のように改正する。

以下、改正条文を示しておりますが、説明資料を添付しておりますので、説明資料により説明させていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○住民生活課長（藤井貴美代君） それでは説明資料をお願いいたします。

説明資料より説明させていただきます。

改正理由としましては、議案第45号と同じく令和元年10月に幼児教育・保育の無償化

が施行されたことに伴い、特定教育・保育施設及び地域型保育事業所の運営基準が見直されたことによるものです。

主な改正内容としまして、認定こども園、幼稚園、保育所及び地域型保育事業所の運営基準を見直しております。「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める等の用語の整理をしております。幼児教育・保育無償化の実施にあたり、食事の提供に要する費用の取扱いの変更をしております。低所得者の副食費徴収免除の設定などです。

次、子育てのための施設等利用給付関係の運営基準の新設をしております。認可外保育施設や幼稚園での預かり保育等を利用することに伴う無償化のための基準を設けました。これについては認可外保育所や幼稚園での預かり保育等についてですけども、町から保育の必要性の認定を受ける必要がありますが、認定されましたら利用料の申請をすることにより各施設の上限額まで無償化されます。

施行日についてですが、この条例は公布の日から施行し、改正後の附則第5条の規定は令和2年3月31日から適用するものです。

補足としまして、この条例を公布の日から施行するとしておりますけども、改正後の施行後1年間は政令で定めた内容を条例で定めたものとみなす経過措置を設けてあるため、公布の日から施行するとしています。改正後の施行日は幼児教育・保育の無償化が施行されました令和元年10月1日となります。

また、後半の、施行日の後半の改正後の附則第5条の規定は令和2年3月31日から適用するとしておりますけども、これにつきましては議案第45号の家庭的保育事業者等の連携施設の確保と関連します。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） はい。議案第46号、甲佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますけれども、本議案につきましては子ども子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、条例の一部を改正するものでございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第46号「甲佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号「甲佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は原案どおり可決されました。

しばらく休憩します。11時半から再開します。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時30分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 議案第47号 甲佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第7、議案第47号「甲佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（藤井貴美代君） 議案第47号についてご説明申し上げます。

議案第47号、甲佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。甲佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

令和2年9月11日提出。町長名でございます。

甲佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。甲佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年甲佐町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「指定都市」の次に「もしくは同法第252条の22第1項の中核市」を加える。

附則、この条例は公布の日から施行し、改正後の甲佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。

提案理由といたしまして、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴う。児童福祉法第34条の8の2第2項の規定に基づき、本条例の一部を改正する必要があるため、この議案を提出するものでございます。

補足としまして、放課後児童支援員は都道府県知事または指定都市の長が行う研修を修了した者でなければなりませんでしたが、基準省令の改正により都道府県知事または指定都市、もしくは中核市の長が行う研修を修了しなければならないとするものです。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） はい、7番。議案第47号、甲佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてですが、ただいま担当課長の説明もございましたが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い本条例の一部が改正されましたので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第47号「甲佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号「甲佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は原案どおり可決されました。

日程第8 議案第48号 甲佐町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第8、議案第48号「甲佐町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい。それでは議案第48号の説明を申し上げます。

議案第48号、甲佐町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について。甲佐町町営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

令和2年9月11日提出。町長名です。

提案理由につきましては、町営住宅の入居の決定に際して入居期間を設けることを可能とするため、この議案を提出するものでございます。

甲佐町町営住宅管理条例の一部を改正する条例。甲佐町町営住宅管理条例の一部を次のように改正する。第8条の次に次の1条を加えるものです。改正内容につきましては、別紙でお配りしております資料にて説明をさせていただきます。

1、今回条例改正の主旨、災害公営住宅として建設しました白旗団地、乙女団地及び甲佐団地については、熊本地震により滅失した住まいの方を確保するために整備されたも

のであります。被災者の撤去後の入居募集については子育て世帯の町営住宅への入居希望のニーズを踏まえ、子育て世帯に期間を限定して優先的に入居をさせることができるよう期限付き入居の規定を条例に追加するものでございます。

2番目に、期限付き入居となる町営団地につきましては、先ほど申しました白旗団地、乙女団地、甲佐団地の3団地になります。入居者の資格としましては、町営住宅の入居資格の第5条で設けております、現に住宅に困窮し同居の親族があること、町税等の滞納がないこと、世帯の月収合計が政令で定める金額以下15万8,000円であること、暴力団員でないことを備えるほか、今回子育て世帯、同居者に18歳未満の子がいる者。それと一時的に住宅に困窮している者として町長が認める者としております。入居の期間につきましては、子育て世帯につきましては最年少の者が18歳に達する日の属する年度の末日までとしております。

それと、町長が一時的に住宅に困窮している者と認めた者につきましては、町長が必要と認める期間となっております。

4番目に、期限付き町営住宅の移転についてということで、期限付き町営住宅の管理上必要である場合に、空き部屋の状況を踏まえて入居者をほかの期限付き町営住宅へ移転させることができるようにすることを今回加えております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。白旗、乙女、甲佐団地について、現にこの空きがあるのか。それと、こういった条件に合うような人を、もう既に希望者があっているのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい。現に空きがあるのかということで、甲佐団地について1戸空きがございました。で、その空きにつきましてはですね、もう現在、現在の定める条例にて募集を行っております。それと、今後の見通しと言いますか、これまでですね、過去の募集状況をですね、見てみますと、過去5年間に対してですね、12戸の町営住宅の募集をしております。そこでですね、子育て世帯の応募件数が約41件あります。で、41件中ですね、7件の方が当選されて、残りの36世帯の方がですね、もう子育て世帯の中で入居をですね、待っておられるという状況がございますので、今回、子育て世帯に限らせて優先的に入居ができるような条例を改正するものでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 子育て世帯の場合は家賃設定はどういうふうになりますか。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 今回の子育て世帯の優先入居につきましては、あくまで

も公営住宅でありますので、収入月額が15万8,000円以下の世帯となりますので、低所得者向けの子育て世帯ということになります。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） すみません、説明資料のですね、1番下の（4）番のところなんですけれども、最後のほうで入居者をほかの期限付き町営住宅へ移転させることができるようにするものです、だからできるようにするのです、おそらく居住権かなんかについて、これは町のほうで移転をお願いするということができるようにするものかなと、一つは思うのと、それに伴って移転されたときの個人さんのその入居者の費用負担についてはどう考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい。今回の災害公営住宅への3団地につきましては2棟で1棟という造りをしております。2棟で1棟の造りをしておりますので、1棟空いたときにですね、次の棟を埋めるというようなかたちで管理上の問題でですね、移転をさせることができるような規定を作っております。

それと移転の費用につきましては、町の理由で移転をさせるものですから移転費用については町のほうで持つようにつくっております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。ありませんね。

質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） 8番。議案第48号、甲佐町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてでございますけれども、提案理由にありますように、子育て世帯の町営住宅の入居希望のニーズを踏まえて子育て世帯に期間を限定して優先的に入居させることができるよう期限付き入居を条例に追加するという事で、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第48号「甲佐町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号「甲佐町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」は原案どおり可決されました。

日程第9 議案第49号 甲佐町子育て支援住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第9、議案第49号「甲佐町子育て支援住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい。それでは、議案第49号についてご説明申し上げます。

議案第49号、甲佐町子育て支援住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について。甲佐町子育て支援住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

令和2年9月11日提出。町長名です。

甲佐町子育て支援住宅管理条例の一部を改正する条例。甲佐町子育て支援住宅管理条例の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を第4号とし、第2号の次に次の一言を加える。

（3）、子育て住宅及び共同施設の利用に係る料金の徴収に関する業務。

第5条の次に次の1条を加える。

（利用料金）第5条の2、前条の規定により、子育て住宅の管理を指定管理者に行わせる場合は、子育て住宅の入居者は、指定管理者に対し利用料金を納めなければならない。

2、利用料金は、別表第2及び別表第4に定める額の合計額を上限として、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定める額とする。

3、町長は利用料金を指定管理者の収入として収受させることができる。

附則、この条例は公布の日から施行する。

提案理由としましては、利用料金制による指定管理者制度を導入するため、この議案を提出するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

森田議員。

○5番（森田精子君） はい。5番、森田です。議案第49号、甲佐町子育て支援住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてでございますけれども、これは子育て支援住宅の利用料金制による指定管理制度を導入するための改正でございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第49号「甲佐町子育て支援住宅管理条例の一部を改正する条例の制定に

ついて」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号「甲佐町子育て支援住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」は原案どおり可決されました。

日程第10 議案第50号 川平キャンプ場の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第10、議案第50号「川平キャンプ場の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

社会教育課長。

○社会教育課長（奥村伸二君） はい。それでは議案第50号についてご説明を申し上げます。

議案第50号、川平キャンプ場の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について。川平キャンプ場の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

令和2年9月11日提出。町長名でございます。

提案理由につきましては、川平キャンプ場利用者への入場料の徴収及び宿泊棟の通年営業の実施を可能とするため、施設の使用料及び使用期間について本条例の一部を改正する必要が生じたため、この議案を提出するものでございます。

今回の一部改正についてでございますけれども、川平キャンプ場は平成11年4月から営業を開始しております。当時、キャンプ場宿泊棟の貸し出しにつきましては、旅館業法の基準である、宿泊等の窓に入る光の量、採光というんですけれども、それが冬場に少なかったこともあり、貸出期間が5月から10月までと期間が限定をされておりました。それが平成30年に旅館業法の法改正がございまして、光の量、採光の基準が削除されましたので、宿泊棟の通年営業が可能になったことと、キャンプ場の各種施設や新規備品の使用料を追加したための一部改正でございます。

次のページをお願いいたします。

川平キャンプ場の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例。川平キャンプ場の設置、管理及び使用料に関する条例（平成11年甲佐町条例第1号）の一部を次のように改正する。

以下、別紙にて川平キャンプ場の条例の新旧対照表を添付しておりますので、こちらで説明をしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○社会教育課長（奥村伸二君） ありがとうございます。

それでは、川平キャンプ場の新旧対照表の2ページをお開き願います。

右側が今回の改正案で、下線を引いております部分が改正箇所でございます。

まず、附則といたしまして、この条例は令和2年11月1日から施行するとしております。次に、別表第9条関係でございますが、別表の一番上の段の種別、期間、区分に改正をしております。以下、種別、期間、区分、金額の順にご説明を申し上げます。

入場料通年1回一人当たり200円。ただし、中学生以下は100円としております。宿泊棟の宿泊を通年1泊（午後1時から翌日の午前11時まで）一人当たり2,000円。ただし、中学生以下は1,000円としております。休憩を通年（4月29日から5月5日及び7月20日から8月31日の期間中は除く、ただし、上記期間中であっても利用日の1カ月前。次のページをお願いいたします。1カ月前までに宿泊の予約がない場合は、休憩の予約も可とする）。

2ページにお戻りいただきまして、休憩の部分でございますけれど、日帰り（午前8時から午後6時まで）4時間まで2,000円とし、1時間増すごとに500円を加算するとしております。

3ページをお願いいたします。テントサイト（テント設営）1泊（午後1時から翌日の午後1時まで）。日帰り（午前8時から午後6時まで）1張1,000円としております。貸出しテント1泊（午後1時から翌日の午後1時まで）。日帰り（午前8時から午後6時まで）1張200円としております。公衆シャワーのみとし直してしております。バーベキューセット、通年1回1セット500円としております。カヌー、通年1回1艇1,000円としております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

田中議員。

○3番（田中孝義君） はい。3番、田中です。休憩のところですね、4時間まで2,000円となっております。これ一人あたりですか。

○社会教育課長（奥村伸二君） 1団体あたり。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。社会教育課長。

○社会教育課長（奥村伸二君） 申し訳ございません。1団体あたりでございます。

○3番（田中孝義君） はい、分かりました。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

福田議員。

○9番（福田謙二君） はい、9番。ここにカヌーっていうのがございます。これは指導される方はおられるわけですか。ただ借って自分で利用するていうような感じですかね。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（奥村伸二君） はい。別段、指導者という方はいらっしゃいませんので、カヌーをされる方がお借りされるという状況でございます。ただしですね、危険防止のためにライフジャケットを装備したところのカヌーの、遊びといたしますか、ということになります。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 料金のことでお尋ねしますが、宿泊は一人あたり休憩は団体ということなんですけれども、例えば休憩でも、一人でもいいわけですよね。そういった場合の料金で最高午前8時から午後6時まででしたら、ちょっと私の計算で間違いがあるかもしれませんが、2,000円プラス3,000円で5,000円になると思うんですが、宿泊よりも高くなるというようなどこがありますか、別にそういったところは問題はないのでしょうか。

それともう一つは、この料金はどういうふうにして徴収をされるのでしょうか。これは完全予約なんですかね。お尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（奥村伸二君） はい。宿泊、まず宿泊ですけれども、1泊で一人あたり2,000円ということです。それから休憩でございますけれども、午前8時から午後6時までの10時間ということになりますので、4時間までの2,000円。そのあと6時間の3,000円です。5,000円で算用をされていることになります。間違いございません。

料金の徴収については事前に予約をいただいておりますので、その後、使用が終わったあと、徴収、支払をしていただいております。いただいております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 福田議員。

○9番（福田謙二君） はい、9番。今までは5月から10月っていうことですね、利用がですね。この利用されとったその利用状況はどのようになっているんですかね。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午後12時00分

再開 午後12時05分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

昼食のため休憩します。午後は1時から再開いたします。

休憩 午後12時05分

再開 午後1時01分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

社会教育課長。

○社会教育課長（奥村伸二君） はい、時間を取らせまして大変申し訳ございません。先ほどの佐野議員さんのご質問でございますけれども。

○議長（宮川安明君） 違う、違う、福田議員。

○社会教育課長（奥村伸二君） まず、福田議員のご質問でございます。宿泊棟の利用についてということでございますけれども、熊本地震が平成28年度にありまして、その地震によりましてキャンプ場が損害を受けましたので29年度まで改修工事を行っておりますので、30年度と令和元年度、2カ年間の実績でございます。平成30年度が67名、それから令和元年度が104名でございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 福田議員。

○9番（福田謙二君） はい、9番。もう一回、休憩で4時間まで一団体が2,000円ということでございますけれども、この人数ちゅうとは上限はないわけですかね。30人でも40人でもいいということですかね。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（奥村伸二君） はい、条件は設けてはございませんけれども、キャンプ場の大きさ等を加味しますと、ある程度の人数は制限されてくるかなというふうに思います。

○議長（宮川安明君） 福田議員。

○9番（福田謙二君） バーベキューなんかすつともいいわけでしょ、あそこで。そうなった場合は30人ぐらいだったらですね、十分利用できるんじゃないかと思っておりますけれども。そのときに応じて、そういう場合は誰が、管理者か何かが言って人数制限するわけですかね。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午後1時04分

再開 午後1時05分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

社会教育課長。

○社会教育課長（奥村伸二君） はい、先ほど言いましたように施設のキャパシティー、大きさがございますので、予約の時点ですすね、その日に何人借用が入っているかというのを、その方にご説明したところで、その日の人数制限をかけたいというふうに思っております。かけております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） すみません、ちょっと休憩を挟みましてですね、ちょっと私も正確に質問内容同じことを繰り返すのはなかなか難しいかもしれませんが、一応先ほどのまた質問の繰り返し、休憩時間の質問の繰り返しになりますが、よろしゅうございますでしょうか。

○議長（宮川安明君） はい。

○6番（佐野安春君） この川平キャンプ場の宿泊と休憩の料金の設定のことでお尋ねいたします。宿泊の場合は一人あたり2,000円、中学生以下は1,000円というふうになってます。それと、休憩の場合は、これ時間設定でしてありまして、4時間まで2,000円と1時間増すごとに500円ということで設定をされてます。そういった意味では宿泊のほうが滞在時間は長くなりますが、料金の設定では日帰りのほうが比較、単純比較しますと、例えば最高、日帰りで滞在した場合には5,000円というふうな料金になるかと思いますが、そういったところは問題はないのか、ご説明をいただければと思いますが、よろしゅうございますか。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（奥村伸二君） はい。宿泊について一人2,000円だが、昼間の一人で休憩した場合は4時間を超えて1時間500円となっているため、5,000円となって設定料金より休憩料金が高くなるが、との佐野議員よりのご質問でございました。これにつきましてはどうですか、休憩については確かに一人で午前8時から6時までおれば5,000円となりますが、人数が多ければ一人あたり安くなってまいります。2、3人、4人と一緒に休憩をされると宿泊より割安となってまいります。本町にできるだけ来町してもらいたい、できれば宿泊をしてもらいたいという思いもございます。この料金設定につきましては、そういったようなことで適正なものと考えておりますので、どうかご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

森田議員。

○5番（森田精子君） はい、5番、森田です。先ほど管理者の方が常駐されていないということでしたけれども、この貸出し全般について、それと施設を利用される方々のマナーとか、そういう全般について管理者側のもので、例えばカヌーなんですけれども、カヌーを使って、事故がありましたというような場合も無きにしも非ずと思うんですけれども、この管理者側の責任ていうのは、どういうふうに町としては捉えられておられるのかをお尋ねします。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（奥村伸二君） まず、カヌーの貸出しの件でございますけれど、常駐の指導者についてはおりませんけれど、安全性確保のために18歳未満の利用者がいた場合はですね、18歳以上の方から誓約書をいただいております。併せてライフジャケットの着用の指導もお願いしております。

また、指導者が必要な場合や要望があった場合にはですね、町のほうからご紹介をさせていただいているケースもございます。

それから、全体的な管理につきましてはですね、特定非営利活動法人自然楽舎みやうちさんという非営利法人さんのほうにお願いをしております。カヌーの保険もですね、入っておりますので、はい。カヌーを貸し出す際は、このキャンプ場施設の貸出しについて

は町のほうから、このみやうちさんのほうに連絡をして、そのあと管理指導をしていただ
いておるところでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 田中議員。

○3番（田中孝義君） はい、3番、田中です。今はこのカヌーの話ですけど、だいた
いその貸し出されたあとはですよ、もう誰も見てる人はいないんですか。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（奥村伸二君） 先ほども申しましたように、安全性確保のために18歳
未満の方については誓約書を取っておりますし、ライフジャケットの着用もお願いをして
いるところでありますので、指導者ていうのは、そのカヌーを操縦されるときに、その保
護者なり父兄の方がおられる場合もあるということでございます。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午後1時12分

再開 午後1時14分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 教育長部局の管轄の話ではありますけれども、全体的な町とし
ての施設の運用、運営ということを考えてときには、私のほうから答弁したほうが適格か
なと思いますので、私のほうからあえて答えさせていただきます。

これまで社会教育課長のほうからいろいろ説明もありましたけれども、内容を聞いてい
る中にですね、やはりちょっと安全性の問題等にも少し配慮しなくちゃいけない部分もあ
るように感じました。従いまして、おそらく議員の皆さん方も感じられたところは同じよ
うなふうであろうというふうに思いますんでね、その点を議会終了後整理させていただ
いて、しかるべき対応をしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（宮川安明君） はい。ほかにありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番、甲斐でございます。議案第50号、川平キャンプ場の設置、
管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、ただ
いま審議がなされました。私たちもですね、今回、改正の件、通年になったということ、
あとは使用料を取る。それからバーベキューセットやコンロ貸出しには、管理については

ですね、先ほどからの審議の中で十分に事故が絶対ないようにもう配慮していただきたいと思っております。また、通年になっていくと、今、オープンしてます井戸江狭との相乗効果等も生まれてくると思えますし、キャンプ好きな方はどんなに寒かろうがキャンプに来ると思えますので、そういった点含めまして賛成といたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第50号「川平キャンプ場の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号「川平キャンプ場の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案どおり可決されました。

日程第11 議案第51号 財産の無償譲渡について

○議長（宮川安明君） 日程第11、議案第51号「財産の無償譲渡について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） はい、それでは議案第51号についてご説明申し上げます。議案第51号、財産の無償譲渡について。下記の土地及び建物を無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

記1、主な内容。土地、所在及び地番、上益城郡甲佐町大字豊内字西宮571番11。地目、宅地。地積、192.56平米。建物所在、上益城郡甲佐町豊内字西宮571番地11。構造、木造瓦葺平屋建て。床面積、55.40平米。

2、無償譲渡の相手方。上益城郡甲佐町大字豊内571番地11。緑町区認可地縁団体、代表者、中村幸男。

3、無償譲渡の目的。緑町区認可地縁団体が土地を集会用施設敷地として建物を集会用施設として管理利用するため。

4、無償譲渡の理由。当該土地にある建物は、緑町区（認可地縁団体）から土地を集会用施設敷地として、建物を集会用施設として管理したい旨の普通財産譲受する申請があったため。

令和2年9月11日提出。町長名でございます。

一応、補足いたしますと、この物件につきましては現在緑町区が公民館として使われている土地、建物のことでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。
これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。
次に、本案に対する賛成者の発言を許します。
田中議員。

○3番（田中孝義君） はい、3番、田中です。議案第51号、財産の無償譲渡について
でございますが、緑町区からの土地、建物を集会用敷地施設として管理したいとの普通財
産譲受の申請があったため、ということですので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。
これから、議案第51号「財産の無償譲渡について」を採決します。
本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号「財産の無償譲渡に
ついて」は原案どおり可決されました。

日程第12 議案第52号 訴えの提起について

○議長（宮川安明君） 日程第12、議案第52号「訴えの提起について」を議題とします。
提出者の説明を求めます。
農政課長。

○農政課長（井上幸介君） はい、それでは議案第52号についてご説明いたします。
議案第52号、訴えの提起について。町有地の所有権移転登記手続請求について訴えを次
のとおり提起するので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める
ものであります。

1、当事者。原告、甲佐町。被告（1）住所、甲佐町大字■■■■番地。氏名、被相続
人、■■■■の全法定相続人。（2）住所、甲佐町大字■■■■番地。氏名、被相続人、
■■■■の全法定相続人。（3）住所、甲佐町大字■■■■番地。氏名、被相続人、■■■■
■■■■の全法定相続人。（4）住所、甲佐町大字■■■■番地。氏名、被相続人、■■■■
■■■■の全法定相続人。（5）住所、甲佐町大字■■■■番地。氏名、被相続人、■■■■の
全法定相続人。（6）住所、甲佐町大字■■■■番地。氏名、被相続人、■■■■の全法定
相続人。

2、事件名。所有権移転登記手続請求事件。

3、事件の内容。下記の土地を昭和51年3月31日から今日まで平穩かつ公然と所有の意
思を持って占有しているが、不動産登記簿上には被告自身の所有権が登記されているため
昭和51年3月31日、時効取得を原因とする所有権移転登記手続を求めるものであります。

次のページをお願いいたします。

所在地、甲佐町大字西原字原崎196番3。地目、公衆用道路。地積、132平米、登記名義
人、■■■■。同じく西原字原崎217番2、公衆用道路、69平米、■■■■。同じく西原
字西鶴372番2、公衆用道路、48平米、■■■■。同じく西原字西鶴373番2、公衆用道

路、84平米、■■■■。同じく西原字西鶴375番3、公衆用道路、144平米、■■■■。同じく西原字西鶴460番3、公衆用道路、113平米、■■■■。同じく西原字西鶴568番5、公衆用道路、269平米、■■■■。

4、請求の要旨。被告らは、原告に対し、上記の土地については、昭和51年3月31日、時効取得を原因とする所有権移転登記手続をせよ。との判決を求める。

5、事件に関する取扱い及び方針。(1) 必要に応じ弁護士、司法書士を訴訟代理人と定める。(2) 第1審判決の結果、必要がある場合は、上訴する。

令和2年9月11日提出。町長名でございます。

提案理由といたしましては、甲佐町大字西原字西鶴及び西原字原崎に所在する町有地について、時効取得を原因とする所有権移転登記手続を求める訴えを提起する必要があるため、この議案を提出するものであります。

本件は第2上益城中央地区中山間地域総合整備事業のうち、宮内地区の営農飲雑用水事業において送水管を町道西原線に埋設することに伴い調査しましたところ、名義が個人名義となっております。県営事業の場合、個人名義では事業実施ができないこととされておりまして、今回死亡されている方の土地につきましては、時効取得を行うための今回の手続となります。

なお、生存者の方につきましては納付採納により現在、町に所有権移転の手続を行っております。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） はい、4番です。今、担当課長が説明されましたけれども、この事件の内容ということで、昭和51年3月31日から今日までということでございます。年数にすれば40年を経過するというふうなことでございますけれども、時効取得については民法上162条の第1項及び第2項がございますが、双方とも10年もしくは20年と。ただ、この中で平穩かつ公然と所有の意思を持っていてというのは両方にも該当いたします。ただ、違うべきところが多分2条のほうには公でできますけど、公衆用道路ということになっておりますので、公共性がある善意な所有をされてきたと私は判断いたしますけれども、そのへんについてはその条項をもって、2項をもって提訴をされるのかなと思いますが、その確認ですけれどもよろしいでしょうか。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） はい、お答えいたします。議員おっしゃいますとおり、時効取得につきましては民法上162条の1項、主観に関係ない時効取得。それと162条の2項、善意無過失による時効取得ということで年数が分かれております。おっしゃいますとおり、善意無過失の場合は10年、主観に関係なし、善意無過失以外のものについても20年で時効が成立するというようになっております。今回の場合、おっしゃいましたとおり期間も20年以上経過しておりますし、公衆用道路ということで、係争その他の部分についてはござ

いませので、162条の2項、善意無過失の10年ていうところの適用をしていきたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） はい、4番です。議案第52号、訴えの提起についてでございますけれども、担当課長よりの説明もありましたとおり、中山間地域総合整備事業による営農用飲雑用水の整備に伴う時効取得を原因とする所有権移転登記のための訴えの提起であり、民法上も時効取得の要件を満たしていることが判断できること。併せて地域全体としての利便性向上に十分資するものであると考えられることから、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第52号「訴えの提起について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号「訴えの提起について」は原案どおり可決されました。

日程第13 議案第53号 第7次甲佐町総合計画基本構想について

○議長（宮川安明君） 日程第13、議案第53号「第7次甲佐町総合計画基本構想について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

企画課長。

○企画課長（古閑 敦君） はい、それでは議案第53号についてご説明申し上げます。少々、説明のほうが長くなるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

議案第53号、第7次甲佐町総合計画基本構想について。甲佐町総合計画条例第6条の規定により第7次甲佐町総合計画基本構想を次のように定めることとする。

令和2年9月11日提出。町長名です。

提案理由といたしましては、総合計画の基本部分である基本構想は長期的な展望に立ち、目指すべき将来の姿及びまちづくりの方向性を示す指針となることから、策定にあたっては議会の議決を得る必要があるため、この議案を提出するものであります。

総合計画につきましては、基本構想、基本計画、実施計画をもって構成され、この基本構想につきましては長期的な視点で将来を見据えたまちづくりを推進して行くための方向

性を示すものであります。本町の現状と課題を明らかにし、将来のあるべき姿を想定し、達成するための長期施策の大綱となるものでございます。

第7次総合計画につきましては、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とするものでございます。この総合計画策定につきましては、令和元年度から令和2年度まで2年にわたり策定に取り組んでいるところです。令和元年度におきましては、住民1,000人と甲佐中学校の生徒全員を対象にアンケート調査を実施しております。

また、2月から3月にかけては、まちづくりのワークショップを実施しております。このワークショップでは公募や各種団体により参加者を募集しまして、29名の方々に参加いただきまして課題や問題点についてご討議をいただいているところです。

また今年度におきましては、各種団体の代表者など11名、また行政、役場職員から11名、合計22名の総合計画策定委員会を設置いたしまして、住民アンケートの結果やワークショップでの意見など町民の皆様からいただきました貴重なご意見を参考としながら策定委員会のほうで策定。また、町の企画会議で意見を聞き、調整を行い原案を策定しております。

で、企画審議会のほうに諮問を行いまして、答申をいただいたものを最終案として今回の議会に提出しているものでございます。

基本構想案につきましては、お配りしております第7次甲佐町総合計画基本構想案に基づきましてご説明させていただきます。まず、1枚めくっていただきまして、この基本構想の構成といたしましては、大きくは第1部が序論、第2部が基本構想の2部で構成しております。

まず第1部の序論につきましては、第2部の基本構想を策定するための基礎となるものということで構成をして組み立てているところです。第1章はじめに。第2章町政の概要。第3章本町を取り巻く諸情勢と課題。この3章でまとめております。

2ページのほうをお願いいたします。

第1章、はじめにでは、1に計画策定の背景と目的として引き続き長期的な視点で将来を見据えたまちづくりを推進する必要があることから、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とする総合計画の策定を行うという目的を記載しているところです。

3ページには計画の位置付けと役割ということで、この総合計画につきましては、町の最上位計画と位置付けられます。今後のまちづくりの方向性を示す指針であり、1つ目としてまちづくりの共通指針、2つ目として行財政運営の基本指針、3つ目として連携によるまちづくりの基本指針としての役割を持ちます。

次、4ページには計画の構成と期間を記載しております。内容、構成、期間を図式したものであります。

次、5ページからは第2章、町政の概要になります。5ページには位置・地勢・交通環境。

6ページには町の沿革として昭和30年からの町の発足からの沿革を記載しているところです。

次、7ページからは、まず7ページのほうで人口・世帯、9ページで就業人口についてそれぞれ分析し、内容を記載しているところです。次に10ページからは第3章として本町を取り巻く諸情勢と課題について記載しているところです。地方の自治体を取り巻く時代の潮流について6つの枠組みとして整理をしているところです。

次に、すみません、12ページをお願いいたします。12ページからは本町のまちづくりの主要課題として町の概要や特性、また、時代の潮流、住民アンケートやワークショップでの住民のニーズと期待から今後のまちづくりの主要課題として9つの項目に整理しています。まず1つ目に少子・超高齢者社会を見据えたまちづくり、2つ目に魅力ある地域資源を活かした交流の促進、3つ目に社会活動を支える生活基盤の整備、4つ目に安全・安心・快適な生活環境の形成、5つ目に熊本地震からの復興と自然災害などに備えた国土強靱化の推進、6つ目に活力ある産業の振興、7つ目に地域づくりを担う人材の育成、8つ目に住民主体の自立した地域の形成、9つ目に健全な行財政運営の推進。このようにまちづくりの主要課題として整理をしているところです。

ただいままでが第1部の序論ということで、現在の状況等の分析を行っております。こういうものを元にいたしまして基本構想を策定しているところでございます。15ページからが基本構想になります。

次の16ページのほうをお願いいたします。まず、第1章ではまちづくりの基本方針について記載しております。1、まちづくりの方向性。2、基本理念。3、目指す将来像。この三つに整理をしているところです。第1部のほうで触れておりますけれども、今後の本町のまちづくりの主要課題を踏まえ、第7次甲佐町総合計画が目指すまちづくりの姿をまちづくりの方向性を示した上で基本理念、目指す将来像を整理しています。1のまちづくりの方向性につきましては、大きく6つに整理をしています。地域資源を活用した町の活性化を目指したまちづくり、住み続けたいと実感できるまちづくり、災害に強いまちづくり、町の産業特性を活かした産業振興によるまちづくり、社会変化に対応した行財政運営と住民参画による共同のまちづくり、広域連携による地域が一体となったまちづくり。この6つに整理をしています。本町の新たなまちづくりにおいては重点的に進む分野を明確にするなど、行政と住民が一体となって総合計画を推進して行くこととしております。

18ページをお願いいたします。2の基本理念になります。本町の新たなまちづくりにおいて、すべての分野にわたって基本とする基本理念を、人と自然が共生し、にぎわいを育む、安全・安心・快適を実感できるまち、花と緑と鮎のまち甲佐というふうにしております。「人と自然が共生しにぎわいを育む」とは、豊かな自然を大切に、都市化と自然環境が調和したまちづくりを進めるとともに交流人口、関係人口が定住人口へとつながり、活気に満ちた町を表わしているところです。「安全・安心・快適を実感できるまち」とは、住民みんなが力を合わせてすべての人が安全で安心して生涯にわたって快適に暮らすことができ、本町にずっと住みたくなる町を作り上げ、幸せを実感することを表しているところです。「花と緑と鮎のまち甲佐」。これは本町のキャッチフレーズであり、本町の魅力ある地域資源などをPRして行くための合言葉として表わしているところです。

次、19ページをお願いいたします。

3の目指す将来像です。基本理念に掲げた本町のまちづくりの方向を基本姿勢といたしまして、今後10年間で達成する町の姿を具体的に示したものであります。4つの将来像を設定しております。

まず、将来像1として、地域資源を生かし、活力にあふれにぎわうまち、交流人口、関係人口、定住人口増に向け、本町の魅力ある地域資源を積極的に活用するとともに更なる町の活性化を目指します。町内企業の活性化や企業誘致を進め、若者が生き生きと活躍できるにぎわいあふれる町を目指します。

将来像の2として自然と共生し、安全・安心・快適に暮らせるまち。震災からの復旧・復興とともに定住環境の整備を進め、自然環境の保全、快適に暮らせる都市基盤、生活環境の整備を進めます。災害などに備えた国土強靱化の視点のもと、住みたくなる町の実現と安全・安心に暮らせる町の実現を目指します。保健・福祉・医療が連携したまちづくりを目指します。

次に、20ページになります。将来像3として、人を育み交流するまち。地域教育力を集結し、さまざまな未来の甲佐町を担う人材を育成します。また、地域の芸術、文化の振興などを通して人と人が交流できる町を目指します。

将来像の4といたしまして、みんなで協働してつくるまち、住民との協働、地域コミュニティの活性化によるみんなで作るまちづくりとともに、効率的、効果的な行財政基盤の構築による信頼される町を目指します。

以上のように4つの将来像を設定しているところです。

次に21ページからは、第2章の施策の大綱となります。まず施策の体系を表しているところです。基本理念の実現を図るために4つの将来像を設定し、実現を図るために6つの政策分野を定めております。

次の22ページからはそれぞれの将来像における政策の大綱を整理しています。

22ページをお願いいたします。将来像1、地域資源を生かし、活力にあふれるにぎわうまち。これの政策分野、柱といたしまして産業の振興を掲げています。この中に4つの体系として整理しているところです。まず農林業といたしまして、農業の振興については農地の保全、優良農地の確保、農業生産基盤の整備、後継者や担い手の確保など多様な振興策を推進します。また、地域の特性を生かした特産品の生産、産地のブランド化など持続的な農業の振興に努めます。

2つ目として地域企業、企業立地として安定した就業機会が地元で提供できるよう公共用地などの活用による企業誘致に努めます。また、農林業のブランド化と一体となって地産地消の取り組み、販売、流通の拡大と振興を図るなど、地元産業の連携による新たな雇用の受け皿づくりを推進します。

23ページになります。3番として、商業・サービス業としまして、魅力ある商店街づくりと空家バンクを活用した商業の活性化、商業経営の近代化やサービスの向上のための支援充実を図ることとしております。

4つ目として観光・イベントといたしまして、観光資源の保全・活用をはじめ、井戸江狭交流拠点施設や古民家交流拠点の施設。また、熊本甲佐総合運動公園「緑川リバーサイドパーク」などを活用したイベントなど、既存のイベントや祭りの内容の充実、熊本都市圏などとの広域連携による観光ルートの開発など、観光推進体制の強化。また、自然と歴史、文化にふれあえる魅力ある通年型の観光地づくりを推進することとしております。

次に24ページになります。24ページから27ページまでは将来像の2の自然と共生し、安全・安心・快適に暮らせるまち。これの政策分野、柱といたしまして、大きく都市基盤の整備、生活環境の整備、健康・福祉の向上。この3つの政策分野を柱として整備しております。まず、都市基盤の整備では土地利用として自然環境と調和し美しい町を保ち、住みよいまちづくりを目指した総合的、計画的な土地利用を推進します。

2つ目として、道路としまして日常生活の要である国道・県道の改良。また安全施設等の整備を引き続き要請し、広域的なロードネットワークの構築につなげ、町道の整備につきましては幹線道路や今後の土地利用などを考慮して将来を見据えた計画的な整備を図り、生活道路についても安心して通行できる道路整備を推進します。

3つ目として、交通ネットワークとして日常生活における移動手段の充実、効果的・効率的な手段の構築を図ります。

次に2つ目の柱として、生活環境の整備です。

1つ目、住宅・住環境として空家バンクの活用と住宅整備に対する経済的支援の継続、その適正な土地利用の誘導と住宅整備を促進します。

2つ目として公園緑地としまして、魅力ある公園緑地を整備するとともに維持管理については住民と行政が共同で取り組む体制づくりに努めます。

3つ目として上水道生活排水処理といたしまして計画的・効率的な水道施設の改築・更新や維持管理を行い、安全で安定的な供給に努めます。また、生活排水処理については合併処理浄化槽普及促進に努め、緑川の水質浄化や快適な生活環境の整備を図ることとしております。

4つ目としまして、環境といたしまして生活基盤の充実を図るためにごみ・し尿処理等の体制整備を進め、持続可能な循環型社会の構築を目指し、また、学校教育や生涯学習において環境教育を推進するとともに、観光資源としての自然の活用や景観の保全への意識啓発を推進します。

5つ目として安全・安心といたしまして、熊本地震及び豪雨災害をはじめとする大規模災害が全国的に発生しておりまして、地域における防災意識の向上が求められています。行政区、自主防災組織、消防団と連携し、災害に強いまちづくりを目指しています。防犯・交通安全については、地域と行政が連携して住民の防犯・安全意識の高揚を図ることとしております。

6つ目に熊本地震からの復興といたしまして、今後も継続して取り組む必要がある事業については計画期間が終了したあとも引き続き事業を実施して行くことにしております。

次に、健康・福祉の向上として、まず地域福祉としまして、みんなが住み慣れた地域で安心して生活できる地域共生社会の構築に努めることとしております。

2つ目に、高齢者福祉といたしまして、高齢者が生き生きと暮らせる長寿社会を目指します。また、高齢者が主体的に活躍できる場や雇用に結びつくような機会の充実に努めます。

3つ目に次世代育成といたしまして、地域の子ども、子育て支援の充実に向けた取り組みを総合的に進めます。

4つ目に障がい者福祉といたしまして、障がい者への理解と社会参加を促進し、差別や偏見のない環境づくりに努めます。

次に5つ目として、健康づくりとしましては、子どもから高齢者まで自分の健康は自分で作るという健康管理意識を基本に、住み慣れた地域でいつまでも健康で生き生きと暮らせる健康社会を目指します。

次に社会保障といたしまして、各種社会保障制度の不適正な運営に向けた理解と意識啓発を図り、住民の生活の安定と自立に向けた支援を行います。

次に28ページから29ページは人を育み交流する町といたしまして、教育文化の向上を政策分野として挙げてるところです。この中で7つの体系に整理しております。まず学校教育については学力向上をはじめ、いじめや不登校をなくすための教育体制、郷土に対する愛着を育む教育の充実に推進します。社会教育といたしましては、施設の有効利用や運営、特色ある生涯学習活動の推進を図り、学校・地域・家庭が一体となった教育環境の整備、地域の人々とのふれあいや活動、また、人・自然とふれあう体験的学習の環境教育を推進します。

また、次に3、青少年育成といたしまして、時代を担う青少年がこれからの人間形成に果たす自然環境の尊さをはじめ、家庭や地域社会とのつながりの関わり大切さと、それぞれの役割分担を学ぶ環境づくりを推進します。

次に芸術・文化といたしまして、これまで培われてきた文化を継承しつつ、芸術・文化にふれあう機会の充実に努めることとしております。

次にスポーツといたしましては、熊本甲佐総合運動公園「緑川リバーサイドパーク」をはじめとした町内スポーツ施設の有効活用と広域的利用を推進し、気軽に楽しめる環境づくりに努めます。また、指導者等の育成を図り、県内のスポーツチームなどと連携した町の活性化のための新しい取り組みやスポーツの振興を図ります。

次に人権といたしまして、人間の尊厳と人権の尊重について、あらゆる機会を通じて正しい理解と認識を深める人権教育啓発を、住民、行政、地域、企業、学校、連携して取り組む人権が尊重される社会の実現を、目指します。

最後に交流といたしまして、国際交流体制を作り外国人との交流イベントの充実による国際交流とともに特産物、文化、スポーツなどを通じた幅広い地域との交流を推進します。

次に30ページからは将来像4として、みんなで協働してつくるまちとして政策分野、

柱といたしまして、協働による施策の推進を掲げているところです。この中に5つの体系として、まずはじめに住民との協働といたしまして、住民と行政が共通の目的を持ち、それぞれ互いの役割分担を尊重して互いに協力しながらまちづくりへの取り組みを積極的に進めます。

次に2つ目として、男女共同参画として男女が互いの人権を尊重し、責任を分かち合い、社会のあらゆる分野で性別にかかわらず、それぞれの持つ個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画のまちづくりを積極的に推進します。

3つ目として、高度情報化といたしまして、住民誰もが大きく変化する社会・経済・生活環境をより豊かに実感できる手段として、人・もの・情報が活発に交流できるよう情報ネットワークの充実を図ることとしております。

4つ目に行財政運営といたしまして、組織の機構改革や行政職員の資質向上などを通じて中長期的な展望に立った効率的な行財政運営体制を構築します。また、行財政改革を一層推進し、中長期的に安定的な行財政運営を目指します。

5つ目として、広域連携といたしまして住民の生活機能の向上、地域の活性化、経済成長、災害への対応など地域の実情に応じた熊本都市圏・市町村との連携を進めます。

以上のように基本構想案を策定したところであります。今回、この基本構想案につきましては、これからご承認いただいたあと、実質的には今度は基本計画の数値目標まで示したのになりますけれども、住民アンケートやワークショップでの意見なども考慮した基本計画を策定するということになります。

今後のスケジュールといたしましては、今回、この9月の議会でこの基本構想をご提案申し上げまして、基本構想をもとに基本計画策定に向けて今後取り組むということになります。そして11月中には基本計画のほうも策定し、企画審議会のほうに諮問を行いまして、12月の議会でご報告ができればというふうなところで現在取り組んでいるところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。2時10分から再開します。

休憩 午後1時56分

再開 午後2時10分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。何か質疑はありますか。

2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） はい。2番、甲斐です。今回ですね、第7次総合計画の基本構想案ということで策定されておられます。この基本構想につきましては、おそらく2年がかりでですね、先ほど課長からもご説明ありましたが、町民のアンケート調査であったり、ワークショップを開催されて町民の意見を集約されてですね、今回このような基本構

○町長（奥名克美君） ただいまの佐野議員からご指摘いただきましたけれども、この26ページの安全・安心のところでのご質問ですけれども、特に強調したいという意味があって、自助・共助について、要するに災害があった場合には公助の力だけでは及ばないというのは、非常に多いと。ですから常日頃から自助・共助についての意識をきちんと持っていたいただきたいというような思いがあります。

それと公助についてが、この、それから先の国土強靱化、公的に整備をしなくちゃならない部分。それから安全対策であるとか、そういうことをですね、この計画の中で強調させていただいているというふうにご理解をしていただければ大変助かります。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 町長のご説明で分かる部分もあるんですが、いわゆる基本構想、最も基本になる部分でありますので、私はこの自助・共助、それに公助という部分をこの3つの、それぞれの働きといいますか、そういったことはですね、欠かせないんじゃないかと。やはり、この中にも公助の役割をですね、やっばこう、定義付けるという必要性はあると思いますので、質問を行いました。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 今回のこの基本構想の策定にあたっては、先ほど課長のほうから説明をしましたとおりですね、いろんなプロセスを経て最終的に企画審議会に諮問をして、それからその答申として上がって来たやつを今回、議会の皆様方にご提案をさせていただいている、いう流れを汲んでおりますので、この場においての訂正であるとか、そういうことはなかなか難しいわけなんですけれども、ただ、議員がおっしゃるような考え方についてはですね、今後基本計画の中で反映させていただけるならというふうに思います。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） すみません、1点だけですね。4番、鳴瀬ですけど。18ページにですね、基本理念ということで花と緑と鮎のまち甲佐ということで、以前からこのキャッチフレーズはずっと聞いてきたわけでございますけれども。それでいきますと、この5ページにですね、鮎については非常に分かりやすいんですよ、私も。やな場が写真で写してあります。ただ、花と緑っていうキャッチフレーズがあと残りますけれども、この下のほうに写真があるのは桜並木みたいなんですけど、どうしても私はこれを見てどこかがちよっと分からないということで、場所を教えてくださいということと、大きなコンセプトとして花と緑と鮎のコンセプトをですね、今一度お聞かせ願いたいと思うんですけど、よろしいでしょうか。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（古閑 敦君） はい、今、鳴瀬議員のほうから言われましたところ。まず、この写真、5ページの写真ですけれども、この桜のところは津志田の河川公園のところの桜つつみですかね、あそこの写真になります。それと、花と緑と鮎のまちのコンセプトと

いいですか、これはもう以前から、私たちが役場に入った頃だったかと思えますけれども、本町のキャッチフレーズとして長年しておりますので、こういったものに、キャッチフレーズとして策定委員会等でもですね、もうしっかり馴染んでるので、こういったものをそのまま残して欲しいということだったので、今回入れてるところではあります。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） はい、7番、荒田です。今の質問ていうかですね、キャッチフレーズの中で鮎が入っておりますけれども、昨今ですね、鮎の遡上というか、甲佐のほうの緑川の中での鮎がですね、本当にいない状況でございます。特に釣り人もですね、今はもう御船町のほうが釣れるということで釣果、される方も御船のほうは今、多いんですよ。今後このまま続いていくと、本流がこっちを走っておりますけれども、鮎に関して見ればですね、向こうのほうが主流になってくるのではないかというような懸念がございます。それも緑川ですね、澄み渡るというか、濁ったときの回復する速さがですね、やっぱりこっちの本流のほうと御船川のほうでは全然差があります。そのあたりも、今後、これも構想ということで今度計画等いろいろあると思うんですけど、その中でも、そのあたりをですね、十分考慮していただいて、せつかくのですね、今後、キャンプ地とか運動公園とかすべて緑川通っておりますので、そのあたりも十分考慮していただければと思います。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 荒田議員のおっしゃるとおりにですね、非常にここ数年、鮎については獲高のほうは少ないような状況が続いていることは、漁協やいろんな総会あたりのお話でも聞きますし、また、釣り人の話を聞きましてもですね、そういう状況だということは認識しております。ただ、この問題についての解決となりますと、非常に水質の問題からダムの問題から、いろんな関係する機関・団体等とも一緒にですね、検討していく内容が多岐にわたっているんじゃないかというふうに思います。いろんな、ダムの事務所の管理所长ともですね、いろいろ意見交換をしますし、国交省の皆様方とも話をします。その中で今の緑川の水質の状況については認識をされている状況でありますけれども、単に緑川ダム本体だけじゃなくってですね、その下には県の企業局もありますし、あと、そこらへんにはいろんな沢から流れてくる水の濁りというか、そういう問題も多々ありますのでね。今後いろんな場面で協議するところも多いと思いますので、そのへんについては引き続き問題提起をしていきたいというふうに考えます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

本田議員。

○12番（本田 新君） 議案第53号、第7次甲佐町総合計画基本構想についてでありますけれども、ただいまの、課長のほうから説明がありましたし、議員の中にもいろいろとこう、質疑はありました。その中ではありますけれども、まずは10年間の基本構想が行われたこと、これからまた引き続き基本計画へとつながって行くものと思いますので、これが今後、甲佐町の今後の10年間の歩みのはじまりだということを祈念いたしまして本案に賛成をいたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第53号「第7次甲佐町総合計画基本構想について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号「第7次甲佐町総合計画基本構想について」は原案どおり可決されました。

○議長（宮川安明君） 農政課長より答弁の訂正の申出があつてありますので、これを許します。昨日の本田 新議員の一般質問の中での答弁の訂正だそうでございます。

農政課長。

○農政課長（井上幸介君） はい、申し訳ありません。昨日の、本田新議員の一般質問の答弁の中で多収品種に関するJAのカントリーエレベーターの受入れが令和元年度から受け入れることができなくなったという答弁をしておりましたが、確認しましたところ、それ以前から農協のカントリーエレベーターでは受入れをしていないということでございました。お詫びの上、訂正させていただきます。誠に申し訳ございませんでした。

日程第14 議案第54号 令和2年度甲佐町一般会計補正予算（第6号）

○議長（宮川安明君） 日程第14、議案54号「令和2年度甲佐町一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは、議案第54号につきましてご説明申し上げます。

議案第54号、令和2年度甲佐町一般会計補正予算（第6号）でございます。

次のページをお願いします。

令和2年度甲佐町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,424万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億3,343万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正によ

る。

地方債の補正。第3条、地方債の変更は、第3表、地方債補正による。

令和2年9月11日提出。町長名でございます。

次のページ、2ページ目をお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

款11地方特例交付金に654万9,000円を追加し、1,254万9,000円としております。1の地方特例交付金です。

款12地方交付税に1億5,554万6,000円を追加し、24億954万6,000円としております。1の地方交付税です。

款16国庫支出金に1億4,404万円を追加し、30億3,800万円としております。1の国庫負担金、2の国庫補助金です。

款17県支出金に2,226万1,000円を追加し、7億7,364万8,000円としております。2の県補助金です。

款20繰入金から2億720万8,000円を減額し、5億585万8,000円としております。1の基金繰入金、2の特別会計繰入金です。

款21繰越金に9,523万3,000円を追加し、1億4,523万3,000円としております。1の繰越金です。

款22諸収入に122万3,000円を追加し、7,636万1,000円としております。5の雑入です。

款23町債に660万5,000円を追加し、13億1,342万9,000円としております。1の町債です。歳入合計。補正前の額94億918万3,000円に2億2,424万9,000円を追加し、96億3,343万2,000円としております。

次のページをお願いします。歳出です。

款1議会費から71万円を減額し、7,724万6,000円としております。1の議会費です。

款2総務費に6,999万7,000円を追加し、21億5,103万9,000円としております。1の総務管理費から3の戸籍住民登録費までです。

款3民生費に5,004万2,000円を追加し、21億9万円としております。1の社会福祉費から3の災害救助費までです。

款4衛生費に334万3,000円を追加し、5億9,643万6,000円としております。1の保健衛生費です。

款5農林水産業費に551万円を追加し、3億60万7,000円としております。1の農業費、2の林業費です。

款6商工費に1,408万1,000円を追加し、1億9,926万1,000円としております。1の商工費です。

款7土木費に295万7,000円を追加し、13億3,238万6,000円としております。1の土木管理費、2の道路橋りょう費、4の住宅費です。

款8消防費に2,869万4,000円を追加し、3億1,362万4,000円としております。1の消防費です。

款9教育費から1,566万5,000円を減額し、12億6,594万4,000円としております。1の教育総務費から、次のページにわたりまして、5の保健体育費までです。

款10災害復旧費に6,600万円を追加し、3億1,213万8,000円としております。2の公共土木施設災害復旧費です。

歳出合計。補正前の額94億918万3,000円に2億2,424万9,000円を追加し、96億3,343万2,000円としております。

次のページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正。

1の追加です。事項として、白旗・乙女地区放課後児童健全育成事業委託料です。期間が令和3年度から令和7年度までです。限度額が1,750万円となっております。

次のページをお願いします。

第3表、地方債補正です。

1、変更です。起債の目的、補正額、補正後の限度額を説明いたします。起債の目的、臨時財政対策債に380万5,000円を追加し、1億1,962万9,000円としております。過疎対策事業債から3,850万円を減額し、7億2,950万円としております。緊急防災減災事業債に1,330万円を追加し、1,460万円としております。災害復旧事業債に2,800万円を追加し、8,140万円としております。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、いずれも変更ございません。なお、本補正予算の資料としまして、別紙に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業一覧表を添付しております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。まず最初に、歳出について質疑をお願いします。13ページ款1議会費から18ページ款4衛生費まで。13ページから18ページまでです。質疑をお願いいたします。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） はい、7番。17ページのですね、老人福祉費の介護基盤緊急整備特別対策事業補助金に1,782万円とありますけど、これはどういった事業でございますか。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） はい、お答えいたします。現在、各行政区単位で地域の集いを行われている箇所が28行政区ございます。その地域の集いで行われているところ、地域の集いといいますのが、介護予防活動をされているところということでございますが、その地域の集い、介護予防教室をされている拠点となります公民館。この公民館をバリアフリーにするとか、トイレの改修であるとか、手すりを付けるとか、そういう公民館の改修の必要な箇所について補助事業で対応をするというような事業でございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） はい。7番、荒田です。ただいま説明ありましたが、聞いて

てみるとですね、かなり高額な補助が出るような話になっているんですけど、その採用要件というか、そのあたりが難しいのかなと思うんですけども、そのあたりがもし難しくないうであればですね、今後その28行政区ですか、今、多分されているのが4から5ぐらいの行政区が今、されてたと思うんですけども、今後そのPRをですね、こういった事業ありますというのをもっとしていただきたいなと思いますけれども。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） はい、お答えいたします。議員言われるとおりですね、これまで平成30年度において中横田、令和元年度におきまして下豊内、浅井、上田口。令和元年度の予算を繰り越しまして、今年度、早川まで5行政区が終了しております。で、本年は緑町と糸田を予定しております。補助単価につきましては、891万円が上限、補助の上限と。で、891万円以下の改修工事であれば10分の10ということで受益者の負担もない、町のほうもこれは全額県のほうからいただく補助金ですので、議員言われるとおり大変有利な補助事業ということになっております。要件としましては、先ほど言いました地域の集い、介護予防活動をもう現在実践していただいている。それと、その公民館について、どうしても改修が必要だよという危険度とか緊急度が必要と。それと、その介護予防各教室につきましては、介護予防サポーターというのを町のほうで講習会を開いて養成をしておりますが、そのサポーターの方が関わって介護予防教室をしていただく。例えば、介護予防教室につきましては、町のほうでは生き生き100歳体操、かみかみ100歳体操というのが県のほうも推奨しております。高齢者向けの体操ということで、その体操を含めてですね、脳トレ等もありますけども、そういう活動をしていただくと。それと、もう一つ。最低でも5年間はしていただくと。891万、約900万円ですけども、最高使えば900万近い金が入るということで、5年という縛りはありますが、基本的にはずっと続けていただきたいと。最低でも5年間をお願いしますというようなかたちでございます。

あと、介護予防教室を最低週1回は開いていただくというようなこともございます。

それと、周知につきましてはですね、地域の集い、行われておられます行政区に対しましては、直接こういう事業があるので希望されますか、されませんかというようなお問い合わせをしているということでございます。

それと、地域の集いを行われていない行政区については、まず介護サポーターを養成していただくように声かけをして、今年も今月の末から介護予防サポーター教室を開催しますので、それに参加していただくような呼びかけを各行政区に対しては行っているという状況でございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。議会費から衛生費まで質疑を行っております。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんね。次に、19ページ款5農林水産業費から26ページ款10災害復旧費までです。19ページから26ページまでの質疑をお願いいたします。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 20ページの商工振興費の中にある移動販売整備事業。新型コロナウイルス感染症対応地方再生臨時交付金事業一覧の中にもございますが、町内の事業者が2事業者受けるかたちになってますが、どちらが受けられるのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい、お答えいたします。この事業につきましては、この補正予算が可決後に公募によりまして事業者を決定したいというふうに考えています。以上になります。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） すみません、続いて、その交付金のすぐ下にありますやな場の環境整備工事というのがございますが、こちら、どういうふうな工事をされる予定でしょうか。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい。やな場の環境整備につきましては、コロナウイルス対策といたしまして、感染症防止のためにですね、廊下の塗り替え等も定期的に必要なになりますが、この事業を使いまして、感染しにくい、そういう廊下等の塗り替え。また、換気等ですね、施設の整備等を考えているところでございます。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 福田議員。

○9番（福田謙二君） はい、9番。25ページでございます。節の17、備品購入費として新型コロナウイルス感染症対策総合運動公園備品。1,006万5,000円とありますけど、この内訳を教えてくださいと思います。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（奥村伸二君） はい、お答えいたします。これにつきましては、コロナの臨時交付金でございまして、保健体育総務費スポーツ施設に対する経営支援事業になりまして、コロナの対応で運動公園が休止した場合の天然芝や人工芝サッカーコート、テニスコートの維持管理をするための機械購入費でございまして、乗用の草刈り機が1台、それから草集積機が1台、それから人工芝のごみ等の掃除、こういったものを管理します人工芝スーパーという機械がございます。これが1台。それからもう一つですが、総合運動公園でのイベントを行いました際にコロナ対策のための受付区域とか、立ち入り禁止区域を設けますための区切るための移動式フェンス30基分の費用でございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） ページ、22ページは該当しますよね。

○議長（宮川安明君） はい。

○6番（佐野安春君） 防災対策費の負担金補助の中に自主防災組織の活動支援金というのがありますが、これは内容的にどういったものでしょうか。

○議長（宮川安明君） 暮らし安全推進室長。

○暮らし安全推進室長（佐々木善平君） はい。お答えいたします。自主防災組織の活動支援金でございますけども、これにつきましては昨日の一般質問でも申し上げました。コロナ対策をすると避難所の収容人員が非常に少なくなって分散避難を呼びかけております。そのために住民の分散避難を促進するために、地域の公民館、公民館を拠点とする自主防災組織の活動。これは資機材の整備ですね、資機材の整備等が入ります。これを支援し、公民館の避難所機能を強化するというので、基本的に自主防災組織に10万円。あと、世帯数に応じて2,000円を割り増しして交付をするというものでございます。また、42だけでなく、これからもうちも自主防災組織を作るぞというようなところにもですね、手厚く支援をしたいということで、こちらのほうもまた同じような支援をして行くつもりでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） はい、7番。こちらの別紙のほうからのでもよろしゅうございますか。

○議長（宮川安明君） はい。

○7番（荒田 博君） 9の教育費の中に、小学校と中学校の中で新型コロナウイルス感染症の対策ていうか、の中で、学習の支障のために臨時休校中の児童・生徒に対する課題を書いている学校がよく、授業の遅れを取り戻すために家庭学習等に必要な課題を児童・生徒に配布するというので、小中学校に書いてありますけども、これを授業の遅れをですね、取り戻す部分で、教材とかを多分購入されるかと思うんですが、もともとその、休み中に勉強できる子は勉強していると思うんですが、なかなか休み中に勉強できない子となかなか学習に取り組めないような子等もいらっしゃるかと思います。そういった子たちとか、その分もあるので、これを、これだけがメインじゃないかとは思いますが、それをどういうふうを活用されるのかなという、その考えをお聞きしたいと思っておりますけど。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） これにつきましては、授業の遅れを取り戻すというふうに書いてありますけども、そのほかにもですね、今いろんな活用が。この部分については基本的には、紙代であるとかトナー代でありますとか、臨時休校中にですね、子どもたちに持って帰っていただくプリントが相当あります。それで、授業を補おうということでございますので、その分ですね、普通の何倍というふうなかたちでプリントと答案が使われていると、その分の補助というふうに考えていただければ結構かと思っております。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかに。

1 番、甲斐議員。

○1 番（甲斐良二君） はい、1 番、甲斐でございます。23ページ、教育費の中学校費ですね。修学旅行、解約負担金147万2,000円と計上されてますけど、これ、キャンセル料というのは、これ、中止になったということじゃないですよ。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） はい。これは中止になったというわけじゃございません。もし中止になった場合はですね、その分のお金をその臨時交付金のほうから出すことができますよということでございまして、中学校はですね、11月を予定しておられたんですけども、2月に延期をされております。で、それがまた今年度中にできない場合は、このできない場合のみですね、このお金を使用させていただくということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（宮川安明君） 1 番、甲斐議員。

○1 番（甲斐良二君） 修学旅行の関連ということで、小学校の修学旅行はどうなるんですかね。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 小学校の修学旅行につきましてはですね、若干バス会社が違います。で、バス会社が違いますので、地元の熊本バスさんが小学校になってますけども、それにつきましてはですね、32日以前だったらキャンセル料はかからないということでございます。中学校はですね、もう今の段階でかかるというようなことではございますので、小学校についてはですね、12月の、もしそういうことがあれば12月の補正で対応させていただくならというような予定でございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。ありませんね。

次に、歳入全部について質疑をお願いします。歳入全部です。9ページから12ページまで、歳入全部についての質疑をお願いします。9ページから12ページまで、歳入です。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 最後に、本予算全部について質疑をお願いします。本予算全部です。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 第2次補正については甲佐町は家賃として、2億7,000万ほどだったと思いますけども、国のほうはですね。家賃支援を含む事業継続や雇用維持への対応分として4,300万。新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化ということで2億2,800万というふうに配分が分かれてですね、交付されておりますけれども、甲佐町はその点どういうふうに配分がですね、どういうふうに計算されてるのか、その配分に関係なくされているのかですね、その点をお伺いをいたします。そして、ちょっと計算が私のほうなかつたものですから、申し訳ないんですけども、今回の補正の中でですね、これを集計をす

ればいいわけですが、第2次補正の中でですね、今回のコロナ対応、第2次補正の中でですね、今回、提案をされた事業、総事業費の合計ですね、それを教えていただきたいと思います。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（古閑 敦君） はい、今、地方創生臨時交付金の金額ですが、議員言われましたように第1次配分で8,562万3,000円。それと第2次配分で合計で2億7,216万9,000円。合計で、今、3億5,779万2,000円の配分で甲佐町のほうには来ているところです。で、2次配分のときに事業継続への対応とか、新しい生活様式への対応ということですが、一応、本町におきましてはその配分には関係なくしているところです。で、今回の新型コロナウイルス関連での合計なんですけれども、交付金の金額ベースでいきますと、前回までに1億9,237万2,000円の交付金を使うということで、今回の臨時交付金のほうで1億7,089万で、合計2億9,946万1,000円の配分分を活用するというようにしているところです。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

福田議員。

○9番（福田謙二君） はい、9番です。この補正にはですね、ちょっと関係ないんですけども、日曜日にですね、地元の地区の会に参加させていただきました。で、そのときに龍野のふれあいセンターにですね、センターの中にブルーシートを被せて触るなっていうようなことをしてあったんですけども、何かこれは、担当課としてなんか知っておられるならば教えていただきたいと思いますが。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） 龍野福祉ふれあいセンター、龍野だけではないんですが、白旗、乙女、すべての施設にブルーシートを被せたものを置いております。これは、くらし安全推進室のほうからですね、今回は避難所として、今年については避難所としては活用しておりませんが、避難所のパーテーション、避難所として使ったときのパーテーション。それと段ボールの簡易ベッド、それらの物品についてですね、施設の片隅に置いているということで。繰り返しになりますが、今年には使っておりませんが、避難所としてふれあいセンターを使ったときの備品ということでございます。

○議長（宮川安明君） はい、井芹議員。

○10番（井芹しま子君） GAGAスクールにですね、第2次補正の中で1億5,000万円ほど使ったと、購入したと思うんですけども、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） はい。今回GIGAスクール構想の第4事業費としてですね、1億6,500万ほど使っております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） すみません、使っておりません。使う予定で計上しております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 第2次補正からですね。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） はい、そうです。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） 申し訳ございません。先ほど、町営住宅の管理条例が改正されておりますけども、その中でちょっと聞くことを、大事なことを聞くことを忘れておりませんでしたので、この場をお借りして聞かせていただきたいと思います。

○議長（宮川安明君） 補正の住宅管理費関連で言われるんですかね。

○12番（本田 新君） もう一度言います。先ほどの町営住宅管理条例の改正が行われておりますけども、その中で聞き忘れておりましたので、大事なことでありますので、是非ともこの場で質問を許していただきたいと思います。

○議長（宮川安明君） どうぞ。

○12番（本田 新君） 関連で言うことでありますけども、一つ、お許しをいただいて質問させてください。この中で、町長は必要あるときは、期限付きで入居されてる方を転出させることができるというようなことで、ちょっと、思いことだろうと思います。で、そのへんにはやっぱりそれなりの理由があるだろうと思いますので、その点だけお聞かせ、確認をさせていただきたいと思います。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 今回の条例の制定の提案については、実は議会運営委員会のとときにはその思いをですね、お話をさせていただいた経緯があります。で、今回は災害公営住宅について期限付きの入居の規定を定めた条例を、ご承認を先ほどいただいたところで、で、大前提として、熊本地震に伴い、現在、災害公営住宅に入居されている方々に対する制限はございません。で、この災害公営住宅建設にあたっての考え方をですね、再度思いを振り返らせていただきたいと思いますけれども、この住宅建設にあたっての考え方として、まず1番目に被災が大きかった地域というのを配慮。そして生活の利便性を考慮させていただいて、甲佐団地、それから芝原団地、乙女団地と3カ所に分けてこの住宅を建設をさせていただいたということです。で、住環境としては非常に適地に、3カ所ともですね、建設をしたという思いであります。

それから2番目に、この住宅の形式が長屋方式じゃなくなって二戸一住宅、一部は一戸建てのかたちで建設をさせていただいております。さらには浄化槽設置については全戸からの収容方式ではなくって、各棟1基ずつ設置をしたところでもあります。なぜ、こういうふうな方式、建設のやり方にしたのかということですがけれども、やはりそういう方針を立て

たのは将来、災害公営住宅としての役割を終えたのちの施設の有効活用。これは町としては財政的なこともありますし、これは考えて動かなくちゃならない、そういうこともらんでのですね、建設の形態をとおしていただいたところでもあります。で、この公営住宅の規則についての法的な見解ですけれども、公営住宅法によりますと、第44条第1項の中で、公営住宅が整備後一定期間、これは耐用年数の4分の1となっておりますけれども、木造住宅でいきますと、これが7年から8年というような期間になります。で、その期間を超過し、入居者も安定したのちには災害公営住宅の使命ある一を果たされたと解されまして、一定の要件のもとに譲渡ができるというような規定となっております。で、過疎地におきましては、更に特例が認められておりまして、一定の要件となるこの一定の要件がですね、過疎地の場合にはその要件が必要となりません。一定の要件ていうのが、一つには、当該地域の実情から公営住宅等として維持管理する必要がなく、かつ建替えにより戸数の増加を図る必要がないことが一つの要件です。

それから2つ目が、敷地の将来の都市建設用地等の公有地として保有する必要がなく、かつ譲渡しても都市計画上支障を生ずるおそれのないものであること。通常はその、これが一定の要件となりますので、それを満たしておかなくちゃなりませんけども、過疎の場合はそういった2つの要件も対象とならないということをご理解ください。で、その上に立ってですね、東日本大震災のあとの現在の状況、考え方がどういうふうなことになっているかといいますとですね、東日本大震災の復興特別区域法等による特例におきますと、被災地域においては、一定期間経過後に平時では想定し得ない公営住宅の受給額、要するに空家ですね。が発生をして事業主体が負担する管理コストの増大が予想される場所であるため、災害公営住宅の大量供給を進めるにあたっては事業主体の概念を払拭すべく、災害公営住宅の建設後、公営住宅の需給の状態に応じて断続的に譲渡処分を行い、売る環境を整える必要があるというふうにされております。そういう考え方もありますし、町としても当初のこの建設計画については、そういった将来の活用方法をにらんだところでの建設形態を取っておりますので、町としても将来はそういう譲渡、払い下げを念頭に置いて対応していきたいと考えががあります。ただ、先ほども言いましたとおりですね、これを処分するにあたっては7、8年の年数が必要となりますので、当面、その期間についてはお隣には子育て支援住宅もありますので、子育て支援を厚くする意味で、その期間は期限を設けて活用して行こうという考えががあります。そういうことでですね、今回、条例についてもご承認いただいたところですが、そういう思いがあるということは是非ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） それでは、売却を、将来的に売却を考えておるということで、もう一つお聞きしますが、土地ごと、土地含めて売却をされるというふうに考えておられるのか。と、もう一つはその二戸一住宅だから一人の方がいつまでも残っておられるのでは売却できないから転出を求めるといような、そういったふうに考えてよろしいでしょ

うか。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 冒頭に質問がありましたとおり、入居を見通しての場面がありますよというような、そういうことを想定してからの町もちゃんと対応しとかなきゃいかんということでの提案であります。それと、土地と建物については、これはやっぱり一緒に考えているだろうというふうに思います。特に役場の東側の子育て団地においては非常に便利のいい場所でもありますし、これは将来そういうことが、一番早く、そういう状況に持って行けるておかしいですけど、そういう状況になるんだなというような考えもあります。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑ありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 令和2年度甲佐町一般会計補正予算について、反対の立場から討論させていただきます。

政府は新型コロナウイルス感染症拡大対策のための、また、1次補正は1兆円で行いました。5月には第2次補正を閣議決定して最初より大幅に増額をしました。甲佐町におきましても第1次、先ほど答弁いただきましたように第1次補正は8,500万、第2次補正では2億7,200万ほどが交付されております。すでに第2次補正の交付金のうちからGIGAスクールに1億6,500万円が投入されております。残りは1億2,000万あまりとなっております。全体をとおして見ましても、農業それから商工業など支援策は相当が遅れてきております。そういった点です、私は全世帯に及ぶようなですね、町民の暮らしへの対応、それから子育て支援などへの対応、もっとこういった点です、拡大されるべきだというふうに思います。そういったところから今回の一般会計補正予算については反対をさせていただきます。

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） はい、8番。議案第54号、令和2年度甲佐町一般会計補正予算（第6号）につきましては、2億2,000万あまりの追加補正ということでもありますけども、国のですね、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業ということで、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第54号「令和2年度甲佐町一般会計補正予算（第6号）」を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案どおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮川安明君） 起立多数。よって、本案は原案どおり可決されました。
しばらく休憩します。

休憩 午後 3 時10分
再開 午後 3 時20分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15 議案第55号 令和2年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（宮川安明君） 日程第15、議案第55号「令和2年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（藤井貴美代君） 議案第55号、令和2年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

令和2年度甲佐町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,180万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億767万1,000円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

令和2年9月11日提出。町長名です。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

款4 県支出金に36万6,000円を追加し、10億6,689万1,000円としております。1の県補助金です。

款7 繰入金に172万5,000円を追加し、1億6,809万1,000円としております。1の一般会計繰入金です。

款8 繰越金に971万3,000円を追加し、1,971万3,000円としております。1の繰越金です。

歳入合計。補正前の額14億9,586万7,000円に1,180万4,000円を追加し、15億767万1,000円としております。

次のページをお願いいたします。歳出です。

款1 総務費に172万5,000円を追加し、3,189万6,000円としております。1の総務管理費です。

款5 保健事業費に50万1,000円を追加し、1,775万9,000円としております。2の特定健

康診査等事業費です。

款7 諸支出金に24万4,000円を追加し、124万8,000円としております。2の繰越金です。

款8 予備費に933万4,000円を追加し、1,177万9,000円としております。1の予備費です。

歳出合計。補正前の額14億9,586万7,000円に1,180万4,000円を追加し、15億767万1,000円としております。

今回の補正の主なものは、令和元年度の決算剰余金の処分に伴う繰越金の増額と、繰入金精算に伴う一般会計への繰出金の増額。また、保健事業において保健指導や検診の受診勧奨を行う会計年度任用職員の報酬等の増額と、それに対する県補助金の増額補正になります。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。質疑につきましては本予算全部についての質疑をお願いいたします。本予算全部です。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） はい、7番。議案第55号、令和2年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、ただいま説明がありましたとおり令和元年度の決算の認定によるものでございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これですべて討論を終結します。

これから、議案第55号「令和2年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号「令和2年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」は原案どおり可決されました。

日程第16 議案第56号 令和2年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（宮川安明君） 日程第16、議案第56号「令和2年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） 議案第56号、令和2年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

令和2年度甲佐町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところにより

ます。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,621万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億2,937万円とするものです。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

令和2年9月11日提出。町長名でございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

款1介護保険料から668万1,000円を減額し、2億7,052万5,000円としております。項1介護保険料です。

款8繰入金に1,269万8,000円を追加し、2億6,533万9,000円としております。項1一般会計繰入金です。

款9繰越金に9,019万8,000円を追加し、9,019万9,000円としております。項1の繰入金です。

歳入合計。補正前の額15億3,315万5,000円に9,621万5,000円を追加し、16億2,937万円としております。

3ページをお願いいたします。歳出です。

款1一般総務費に307万5,000円を追加し、4,617万5,000円としております。項1総務管理費、項3運営協議会費です。

款4地域支援事業費に31万3,000円を追加し、7,335万8,000円としております。項1包括的支援事業任意事業費です。

款5基金積立金に4,000万円を追加し、4,002万1,000円としております。項1基金積立金です。

款7諸支支出金に3,246万4,000円を追加し、3,246万7,000円としております。項1償還金及び還付加算金、項2繰出金です。

款8予備費に2,036万3,000円を追加し、2,733万9,000円としております。項1予備費です。

歳出合計。補正前の額15億3,315万5,000円に9,621万5,000円を追加し、16億2,937万円としております。

今回の補正につきましては、6月議会においてご議決いただきました低所得者層に対します保険税の軽減分の反映、軽減に伴います繰入金。それと、元年度分の伴います繰越金の補正を行っております。歳出におきましては、基金繰入金、それと元年度の事業終了に伴います国・県への返還金並びに町への繰出金について補正をお願いしております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。質疑につきましては本予算全部についての質疑をお願いいたします。本予算全部についての質疑をお願いいたします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番。議案第56号、令和2年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、補正額で9,621万5,000円の増額ということでございます。補正内容につきましては、令和元年度決算に伴う繰越金の確定等に伴う歳入額の補正。また、歳出におきましても決算に伴う基金積立金や予備費等であることから、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第56号「令和2年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号「令和2年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）」は原案どおり可決されました。

日程第17 議案第57号 令和2年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（宮川安明君） 日程第17、議案第57号「令和2年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（藤井貴美代君） 議案第57号、令和2年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

令和2年度甲佐町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ174万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,565万1,000円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

令和2年9月11日提出。町長名です。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

款5繰越金に174万8,000円を追加し、174万9,000円としております。1の繰越金です。

歳入合計。補正前の額 1 億6,390万3,000円に174万8,000円を追加し、1 億6,565万1,000円としております。

次のページをお願いいたします。歳出です。

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金に159万8,000円を追加し、1 億5,867万1,000円としております。1 の後期高齢者医療広域連合納付金です。

款 5 予備費に15万円を追加し、15万8,000円としております。1 の予備費です。

歳出合計。補正前の額 1 億6,390万3,000円に174万8,000円を追加し、1 億6,565万1,000円としております。

今回の補正は令和元年度の決算剰余金の処分に伴う繰越金の増額と、令和元年度分保険料の追加納付に係る歳出の増額となります。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。本予算全部についての質疑をお願いいたします。本予算全部についての質疑をお願いいたします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） はい、4番。議案第57号、令和2年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、補正額で174万8,000円の増額ということでございます。補正内容につきましては、令和元年度決算に伴う繰越金の確定に伴う歳入額の補正。また、歳入におきましても広域連合納付金の補正及び予備費への補正であることから、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第57号「令和2年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号「令和2年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は原案どおり可決されました。

日程第18 発議第2号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」の提出について

○議長（宮川安明君） 日程第18、発議第2号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」の提出について」を議

題とします。

事務局長をして朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（北畑公孝君） はい。それでは、発議第2号について朗読いたします。

発議第2号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」の提出について。地方自治法第99条の規定による別紙意見書を甲佐町議会会議規則第13条の規定により提出する。

令和2年9月15日提出。提出者、甲佐町議会議員、宮本修治。同じく、甲佐町議会議員、荒田 博。甲佐町議会議長、宮川安明様。

次のページをお願いします。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いてる中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。地方自治体は福祉・医療、教育、子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想される。よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方、税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

記。1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3、令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補てん措置を講じるとともに、減収補てん債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4、財源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については積極的な整理合理化を図り、新設、拡充、継続にあたっては有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5、特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月15日、熊本県甲佐町議会。

次のページをお願いします。

意見書の提出先です。衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、

厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 次に、提出者の説明を求めます。

8番、宮本修治議員。

○8番（宮本修治君） 説明いたします。今回の意見書提出に関する発議につきましては、局長朗読のとおりでございますけれども、新型コロナウイルス感染症の拡大は甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いております。この中で地方税・地方交付税の大幅な減少等により、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想されます。このような状況において地域の実情に応じた行政サービスを安定的かつ持続的に提供していくためには、地方税・地方交付税等の一般財源総額の確保・充実が必要不可欠であります。このため、地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求め、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書の提出を発議したものです。議員各位におかれましては、賢明なる判断をお願いし、説明とさせていただきます。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。なにか質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

本田議員。

○12番（本田 新君） ただいまの発議第2号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書でありますけれども、本当にこう、今回のコロナのことで地方の財源も非常にひっ迫していることはもう誰の目にも明らかでありますので、国において地方を守るということを意図する意見書でありますので、この発議に対しまして賛成をいたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、発議第2号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財源の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」の提出について採決をいたします。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定しました。

日程第19 議員派遣について

○議長（宮川安明君） 日程第19「議員派遣について」を議題とします。

お諮りします。議員派遣については、お手元に配布のとおり派遣することにしたいと思います。なお、日程等に変更があった場合は、議長に一任していただきたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣についてはお手元に配布のとおり派遣すること、日程等の変更については議長に一任することに決定しました。

日程第20 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

日程第21 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

○議長（宮川安明君） 日程第20「総務文教常任委員からの閉会中の継続審査の申し出」、日程第21「産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」、以上2件については一括議題といたします。

お手元に配布のとおり、総務文教、産業厚生との2つの常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。ただいま申し出の2つの常任委員会からの申出書のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会からの申し出については申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第22 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

○議長（宮川安明君） 日程第22「議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」を議題とします。

お手元に配布のとおり、議会運営委員会から閉会中の継続審査の申し出がっております。申し出のとおり閉会中の継続審査にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上をもって本定例会に付議されました事件は全て議了しました。

これで、議会を閉じます。

閉会前にあたり、奥名町長よりご挨拶をお願いいたします。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 9月定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

今期定例会は9月11日から本日までの5日間にわたり、提案をいたしました案件につきまして、精力的にご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決をいただき、本日ここに閉会の運びとなりましたことは、町政の執行に当たりご同慶に存するものであります。

ここにご議決をいただきました、令和2年度一般会計補正予算をはじめ、各議案の成立によりまして、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すとともに、町政全般にわたり、

なお一層の政策推進を図り、町民の皆様の福祉の向上に努めてまいり所存であります。

また、今議会でご指摘をいただきました事項につきましては、今後の町政運営に生かしていく所存であります。

今後とも町政運営、町政発展のため、特段のご協力とご指導をいただきますよう心からお願いを申し上げて、閉会のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（宮川安明君） 本定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は11日に開会、本日15日までの5日間にわたり、重要案件を終始熱心に審議され、本日ここに全て議了し、無事に閉会の運びとなりました。議員各位とともに誠にご同慶に堪えません。ここに、本会期中における議員並びに執行部各位のご努力に対して深く感謝を申し上げます。

なお、町執行部におかれましては、各議員の意見等を尊重していただき、町政発展に向けた今後の施策に十分反映されますことを切に希望するものでございます。また、議員各位におかれましては、終始精力的なご審議をいただき厚くお礼を申し上げます。今後とも町民の付託とご期待に応えるべく、さらなるご尽力を賜りますようお願い申し上げる次第でございます。

最後になりますけど、皆様にはくれぐれも健康に留意していただきますようお祈り申し上げ、令和2年第3回甲佐町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午後3時53分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

甲佐町議会議長

甲佐町議会議員

甲佐町議会議員

甲 佐 町 議 会 会 議 録
令 和 2 年 第 3 回 定 例 会

令 和 2 年 9 月 発 行

発 行 人 甲 佐 町 議 会 議 長 宮 川 安 明
編 集 人 甲 佐 町 議 会 事 務 局 長 北 畑 公 孝
作 成 オ フ ィ ス エ ム ワ ン 電 話 (096) 234-2208

甲 佐 町 議 会 事 務 局

〒861-4696 上 益 城 郡 甲 佐 町 大 字 豊 内 719-4
電 話 (096) 234-1198